

第14回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年6月29日（月）17:50～18:16
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議	長	安倍	晋三	内閣総理大臣
議	員	麻生	太郎	財務大臣 兼 副総理
同		石破	茂	内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域） 兼 地方創生担当大臣
同		有村	治子	内閣府特命担当大臣（規制改革） 兼 行政改革担当大臣
有識者議員		秋池	玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同		坂根	正弘	株式会社小松製作所相談役
同		坂村	健	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
同		竹中	平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
同		八田	達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授
		西村	康稔	内閣府副大臣

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1） 区域計画の認定について
 - （2） 改訂成長戦略における規制改革事項などについて
- 3 閉会

（説明資料）

- 資料1 区域計画の認定について
- 資料2-1 改訂日本再興戦略素案 国家戦略特区部分（概要）
- 資料2-2 改訂日本再興戦略素案（抜粋）
- 資料3 国家戦略特区 今後の進め方について（有識者議員提出資料）

（参考資料）

○ 国家戦略特区 各区域の状況について

(議事録)

○石破議員 ただ今より第14回「国家戦略特別区域諮問会議」を開きます。

本日は、菅議員は欠席です。また、甘利議員が欠席のため、西村副大臣が出席いたしております。

議事に入ります。

まず、一つ目の議題の「区域計画の認定について」は、資料1を御覧いただきたいと存じます。

今回は、6月16日に福岡市から病床規制に関する医療法の特例について1件、新潟市から農業生産法人に係る農地法等の特例及び雇用労働相談センターの設置について計6件、沖縄県からエリアマネジメントに係る道路法の特例について2件、東京圏から二国間協定に基づく外国医師の業務解禁、都市計画法の特例、エリアマネジメントに係る道路法の特例について計9件、以上の認定申請がありました。

必要に応じて、関係大臣には既に御同意をいただいております。

本計画案につき、国家戦略特区法第8条第8項に基づき、本諮問会議の意見を聞くことといたします。御意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○石破議員 異議なしと認めます。ありがとうございます。速やかに認定の手続を行います。

二つ目の議題であります。これまで区域会議や全国から募集した提案等を基に、更なる規制改革を実現すべく、国家戦略特区ワーキンググループで精力的に関係各省と議論いたしました成果を、日本再興戦略改訂2015の素案に記載しております。資料2-1に記載しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

要旨を御説明申し上げます。本年度末までの集中取組期間内に岩盤規制全般について突破口を開くため、残り1年弱の間に一層のスピード感を持って大胆な規制改革を実現することが不可欠であります。

新たに指定する3地域につきましては、この秋の特定事業の開始を目指してまいります。

東京圏のうち、東京都につきましては、速やかに指定区域を東京都全域に拡大いたします。

また、今回の改訂には遠隔診療や小型無人機等の近未来技術実証の推進、医療イノベーションの推進、持続可能な社会保障システムの構築、地方主導による大胆な規制改革の実現をテーマとする14の項目を記載いたしました。

それでは、それぞれの項目の詳細と資料3につきましては、ワーキンググループで各省市と折衝していただきました、八田議員から御説明いただきたいと存じます。

【公表案】

よろしくお願ひ申し上げます。

○八田議員 御説明申し上げます。

まず、資料2-2の5ページを御覧ください。ここに今回の成長戦略に盛り込まれる特区改革項目を列挙してございます。

まず①は、前回のこの諮問会議で途中経過を御説明いたしました「テレビ電話を活用した薬剤師による処方薬の離島、へき地における服薬指導」についてです。おかげさまでこれができることになりました。それに併せて、民間事業者による医薬品の配達も可能になりました。

これはお薬についてですけれども、遠隔診療についても、テレビ電話を広範囲に使えることが明確化されました。これが②です。すなわち、初診の場合であっても、直接の対面診療を行うことが困難である場合には、医師の判断によって、テレビ電話などを用いた遠隔診療が可能になるということを、速やかに通知として発出することが決まりました。処方薬の服薬指導だけでなく、遠隔診療に関しても新技術の利用がかなり進むと思います。

以上の①②は、近未来技術の「活用」のための規制緩和ですが、次の6ページの④、⑤、⑥には、近未来技術自身の「研究開発」のための規制緩和を列挙しております。

④は、ドローンに関してです。ドローンには、これまで規制がございませんでしたから、航空法改正によって運用ルールを作ることになります。がその際に、新技術の実証は、特区を利用してのびのびとできる。そのように検討していくということが決まりました。

⑤は、電波法に関してです。ベンチャー企業は、製品開発のためならば特区においては広い範囲の電波帯を使えるようになりました。今までは、製品開発に際しても、電波法によって使える電波帯が厳しく制限されてきました。

⑥は、自動走行の自動車についてです。レベル4というのは完全に人が乗っていない運転ですけれども、このレベルでの国際的な基準作りに積極的に取り組むことを我が国としてはこれから検討していくということが決まりました。

ここの一連の④⑤⑥は、航空法、電波法、道路法などの改正によって、新技術の開発を進めようとするものであります。

次の7ページの⑦⑧は再び新技術の「活用」に関する規制改革です。

⑦は、医療用ロボットの活用範囲の拡大についてです。福祉施設で実際に使われているロボットのHALが、医療用で認定されると、途端に福祉施設では使えなくなるという規制がございします。しかし、それは柔軟に活用できるようにすることが決まりました。

⑧は治験期間についてです。医療機器を新しく承認するときに、今まで治験に大変な時間とコストがかかっていたのですが、医療機器に関しては、治験の期間を短縮することが決まりました。これは、国家戦略特区の初期メニューの「外国で承認された薬」については日本でも早目に承認するという項目とは違い、「日本発の医療機器」について、治験期間を特区の臨床研究中核病院では早めることができるようになったということです。

⑨は往診距離の拡大です。働く母親にとっては、子どもを預ける保育所を見つけること

【公表案】

が難しいのですが、保育所に預けても子どもが病気になった場合は、さらに悩みます。それを、病児の家に、保育士を派遣し、さらに、医者が往診をすることで解決している会社があります。

ところが、これまでは16キロを超えた往診による保険診療は許されないということになっていました。これは往診の診療報酬が高いため、16キロを超えて老人ホームなどに集中的に往診されると診療費がかさんで困るためだそうです。しかし、子どもの往診ではそのような集中診療は起きないし、家庭に入ってしまった小児科女医の社会進出を促すためにも有効だということで16キロ規制を外すことになりました。

最後、8ページの⑭です。獣医師養成系大学は、40年以上新設されていないのですが、今、エボラその他色々な獣に由来した病気が伝播しています。したがって、こういう研究者をつくるということは非常に大切なので、獣医大を新しく新設することを検討することになりました。

全体的に見ると、今回は①、②、⑦、⑧、⑨など厚生労働省関連で多くの重要な改革が行われたことが目立っています。

それでは、資料3で、私ども民間議員のペーパーを御説明させていただきます。

第1に、現在、参議院において審議中の改正特区法案の早期成立をお願いしたいと思います。この法案には、公設民営学校とか、地域限定保育士などの追加の規制改革項目が数多く盛り込まれています。このような改革項目に関しては、民間事業者が昨年秋から半年以上かけて関連事業を準備しておられます。例えば、地域限定保育士を来年度から採用するには、この秋にも試験をする必要があるからです。これ以上遅れると、そのような事業者の期待に沿えなくなることになりますし、民間投資を抑制してしまいます。したがって、本法案の早期成立を強くお願いしたいと思います。

2番目に、仙北、仙台、愛知など前回の諮問会議で決まった地方創生特区第一弾、及び東京都の全域を、政令によって速やかに指定していただきたいと思います。

あわせて、4月以来、自治体から頂いてきた提案を参考にする地方創生特区の第二弾の実現に向かった作業も、本諮問会議として直ちに取りかかるべきだと思います。

3番目、先ほど御説明申し上げました、遠隔処方などの、今回の改訂成長戦略に盛り込む規制改革事項については、次期国会も含めて、なるべく早く法的措置を講じていただきたいと思います。

次の第2ページ。集中取組期間のあと残された期間は1年弱です。この間にさらに岩盤規制改革を加速的に断行する必要があります。とりわけ、農林水産分野、特に水産、林業では改革に対して、大きな抵抗を受けています。地方創生推進の観点からも、これら分野における改革に重点的に取り組んでいきたいと考えております。

次は、既存6区域に対する評価です。第一次指定の6区域については、指定計画から1年を経て、合計68もの事業が認定されるという成果を上げています。しかし、全ての特区で成果が上がっているとは言えません。本諮問会議として、これら6区域の改革の成果を

【公表案】

評価するための具体的作業に直ちに入るべきだと思います。

最後は、特区のプロモーション強化です。現在、民間から特区事業の提案が数多く直接の特区の事務局に寄せられています。しかし、これらの提案を具体化することは元来各特区で対応すべき問題です。各特区の顔ともなる民間の特区プロモーターを置いて、ビジネス提案の相談に乗る専門家のチームを整備することが役に立つのではないかと思います。

また、そういうところが特区をPRするというにすれば、特区が民間の主導するビジネス拠点にできるのではないかと思います。

以上でございます。

○石破議員 ありがとうございます。

それでは、御出席の民間有識者の皆様方を始めとする議員の方々より御意見をいただきます。すみません、指名させていただきます。

竹中議員からお願いいたします。

○竹中議員 ありがとうございます。

まず、先週の金曜日に内閣府主催でこの特区のシンポジウムを虎ノ門ヒルズで開催していただいて、400名近い方が参加されて、ニコ動で中継されたのですけれども、2万人の方が御覧になったということで、大臣にもお出ましいたいて御挨拶いただいて、副大臣にも政務官にもお出でいただいたわけですが、引き続きこのようなことは大変重要であるかなと思います。

その上で、我々の意見は今、八田議員からの説明で尽きているのですが、追加的に3点申し上げておきたいと思います。

まず、特区に関しては、非常に前進しているということ認識して、関係者に感謝を申し上げるとともに、引き続き是非頑張ろうということをお願いしたいと思います。

6月23日火曜日の日経新聞の社説に出ております。新聞はなかなか力不足であるとか、そういう書き方を、新聞社の批判をしているのではなく、そういう書き方をするのでありますけれども、その中で、国家戦略特区を使って岩盤規制の一部に風穴を開けているのは前進であるということを書いておられて、一例として、医療分野、先ほどおっしゃった、薬剤師の対面原則の特例とかを挙げて、そのような認識がもう強まっていますので、特区を強化していくことは大変重要だと思います。

同時に、2番目として、今回も色々感じたのですが、各省庁と色々交渉して、ワーキンググループの方々にも頑張ってもらって、その中で、省庁間のコントラストというのはかなり出ているように思います。今回、先ほどの対面原則の話に象徴されるように、厚生労働省関係はかなり前進した。しかし、農水関係がほとんど、一番重要なところ、農業生産法人の出資要件とか、そういうところで本当に進まないし、林業、漁業も進まない。

我々はこれから特区の評価をしますけれども、同時に項目ごとに各省庁の対応の評価もしなければいけないのかなと思っております。

第3番目に、先ほどプロモーションが重要だと申し上げましたが、前回の産業競争力会

【公表案】

議で、特区ビジネスコンサルティングという会社が出来ているということを申し上げましたが、他にも調べてみると、地方議会ニュースというニュースサイトがあって、実は先週金曜日のシンポジウムの件での大臣の発言とか、副大臣、政務官の御発言とか、かなりこのサイトに出ていて、これがいわゆる改革の触媒としての役割を果たしている。そういうプロモーターの情報を集めて発信していくことも重要なのではないかと思います。

最後になりますけれども、この諮問会議は今年に入ってから4回目だと思います。本当にお忙しいスケジュールの中、4回開いていただいている。引き続き、ダボスでの総理の話を実現していくために、このペースで、できれば月1回ぐらいのペースで会議を開いて、区域会議もしっかりと見ていくという体制をお願いしたいと思います。

○石破議員 ありがとうございます。

坂村議員、お願いします。

○坂村議員 全体的には私も大変進んでいると思うのですが、やはりそれが正しく伝わっていないということで。PRの強化は重要だと思います。重ねて言わせていただきたいと思います。

また、あと1年ということで、そろそろ評価のときが来ているのではないかとということで、きちんと評価をするということが重要なのですが、そういうことを踏まえた上で、私がここに参加させていただいて、よく分かってきたことは、我が国は法律のベースが大陸法になっていますので、硬直化したルールが出来やすい構造的問題があるということです。ですから、時代に即してルールを常に見直す必要がある。ルールというのは法律ですが、これを見直さないとダメなのです。

ITの世界でよくバージョンアップと言いますが、法律は1回作ったからずっと同じでいいわけではなくて、また、議員の先生方は新しい法律を作るということもあるのですが、一度作ってしまった法律を時代に応じて迅速に変えていくことも重要で、特に技術のほうは状況変化のスピードが速く、最近よく齟齬が問題になってきた。これは当然のことなので、技術がどんどん変われば法律も変えられなければいけないということですね。

そういうことで、あと1年で、この後どうするかというところで、一つ私は提案したいのですが、定常的にルールを見直すようなシステムというか、機関というかを設けられないか。今、民間からもこういうことをやったらという提案がどんどん来ているわけですが、そういうものを受けて、第三者の有識者によって審議して、これはやはり早く直すべきなのかどうかということを定常的に見直し、提言するような機関というか、そういう恒常的なシステムを作ったほうがいいのではないかと考えております。

1年間集中的に、こことかワーキンググループとか民間議員とかでやったのですが、これで処理完了とはいきません。環境変化とルールの齟齬はこれからも新しく生まれ、今以上にひどくなります。恒常的な見直しシステムが必要です。我が国の法律が大陸法に基づいている以上、アメリカみたいにイノベーションを起きやすくするために、大陸法の欠点

【公表案】

を補完するために、何かそういう積極的に変化に対応するシステムが必要だということを強く感じました。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

坂根議員、お願いいたします。

○坂根議員 このペーパーの資料3の第3項に、「3、更なる規制改革事項」として、農林水産分野に触れています。今、竹中議員も触れられました。

私は、地方創生の全国共通テーマというのは一次産業、農林水産と観光だと思っております。

規制改革の取組というのをあえて分けると、三つに大別できるのではないかと思うのです。

一つは、地方行政がその気になれば、ほぼ推進できるもの。それから、民が積極的に参加してくるもの。この二つは特区に非常に向いていて、共通事項は民間参入規制がないという部分です。

三つ目が問題で、一次産業と観光の中では、既得権益を持つ関係団体、組合みたいな組織ですけれども、これが存在していることで、基礎自治体の自由度が非常に制限されている。私が今、5年前からお手伝いしている私の出身の島根県浜田市の林業などは、必ず県を入れないと、市にはほとんど権限がないということなのです。

ですから、基礎自治体の自由度を非常に制限されている上に、民間の参入が極めて難しい。JAがその最たるものだと思いますけれども、森林、水産の組合、旅館業、これは観光の中でおそらく相当制限されているのではないのかと。旅館業というのはこれまでどちらかという、むしろ地方では衰退する部分があったと思うのですが、これからはキャパシティを増やしていかなければいけないという条件の中で、こういった既得権益を持った関係団体が存在する部分については、どうしても中央政府がリードしないと、特区で地方に任せてもダメなのではないかと。

そういう意味では、先ほど竹中議員も指摘されましたように、農林水産については中央官庁のほうでもう少し強いリーダーシップをとっていただきたいと思います。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

秋池議員、お願いします。

○秋池議員 今までの議員の御発言同様なのですけれども、様々な分野で規制改革が進んできている一方で、差が出てきているというのも確かでありまして、この点については残りの期間の中では是非推進していただけるよう関係各省にもお願いをしたいところです。

もう一つ、1年がたちまして、評価をしていきたいと思いますという話がございまして、これはこれで非常に重要と思っております、指定されても活発に動いておられ、初めてのことに取り組んでおられる地域もあるのですが、それほどの取組の進展が見られない地域があ

【公表案】

る。指定されたことがある種の既得権になってしまっただけでは仕方がないわけではなく、そういったところをきちんと見ていく必要があるかと思えます。場合によっては取消しということもあり得るのだということも含めて、お考えいただくことが必要かと思っております。

それから、評価をするだけではなくて、課題解決のためにも定期的にモニタリングをしていくことも重要と思っております。うまく進まないのであればそれが悪いと指摘するためではなく、その原因は何なのかを理解し、共に解決していくことも含めて、せっかく作った国家戦略特区ですので、これらが日本の岩盤規制の改革にうまく働きかけるように活用していきたいと考えます。

○石破議員 ありがとうございます。

西村副大臣、お願いいたします。

○西村副大臣 一言だけ申し上げます。

国家戦略特区は、言うまでもなくアベノミクス成長戦略の大きな柱の一つであります。先ほど来御指摘がありますように、明日決定予定の成長戦略にもしっかり盛り込んでいるところでありまして、残り1年弱となった集中取組期間の中で、スピード感を持って、是非大胆な規制改革の実現に取り組んでいただきたいと思います。

特に、もうお話がありました農林水産分野、それから、シェアリング・エコノミーという新たな流れがありますので、そうした分野でやるべきことがまだまだたくさんあると思えますので、是非、引き続き関係者の皆様方には御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○石破議員 それでは、皆様、様々な御意見をいただきまして、ありがとうございます。これらの項目の速やかな実現を図ってまいります。

以上で予定された議事は終了でございます。

議長である総理から御発言をいただきますが、プレスが入りますので、少々お待ちください。

(報道関係者入室)

○石破議員 それでは、議長、お願いいたします。

○安倍議長 国家戦略特区が動き始めて約1年。この僅か1年で、安倍政権として、医療・農業・都市再生・雇用などの多くの分野で、岩盤規制改革を断行してきました。実際に、これまでに、合計68もの具体的事業が国家戦略特区で実現しました。

さらに、今国会に、教育や保育分野で、公設民営学校や地域限定保育士の導入などの大胆な規制改革の法案を提出しました。これこそが、安倍政権の規制改革のスピード感であります。

これに加え、これまでの民間有識者の皆さんとの議論を踏まえ、対面ではなく、テレビ電話などを活用し、遠隔医療と薬の処方を可能とする。ドローンや自動走行などの「近未来技術」の実証を行うための特区を最大限活用する。海外で認められていない日本発の「革新的医療機器」の治験期間を大幅に短縮する、といった思い切った規制改革事項を今回の

【公表案】

成長戦略にしっかりと盛り込んでいただきたいと思います。

これらのうち、法改正を要しないものは遅くとも年内実施を、また、法改正を伴うものは次期国会への関連法案提出を目指していきたいと考えます。

先般、特区の首長を一堂に会し、シンポジウムを開催いたしました。今後も特区の先進事例を多くの方々に知っていただくように努めていきたいと考えております。

○石破議員 総理、ありがとうございました。

プレスの皆様、御苦労さまでした。

(報道関係者退室)

○石破議員 進行に御協力、誠にありがとうございました。以上をもちまして、会議を終了します。次回の日程につきましては、後日連絡させていただきます。誠に忙しい中、ありがとうございました。

第15回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年9月9日（水）17:30～18:00
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	石破 茂	内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域） 兼 地方創生担当大臣
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	有村 治子	内閣府特命担当大臣（規制改革） 兼 行政改革担当大臣
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	竹中 平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授
	平 将明	内閣府副大臣
	西村 康稔	内閣府副大臣

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1） 区域計画の認定について
 - （2） 外国人家事支援人材の活用に係る指針について
 - （3） その他
- 3 閉会

（説明資料）

- 資料1－1 国家戦略特区の拡充と、区域計画の認定について
- 資料1－2 国家戦略特別区域 区域計画（案）
- 資料2－1 外国人家事支援人材の活用に係る指針案の概要

【公表案】

- 資料 2 - 2 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針（案）
- 資料 3 国家戦略特区 今後の進め方について（有識者議員提出資料）
- 資料 4 国家戦略特別区域基本方針の一部変更について

（参考資料）

- 国家戦略特別区域及び区域方針
-

（議事録）

○石破議員 ただ今より第15回「国家戦略特別区域諮問会議」を開きます。

竹中議員はテレビ電話での参加となります。坂村議員は御欠席であります。甘利議員も御欠席のため、西村副大臣が出席をいたしております。

まず、御報告を申し上げます

去る7月8日に改正国家戦略特区法が成立し、9月1日に関係政令とともに施行いたしました。今回の法改正における皆様のお力添えに、改めて御礼を申し上げます。

議事に入ります。

始めに、区域計画の認定につきまして、御審議をいただきます。資料1-1であります。

まず、国家戦略特区制度の拡充についてであります。

今回の特区法改正で、15の規制改革事項を追加したことにより、特区で実現可能な規制改革メニューは38となっております。

8月28日付で秋田県仙北市、宮城県仙台市、愛知県を地方創生特区、すなわち、国家戦略特区の二次指定として新たに追加をいたしました。東京都の区域についても、9区から都全域へと拡大をしたところであります。

今回の区域拡大により、売上金額ベースで見ますと、全国に占める特区の割合は、41%から約15%ポイント向上し、55.5%となりました。我が国経済の過半を国家戦略特区が占めることとなっております。

区域計画の認定申請についてであります。今月に入りまして、既に新規の3区域を含む七つの区域で区域会議を開催いたしました。その結果、合計で27事業について、内閣総理大臣への認定申請がございました。

詳細につきましては、副大臣より御説明申し上げます。

○平内閣府副大臣 それでは、資料1-1に基づき、認定申請のあった区域計画案につき、御報告いたします。

2ページを御覧ください。東京圏につきましては、9月3日に区域会議を開催し、8日に申請がございました。内容は、「都市計画の決定等に係る都市計画法の特例」、「公証

【公表案】

人役場外での定款認証に係る公証人法の特例」、及び「保育士資格に係る児童福祉法等の特例」を活用するもので、合計6事業でございます。

関西圏につきましては、9月3日に区域会議を開催し、8日に申請がございました。内容は、「エリアマネジメントに係る道路法の特例」、「試験用細胞等の血液使用の解禁に係る安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例」、及び「保育士資格に係る児童福祉法等の特例」を活用するもので、合計3事業でございます。

3ページを御覧ください。養父市につきましては、9月3日に区域会議を開催し、8日に申請がございました。内容は、「農業生産法人に係る農地法等の特例」及び「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の特例」を活用するもので、合計4事業でございます。

沖縄県につきましては、9月3日に区域会議を開催し、8日に申請がございました。内容は、「保育士資格に係る児童福祉法等の特例」を活用するものであります。

仙台市につきましては、9月7日に区域会議を開催し、8日に申請がございました。内容は、「NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例」及び「保育士資格に係る児童福祉法等の特例」を活用するもので、合計2事業でございます。

4ページ目を御覧ください。仙北市につきましては、9月7日に区域会議を開催し、8日に申請がございました。内容は、「国有林野の管理経営に関する法律の特例」及び「農業生産法人に係る農地法等の特例」を活用するもので、合計2事業でございます。

愛知県につきましては、9月8日に区域会議を開催し、同日に申請がございました。内容は、「農業委員会と市町村の事務分担に係る特例」、「農業生産法人に係る農地法等の特例」、「農家レストラン設置に係る特例」、「農業への信用保証制度の適用」、「保険外併用療養に関する特例」、及び、構造改革特区法の特定事業として「公社管理道路運営事業の特例」を活用するもので、合計9事業でございます。

いずれも必要に応じ、関係大臣には既に同意をいただいております。

以上でございます。

○石破議員 それでは、これらの計画案につき、法第8条第8項に基づき、本諮問会議の意見を聞くことといたします。御意見等はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員首肯)

○石破議員 それでは、異議がないと認めます。速やかに認定の手続を行います。

続きまして、外国人家事支援人材の活用に係る指針について、御審議をいただきます。

平副大臣より御説明申し上げます。

○平内閣府副大臣 それでは、資料2-1に基づき、国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針(案)について、御説明をいたします。

9月1日に施行された改正国家戦略特区法第16条の3において、女性の活躍推進や家事支援ニーズへの対応、中長期的な経済成長の観点から、地方自治体等による一定の管理体

【公表案】

制のもと、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国、在留を可能とする措置が講じられました。

外国人を雇用することができる企業は、事業の適正な実施を確保する観点から、内閣総理大臣がこの諮問会議の意見を聞いて定める指針に照らして必要な措置を講じなければならないこととされています。

本日は、家事支援活動を行う外国人材を雇用しようとする企業が講ずべき措置を定めた指針について御議論をいただきます。

まず、外国人材を雇用する企業を監理するため、国家戦略特別区域会議のもとに、国、関係自治体により構成される第三者管理協議会を設置します。この協議会において、外国人家事支援人材を受け入れようとする企業が所定の基準に適合していることの確認を行うとともに、当該企業に対し、監査や報告の聴取を行う枠組みを構築します。

その上で、受入企業が満たすべき基準として、外国人家事支援人材の雇用について、報酬額は日本人と同等額以上にすること、保証金の徴収等を禁止すること、必要な研修を実施すること等について定めるほか、受入企業において、苦情相談窓口を設置する等の外国人材を保護する仕組みを設けること、外国人材がやむを得ない理由により帰国旅費を負担できないときにこれを負担すること等について定めています。

この指針案に定める各般の措置を的確に実施することにより、家事支援活動に係る外国人の受入事業を適正かつ確実に実施をしてまいります。

以上です。

○石破議員 それでは、本指針案につき、法第16条の3第4項に基づき、本諮問会議の意見を聞くことといたします。御意見等はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員首肯)

○石破議員 それでは、異議がないと認めさせていただきます。ありがとうございます。それでは、速やかに公表いたします。

続きまして、次期国会に向けた規制改革事項の追加など、今後の進め方について、意見交換を行いたいと存じます。

有識者議員から資料の提出がございましたので、八田議員より御説明をお願い申し上げます。

○八田議員 おかげさまで、改正特区法が今国会で7月8日に成立し、それが早速9月1日に施行されました。資料3は、今後の進め方について、民間議員でもってまとめたものです。

第1に、この改正法に新たに追加された規制改革メニューや、初期に整備してまだ活用されていないメニュー（旅館業法の特例など）を早期に事業化することが極めて重要だと考えております。

【公表案】

新たに追加された3区域も含めて、九つの特区に、これらのメニューの活用を働きかけるとともに、活用しない自治体には、何でそれが活用できないのか、どういうものが障害になっているのか、説明していただくことにしたいと思います。

そのことは、本年度に進めております「各特区の評価」につなげていきたいと考えております。

第2は、次期国会に向けた、更なる規制改革事項の追加です。今回の改訂成長戦略に盛り込んだ規制改革事項について、次期国会も含めて速やかに法的措置を講じていくべきだと思います。例えば、「テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例」とか、「特区薬事相談制度による革新的医療機器の開発迅速化」といったものです。

今後の改革事項としては、農林水産関係は、これからも積極的にやっていこうと思いますが、そのほかにも次のようなものがございます。

一つは、近未来技術も活用した、インバウンド・ツーリズムへの対応です。

今、御承知のように、クルーズ船がたくさん来ているわけですが、これは入管に列ができるという状況になっています。入管の職員が少ないからです。したがって、入管業務を民間に移管したり、地方に移管したり、あるいは、自動ゲートを活用したり、そういう色々な措置をとる。その際、ロボット認証技術も迅速化に大いに役に立ちます。こういうことをやっていけるようにしたい。

過疎地域においては、タクシーなどがまるっきりないところがあるわけですから、そういうところは、自家用車のライドシェアをお互いにできるようなことをしたい。これもITの技術を活用するとできるだろう。

それから、おもてなしの精神で旅館業法の特例をなるべく拡充したいと考えています。例えば、今、農家民宿というものができますけれども、そういうものを、2、3日のことならば農家、民宿以外でもできるように、イベントがあるときには7日などと言わずにもっと短い期間でもできるように、そういう改正をしたいと考えています。

次の英語教育充実ですけれども、今は英語の先生として、例えば、外国人だとか帰国子女の方が特別免許状を取る場合には、まず、特定の学校がうちの学校はこの人を雇いたいと認定して、それを県で認めてもらうという仕組みなのです。それよりむしろ有資格者を市でもって認定してプールを作っておく。そして、欲しい学校は、そういう人たちをどんどん雇えるようにする。そういう仕組みにしたいと考えています。

クールジャパン人材の積極受入れは、日本の大学を出た人は割と日本で働きやすいのですが、専門学校で学んだ人の門戸が開かれていません。特に漫画、アニメ、料理、ファッション、デザイン、そういうもので専門学校を卒業した人は、即座に母国に帰らなければいけないという状況があるので、何年か日本で働いて日本の本当の実務を覚えて、母国に持っていけるという仕組みを考えようではないかということです。

第3は、指定区域の早期追加、これはまさに第三次指定ということになります。

【公表案】

第二次で、仙北市などについては早期の区域会議の立ち上げと今回の事業決定ができたので、大変いいことだと思いますが、第三次指定では、成長戦略に盛り込んだ追加メニュー、さらに、今、色々と検討しています岩盤規制改革事項などを積極的に活用したいという自治体を選定したいと考えております。その上で、さらにやりたいという自治体を募ることも第三次指定ではやろうと思っております。

第4は、まとめです。まず、第一次指定の6区域の評価については、自己評価に関する作業から始めていきたいと思っております。

その際には、なるべく規制改革メニューを利用する意気込みというものを評価したいと思っております。

最後に、こういう評価プロセスも含めて、区域会議を高い頻度で開催していき、もし必要ならテレビ会議なども使って、その開催を定例化していくことをやりたいと考えています。

以上でございます。

○石破議員 ありがとうございます。

他の有識者の皆様方からも、御意見をいただきたいと存じます。

まず、坂根議員、お願いいたします。

○坂根議員 具体的な進め方への提案については、今の八田議員の説明と私も同じでありますけれども、先日の9月3日の合同区域会議に出たときの感想を、御参考までにお話しします。

色々な地域で民の参入が具体化してきております。結局、特区は民がどれだけ本気でたくさん参入するかということだと思います。

各地域の話を知ると、民は東京が一番大規模に本気になるわけですし、やはりこの国は東京かということが区域会議の話を知っている印象なのですけれども、東京は、国際都市機能のところはかなり特化して取り組んでいますし、子育てのような社会保障の部分に注力しておりますので、私はこの線で東京の活動が拡大していけばいいのではないかと思います。

養父は市長が相当一生懸命やっておられるのですけれども、非常に小さい特区なので取り組みやすい反面、やはりこういう小さい地域こそ他の地域以上に全員で応援する体制にする必要があります。規制改革というのは必ず地元にも利害に反する人がいますから、国や県が応援している状況を市民に見せることが、首長さんの最大の支援になるのではないかと思います。

特区の取組は、しっかりと大事なKPIが決められて、その数値がどう推移しているか示すことで、市民も分かるし、当事者もモチベーションが高まります。例えば、観光業みたいなものは全国でみんな数値を言うようになってきましたので、ああいったKPIを各特区ごとにはっきりさせて、それを見ていると、進捗の悪い特区は明らかになるわけです。そうい

【公表案】

う現状評価にも使えますから、是非KPIを決めることを本部のほうからも促進していただきたいと思います。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

秋池議員、お願いいたします。

○秋池議員 国家戦略特区の活動が始まって1年半ほどがたつわけですがけれども、今、選定されている特区の中でも、取組に差は出てきているという感じがいたします。

特区に選ばれたら、特区になったことに安心しないで、そこはスタート地点でありますので、国策を担って取り組んでいるのだという高い志で取組を継続していただきたいと思っています。

そういう意味では、先日の合同での区域会議というのは、非常に良い場だったのではないのでしょうか。

もちろん、個々の区域に絞ってじっくりやるということも大事なのですがけれども、同じ場で特区同士が切磋琢磨をして、あちらがああいうことをやっているのであれば、自分たちもできるのではないかと刺激を受けて取り組んでいくことによって、お互いが磨き合える、さらに志を高め合って進んでいくという場も必要なのではないかと感じました。

養父市は、相対的に言えば小さな町ですので、人材の絶対数という意味では少なくなってしまうのだけれども、そういった中でも一生懸命取り組んでいるというのは確かだと思いました。

最後に、評価についてなのですが、これは、特区が、今申し上げたような活動を強い意志で継続していくというためにも必須のことだと考えます。

坂根議員からも御指摘がありましたようなKPIという共通的なものも必要ですが、特区の数そのものは何十もあるわけではありませぬので、KPIに加えて、個別の置かれた環境でありますとか目指すものというものについても、定性的な評価も含めて行っていくことでより良く伸ばしていくことも必要なのではないかと考えております。

○石破議員 ありがとうございます。

テレビ電話で御出席をいただいております、竹中議員、お願いいたします。

○竹中議員 サマーダボスの関係で中国に来ておまして、遠隔地からの発言の機会に感謝を申し上げます。

3点、申し上げたいと思います。

第1は、まさに特区が始まってから1年半になるわけで、国家戦略特区というものが新しい段階に入ったという、一つの時代認識が必要だと思っています。

具体的には、スタートアップの段階から、それを発展させる、エクステンドしてディベロップさせる、そういう時期に入っているということだと思っています。

その意味では、指定区域の数を増やすことも重要だし、さらには規制の改革メニューを

【公表案】

増やすことも重要で、そのことを、スピード感を持っていかなければいけない。

その点で、一つ、若干気になりましたのは、先般3日の合同会議の場で、養父市の広瀬市長が次のような趣旨の発言をしておられたようです。

「内閣府の皆さんは非常によくやっておられて、感謝を申し上げている。しかし、同時に、政府全体には若干の失望もしている。それは、やはりスピード感が遅いということと、中には、やらせないための議論をしているように感じる場合もある」という趣旨でございます。

これは看過できない発言でありまして、どうしてそういうふうにならぬかと感じているのかということ、是非事務局のほうでまずは検証していただいて、それに対する改良をまずは試みていただきたい。それが、第2の段階、新段階に行く入り口として大変重要ではないかと思えます。

第2点目でありますけれども、中身をエクステンドする際の一つの重要項目として、特にツーリズムというものに注目する必要があると思えます。

2年前に外国人の訪日客が1,000万人を超えて、去年は1,300万人、地方にも行って大変良かったという雰囲気が漂っておりますが、先ほど八田先生の話にもありましたように、例えば、福岡の埴頭には毎日5,000人が来るのだそうです。でも、埴頭から中心部までの足はバスしかないので、バスが150台要るのだ。そのときの入管の手続とかで、実は地方の現場は大混乱になっている。

こういうことがあると、1回来てくれても、リピーターにはなってくれないわけで、日本人は、面と向かってはホスピタリティーがあるのだけれども、日本の受入システムそのものにはホスピタリティーが欠けていると思われるのではないかと思うのです。

まず一つできることは、我々の提案の中にもありますように、入国管理の事務、仕事を地方や民間に移管する。それをまずは特区で行って、突破口を開く。

もう10年以上前ですけれども、駐車違反の切符を民間委託するときにも随分と色々な議論がありましたけれども、これはやはりやってみてうまく行っている例なのではないかと思えます。

あと、旅館業法の適用の特例についても、大阪の松井知事から、これをもっと緩和してくれないと泊まる場所がないと。現実には、国内の旅行者も出張でも宿泊先を確保するのは今は大変なわけで、そういう業法をさらに緩和していき、実は大阪以外の特区はこれをまだ使ってもいないわけで、そういう点に対するチェックというものも必要かと思えます。

最後の点は、一種の特殊な例ですけれども、学校の公設民営を愛知県が行おうとしておりますけれども、工業高校の専攻科の公設民営を申し出たところ、文部科学省のほうから、学校全体だったらいい、でも、その一部だったらダメだという回答が来ているようです。

これは理屈がよく分からないのです。要するに、一部だけだと、校長の権限と部分的に

【公表案】

民営化された部分の権限が混乱するというのですけれども、それはちゃんと契約を結ばばいいだけの話でありまして、規制緩和のときには必ず出てくるのですが、理屈にならない理屈、わけの分からない理屈が結構まかり通ることがあります。

こういうことがないように、担当大臣からは是非強く御指示をいただいて、スピード感を持って、リセット感を持って、この第二段階の特区を進めていくべきであると思います。

ありがとうございます。

○石破議員 皆様、御意見をありがとうございました。次期国会に向け、頂戴いたしました御意見を最大限反映してまいります。

最後に、資料4であります。

これは、今般の改正特区法において措置したエンジェル税制などの減税措置について、基本方針に追加するものであります。本変更につき、速やかに閣議決定を行いたいと思いますので、御了承ください。

以上で、本日予定されました議事は全て終了いたしました。

最後に、安倍議長から発言をいただきますが、プレスを入室させます。少々お待ちください。

(報道関係者入室)

○石破議員 議長、お願いいたします。

○安倍議長 今日は、今日1日の改正特区法の施行を受け、早速、新たな規制改革メニューを使った多くの事業を認定しました。

例えば、特区内では、会社を立ち上げたい方が各種手続を1か所で済ませられる「ワンストップセンター」で、新たに公証人が活動できるようになります。「地域限定保育士」資格を創設し、資格試験の実施負担を軽くすることで試験回数を増やし、保育士不足の解消に資することになります。シルバー人材センターに登録している健康な高齢者は、従来、週20時間しか働けませんでした。40時間働けるようになる、などの規制改革が実現します。

今後とも、このスピード感を維持し、特区の規制改革メニューを拡大してまいります。従来、薬の服用方法は必ず薬剤師が患者に対面で指導するとされていましたが、遠隔診療が行われた場合にテレビ電話による指導も認め、薬局がない過疎地でも迅速に薬を処方できるようにします。海外で認められていない日本発の「革新的医療機器」の治験期間を大幅に短縮いたします。そうしたことなど、6月の成長戦略に盛り込んだ項目を実現することとし、次期国会への所要の法案の提出を目指してまいります。

規制改革は地方創生にも資するわけでありまして。年内にも、国家戦略特区の3回目の指定を行いたいと考えております。

「他に真似できない、オンリーワンの改革」を提案し指定を勝ち取った養父市や仙北市のように、改革の情熱に満ちあふれた自治体の登場を、心から期待したいと思います。

【公表案】

○石破議員 議長、ありがとうございました。

報道の皆様方、御苦労さまでした。

(報道関係者退室)

○石破議員 それでは、これで会議を終了いたします。

次回の日程につきましては、後日、事務局より御連絡を申し上げます。

誠にありがとうございました。

第16回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年10月20日（火）10:10～10:31
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員
議 長 安倍 晋三 内閣総理大臣
議 員 甘利 明 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
兼 経済再生担当大臣
同 石破 茂 内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）
兼 地方創生担当大臣
同 河野 太郎 内閣府特命担当大臣（規制改革）
兼 行政改革担当大臣
有識者議員 秋池 玲子 ポストンコンサルティンググループ
シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同 坂根 正弘 株式会社小松製作所相談役
同 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
同 竹中 平蔵 慶應義塾大学総合政策学部教授
同 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

岡田 直樹 財務副大臣

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1） 区域計画の認定について
 - （2） 規制改革事項の追加について
- 3 閉会

（説明資料）

- 資料1-1 区域計画の認定について
- 資料1-2 国家戦略特別区域 区域計画（案）
- 資料2 規制改革事項の追加について
- 資料3 国家戦略特区 今後の進め方について（有識者議員提出資料）

(議事録)

○石破議員 ただ今より、第16回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。

竹中議員はテレビ会議での御参加であります。

菅議員は御欠席であります。

麻生議員が御欠席のため、岡田副大臣に出席いただいております。

議事に入ります。

始めに、区域計画の認定につきまして御審議をいただきます。資料1-1を御覧ください。

10月14日に東京圏・関西圏・福岡市・養父市・仙北市合同会議を開催し、合計6項目、14事業の認定申請がございました。

特に、東京都大田区の「旅館業法の特例」は、特区法制定時の改革メニューでありながら、今回、全国で初めて活用するものであります。

また、東京圏及び福岡市の「創業外国人材の受入事業」につきましては、9月1日に施行した改正特区法で措置した追加メニューを初めて活用するものであります。

全ての項目について関係大臣の同意をいただいております。

これらの計画案につき、法第8条第8項に基づき、本諮問会議の意見を聞くことといたします。御意見等おありでしたら御発言ください。

よろしゅうございますか。

ありがとうございました。それでは、速やかに認定の手続を行います。

続きまして、規制改革事項の追加について、資料2を御覧いただきたいと存じます。

本資料は、次期国会も見据えて、現在、特区ワーキンググループで関係省庁と折衝を行っているものであります。

議論が概ねまとまりつつあるもののうち、医療分野につきましては、これまで原則対面で行うこととされていた薬剤師の服薬指導について、特区の一部の地域で、テレビ電話を活用することにより解禁いたします。

また、日本発の「革新的医療機器」の治験期間を大幅に短縮し、開発を迅速化するため、「特区薬事戦略相談制度」を創設いたします。

また、50歳以上を重点的に就労支援する「シニア・ハローワーク（仮称）」を特区内に設置することを可能といたします。

そのほか、「農林漁業者のみに適用される民宿の特例の拡充」など、関係省庁との議論が概ねまとまりつつございます。

一方、議論が続いている事項といたしましては、「過疎地域等での自家用車ライドシェアの拡大」や「入国管理業務の民間委託の拡充」などがあります。これらにつきましては、

【公表案】

引き続き、関係省庁と折衝し、速やかに結果が出ますよう、取り組んでまいります。

本件に関連いたしまして、有識者議員からも資料の提出がございましたので、八田議員より御説明をお願い申し上げます。

○八田議員 ありがとうございます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

今度、アベノミクスの第2ステージが始まるに当たりまして、新3本の矢の1本目、強い経済を実現するため、従来の3本の矢の柱である規制改革の総仕上げが必要であると考えております。

本年度内が集中取組期間でございますから、残る期間は短いのですが、この間に岩盤規制改革を断行したいと思っています。

この1ページの下の方に書きましたが、遅くとも次期通常国会において、農林漁業分野においてなど、残された課題について国家戦略特区によって解決すべきだと考えております。

このため、本年末までに国家戦略特区における成果と進捗状況の全体のレビューを行うとともに、残された期間内に必ず実現すべきことの再確認、最終チェックを行いたいと思います。

この中で特に農業改革について一言触れさせていただきたいと思います。株式会社の農業への参入を容易にすべきだということがずっと言われ続けてきました。しかし、農地を持つことができる農業生産法人に、株式会社は5割未満しか出資できません。出資の過半は個人でなければならないということになっています。したがって、株式会社が農業生産法人をコントロールすることができないというのが現状です。

これを5割以上にすべきだという主張が長年なされてきたのですが、それに対する反論は、株式会社にコントロールさせれば耕作放棄を行い、さらに、産廃の不法投棄をするから危険であるというものでございました。

ところが、戦略特区の養父市は次のような条例を通しました。将来制度が変わって生産法人に株式会社が過半の出資をする場合には、生産法人に基金を積ませて、産廃だとか耕作放棄をした場合の保全の必要が生じた場合にはその原資とする。問題がなかったら、5年後から徐々に返還していく。こういう条例を作りました。今まで株式会社の参入に対して抱かれていた危惧をもちや抱く必要がない状況を作り出したわけです。こういう熱意ある自治体では、是非とも本年度内に、株式会社の過半の出資を認めるようにしていただきたいと思っています。

最後に、集中取組期間には課題が多く残っておりますので、引き続き特区諮問会議を高い頻度で開催していただきたいと思います。特に、特区における具体的な事業の見える化をしたり、熱意のある市長が主導する区域が他にも新しくできるのならば、そこの追加をしたいと考えております。

【公表案】

どうぞよろしく申し上げます。

○石破議員 ありがとうございます。

御出席の有識者議員から御意見をいただきたいと存じます。坂村議員、坂根議員、秋池議員、竹中議員の順でお願いいたします。

○坂村議員 省庁とのやりとりとかをワーキンググループで見ていると、過去の特区でできなかったレベルで成果を上げているのではないかということはよく分かると思います。しかし、そろそろ国家戦略特区でも次はどうなるのだということを今、ここで語るべきではないかと思います。

一つは、TPPでこれから求められる攻めの農業とか、1億総活躍社会のために社会を変えるためということが言われていますけれども、そういうところに戦略特区を積極的に使って、これをドリルでとば口を入れるという文脈で国家戦略特区を積極的にここに取り込むということが重要ではないか。

そして、これは重要だと思うのですが、実効的な先を考えるなら、TPPのISD条項ではこれを受け入れると、米国の都合で日本の制度に文句を言われるといういわれのない恐怖感をあおっているような方がいらっしゃるけれども、そういうのはうそで、そうではなくて、むしろ逆に積極的に日本のために日本が自らの制度を見直すシステムこそ今作るべきで、こういうシステムの確立を国家戦略特区の未来と考えるのはどうかということが私の意見です。

国家戦略特区のフレームを進歩させれば、民間から提訴して制度を第三者が評価して、見直し勧告をするという汎用的で定常的な制度に対する裁判所のようなものができるはずであって、国家戦略特区の知見を基にそういうフレームを確立するというのは大きな前進と考えております。

むしろ具体的成果以上に政権の改革に対する積極的姿勢をアピールできるのではないかと思います。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

坂根議員、お願いします。

○坂根議員 農林漁業について一言。農業については養父市の例にありますように、基礎自治体がある程度できることはありまして、民間もかなり具体的に進出をし始めているので、ビジネスとしても十分やっているとと思っています。一方で林業、漁業は全く状況が違います。私どもは会社の地元、石川県と、私の出身地の島根県浜田市で、林業をお手伝いしています。市長は結構やる気のある人なのにどうも市の動きが悪いので、なぜかと考えてみて気が付いたのは、林業、漁業について市は何の権限も持っておらず、県なのです。ですから、県に働きかけても、「どうして他の地域でなく、この地域の森林組合だけなのだ」という感覚を県は常に持っていますから、私どものスピード感からすれば不満

【公表案】

足だったのですが、ようやくかなり動いてくれるようになってきました。

是非、林業、漁業については、国がサポートして、県から基礎自治体に権限を与えるような形で進めていただきたいと思います。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

秋池議員、お願いいたします。

○秋池議員 まず、2年間という目標を立てて取り組んできている岩盤規制に穴を開けるというこの取組も、残り半年になってまいりました。追加メニューを是非実現させるべく取り組んでいけたらと思います。

もう一つは、個々のメニューで見ますとイメージが湧きにくいものもあるのですけれども、実際にはこれを総合的に見たり、横串を刺したりしてみると、特区の取組によってこのようなことができるようになってきているのだということが見えてくるところがございますので、それを国民にも訴えていくことが必要なのではないのでしょうか。それによってさらにやる気のある組織や人材を呼び込んでくることが重要だと思います。

もう一つ、既に指定された地域につきましては、取組をモニタリングし、評価していくことが非常に重要です。もしも特区での実行を阻むものがあるのであれば、それが何であったとしても是非この事務局なりに言っていただいて、それを皆で支援して、その地域で実現していくということに寄与していければと考えます。

以上でございます。

○石破議員 ありがとうございます。

竹中議員、お願いいたします。

○竹中議員 発言の機会をありがとうございます。

3点、補足させていただきたいのですが、皆さんがおっしゃいましたように年度内が集中取組期間ですので、それまでにやらなくてはいけないことがしっかりあると思います。その意味で、その中間点として年末までに是非二つのことをやるべきであると考えています。

一つは、今までの特区の評価、レビューであります。PDCAのCの部分、もう一度年度内にやるべき規制緩和の項目を再チェックする。何が遅れているかということのを再チェックする。この二つを年末までにやる。このためにも、この諮問会議をできるだけ頻繁に開いていただきたいと思います。

その中身ですけれども、最も重要なのは岩盤規制の象徴であると言われる農業生産法人の出資要件の緩和だと思います。先ほど八田議員の説明にもありましたように、良い事例が養父市で出始めている。成長戦略では生産性を上げるということを非常に大きな項目に掲げていますけれども、企業の参入を認めない。実質阻むということは、生産性を向上させるということと明らかに矛盾するわけで、ここは何としても突破しなければいけない項

【公表案】

目であろうかと思えます。

前回の産業競争力会議でも申し上げましたけれども、インバウンドとシェアエコノミーというものを二つのキーワードとして掲げて、ここから改革を進める必要があるのではないかと思います。

最後に、体制の件で石破大臣と河野大臣にお願いですけれども、これまで規制改革会議と特区諮問会議の連携はしばしば言われてきました。その一つの方策として、事務局の次長クラスを是非兼務していただきたいというお願いを私たちのほうでしておりまして、その方向で色々御検討いただいていると聞いておりますけれども、それが実現して、それが形だけではなくて、実効性のあるものになるように両大臣の御尽力をお願いしたいと思います。

以上です。

○石破大臣 御意見をいただき、ありがとうございます。

御意見を踏まえまして、今後さらに加速をいたしてまいりたいと存じます。

追加の規制改革事項等につきましては、次期国会も見据えまして、さらに議論を深めてまいります。引き続きよろしくお願いたします。

以上で予定された議事は全て終了いたしました。

最後に安倍議長から発言をいただきます。その前にプレスを入れます。

(報道関係者入室)

○石破議員 それでは、議長、お願いたします。

○安倍議長 「戦後最大の経済、GDP600兆円」の実現に向けて、生産性を抜本的に向上させてまいります。

国家戦略特区は、規制改革の突破口です。人々の創意工夫が活かされ、地域が元気になるように、制度を変えていきます。

日本を訪れる外国の方々の滞在経験を、より便利で快適なものとしていかなければなりません。このため、旅館でなくても短期に宿泊できる住居を広げていく。過疎地等での観光客の交通手段として、自家用自動車の活用を拡大する。

外国人を積極的に受け入れ、地方創生の加速化を図る自治体の先行的取組を後押ししていかなければなりません。このため、入国管理の迅速化を進める。日本のアニメ、和食、デザイン、ファッションなどを学びに来た留学生が、日本で本格的な実務経験を積むための就業許可の基準が明確になるよう、総合的に在留資格を見直します。

農林水産業の競争力を抜本的に強化し、輸出産業としても発展させていかなければなりません。

あらゆる分野で、日本の潜在力を解き放っていかなければならないと考えます。石破担当大臣と民間有識者の皆様には、引き続き、規制改革メニューの大胆な拡大と、指定区域の追加について、精力的な御議論をお願いしたいと思います。

【公表案】

○石破議員 安倍議長、ありがとうございました。

報道の皆様、ありがとうございました。御退室ください。

(報道関係者退室)

○石破議員 ありがとうございました。

以上で会議を終了いたします。次回につきましては、事務局より後日連絡をさせていただきます。誠にありがとうございました。

第17回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年11月27日（金） 9：25～9：45
- 2 場所 総理大臣官邸2階 小ホール
- 3 出席議員
議 長 安倍 晋三 内閣総理大臣
議 員 麻生 太郎 財務大臣 兼 副総理
同 石破 茂 内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）
兼 地方創生担当大臣
同 菅 義偉 内閣官房長官
同 甘利 明 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
兼 経済再生担当大臣
同 河野 太郎 内閣府特命担当大臣（規制改革）
兼 行政改革担当大臣
有識者議員 秋池 玲子 ポストンコンサルティンググループ
シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同 坂根 正弘 株式会社小松製作所相談役
同 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
同 竹中 平蔵 慶應義塾大学総合政策学部教授
同 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1） 区域計画の認定について
 - （2） 国家戦略特区の3次指定について
- 3 閉会

（説明資料）

- 資料1-1 区域計画の認定について
- 資料1-2 国家戦略特別区域 区域計画（案）
- 資料1-3 主な認定対象事業
- 資料2 国家戦略特区の3次指定について
- 資料3 国家戦略特区 今後の進め方について（有識者議員提出資料）

(議事録)

○石破議員 ただ今より、第17回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。

議事に入ります。

始めに、区域計画の認定についてであります。資料1-1とA3横長の資料1-3を御覧いただきたいと存じます。

まず、資料1-1について御説明申し上げます。昨日、東京圏など4地域の区域会議を開催し、合計16の事業の申請がございました。

特に千葉県成田市の医学部の新設につきましては、11月12日に制定した告示を初めて活用する事業となります。

これに加え、愛知県の公設民営学校及び東京都荒川区の都市公園内の保育所も、いわゆる岩盤規制であります。今回、初めて特区で改革が実現をいたします。

さらに、関西圏の特区薬事相談制度につきましては、6月の改訂成長戦略に記載したものであります。

これらにつきまして、関係大臣より、必要な同意は頂いております。

これらの計画案につき、本会議の意見を徴することにいたします。御意見等がおありでしたら、どうぞ御発言をいただきたいと存じます。

よろしゅうございますか。

ありがとうございました。速やかに認定の手続を行います。

続きまして、国家戦略特区の3次指定について、資料2を御覧いただきたいと存じます。年内に行う3次指定であります。現在、御提案を頂きました43自治体の評価を行っております。

具体的な提案内容は御覧のとおりであります。指定の際には、特に自治体の意欲、実行力を重視したいと考えております。

有識者の皆様より御意見を賜ります。八田議員から、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○八田議員 有識者ペーパーには、2項目がございます。最初に、2ページ目のPRについてお話しして、その後3次指定についてお話ししたいと思います。

まず、PRについて。特区ワーキンググループの活動の結果、特区提案を戦略特区以外の形で実現したものが数多くございます。ここに①、②、③と書いてありますような形でやったものがその例です。

したがって、自治体が国家戦略特区に提案さえすれば、必ずしも戦略特区に指定されなくても、様々な形で提案が具体化されてきたわけです。このことを積極的に広報していきたいと考えております。

次は、特区の第3次指定についてです。1ページ目にお戻りください。指定条件は二つ

【公表案】

です。①新たな重要な規制改革提案を行うことと、②既存の特区規制改革メニューを積極的に活用することです。

しかし、農林漁業等の極めて重要な分野で新たな規制改革事項を提案する自治体の多くが、②の既存の特区規制改革メニューも活用できるわけでは必ずしもございません。けれども、こういう重要な新項目を積極的に提案する自治体は、戦略特区に指定できなくても国として一層支援する仕組みを構築すべきではないかと考えております。例えば、改革によって権益を失う人への財政措置を組み合わせることができれば、大きく進歩するのではないかと思います。

以上が、民間議員ペーパーです。

次に私の意見を言わせていただきたいと思います。先ほど認定されました改革新事業のうち、特に公設民営学校の設置と医学部の新設は、極めて重要な岩盤規制改革だと思っております。規制改革の歴史において本日は記念碑的な日ではないかと思います。

まず、資料1-3の最後のページを御覧いただきたいのですが、公設民営学校の設置ができました。これだけ見るとどうということはないように見えるのですが、この意義は、右側の責任者に民間人を登用するというところにあります。公立学校の専攻科の責任者に、民間の有為な人材を公立学校の給与体系では払えない高給で迎えることができるようになりました。これによって、公立学校に革新的な教育をもたらすことができるようになりました。

もう一つは、38年ぶりの医学部の新設です。資料1-3の2ページ目にございます。これまで医学部の定員増は随分行われてきたのですが、全て既存の医学部内で行われてきたために、既存の医学部の権益拡大には役に立ってきたわけですが、それが今度は全く新しい大学が医学部を新設できるようになりました。これがこの改革の肝です。これによって、医学部間に競争が始まると思います。私自身の考えでは、将来ダメな医学部の退出のルールも出来れば、この競争は益々盛んになるのではないかと考えております。

以上でございます。

○石破議員 ありがとうございます。

竹中議員、お願いいたします。

○竹中議員 手短かに申し上げます。

2点、今の八田議員の話にもありましたが、医学部の新設、高校の公設民営、これは画期的な岩盤規制突破である。このことは声を大にして私たちも申し上げて、むしろこういうことをずっと見てきた人間として感激をもってこれを見ております。こういう目に見えた成果を出す段階になってきた。目に見える段階になってきた。

それに関連して2点目、PRの話が出ておりますが、目に見える成果のもう一つとして、例えば、仙台空港のコンセッション、関空のコンセッションの話が進んでおりまして、愛知県知多半島の有料道路の話が出てくる。これも目に見えた成果で、今、申し上げたものは、地域的には全部特区の中に入っているのです。このコンセッションと特区の組合せ、

【公表案】

つまり、改革と改革の掛け算みたいなことの成果を出していくと、より現実に見えてくると思います。民間企業が空港に入っていく。そこで新しい規制の問題点が出てきて、それを特区の枠組みの中で解決していく。この改革の掛け算によって、より成果を目に見えるようにしてPRしていきたいと思っております。

○石破議員 ありがとうございます。

坂村議員、お願いいたします。

○坂村議員 非常にうまく色々なことが行われていると思うのですが、何回も話題になっていますが、そろそろ評価という話がこれから出てくるのではないかと考えています。

評価するとき、私が一つ注目したいのはオープンデータという考え方で、色々な戦略特区をやっているところの色々なデータを公開してほしいのです。

今、オープンデータは世界的にも注目を浴びているもので、総理が出られたG8でもコミュニケーションになっておりますけれども、評価をどうするかというやり方は非常に問題で、ネットの時代になって、誰か権威のある人だけが評価をして、いい、悪いというので全体の方向が決まるというようなことでなくなってきました。誰か権威のある人がダメだと言っても、ネットの中でそれがそうではないのだということになってくることも多々見られております。

そういう意味で、特に国家戦略特区に指定されているところの色々なデータを公開することによって、どれくらいこういう効果が出ているのかということ、一次情報から色々な人が多角的に分析できると、多くのことが分かってくると思うのです。みんながデータを見ることによって、地域の経験が国全体の経験値につながるように、この国家戦略特区は、今後、新時代の評価のあり方の先例とするべきではないかと思っております。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

坂根議員、お願いします。

○坂根議員 規制改革は地方創生における非常に大事なテーマですので、都道府県の権限について少し触れたいと思います。今、各地方自治体に対し地方版総合戦略の提出を求められていますが、本気度と実現度のチェックをすることが非常に大事だと思っております。まず、基礎自治体はそれぞれが何らかの特色を出した、強みを主体にした構想を出しているかということ。自分でできることを既にやっていれば、これが一番大事なところだということになりますし、その上で規制緩和とか支援を求めているのかどうか。

都道府県の構想については、多分、個々のテーマが網羅的になっているわけです。それがどの基礎自治体に結び付いているのか、本当に基礎自治体を選びながらやっているのかどうかというチェックポイント。最後に、前回も申し上げましたように、林業、漁業は明らかに県の権限部分が障害になっておりますから、県の規制緩和と戦略が結び付いているのかどうか、その辺もチェックをお願いしたいと思います。

【公表案】

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

秋池議員、お願いいたします。

○秋池議員 今回の地域指定の申し込みを拝見いたしますと、国家戦略特区で取り上げるような、いわゆる岩盤規制ではないのですけれども、実際に地域創生をしたり事業をやったりするときに、これらの規制で本当に困っているのだらうということを感じます。たとえ国家戦略特区に指定されなくても、ここから出てきた項目に対処するために、例えば、構造改革特区にするとか、あるいは、それを見た省庁が緩和を実施することなどに役立ててほしいと考えております。

そういう意味では、国家戦略特区選定のプロセスそのものが規制改革実現のためのある種のゲートウェイとなっていると感じますので、これを是非規制改革全体の推進にも役立ててほしい。その上で、もちろん国家戦略特区の評価もしながら、岩盤規制の改革を推進したく思います。

○石破議員 御意見をありがとうございます。

御意見を踏まえまして、選定を進めます。また、追加の規制改革事項等につきましても、次期通常国会に向けて議論を深めてまいりたいと存じます。

以上で、議事は終了いたします。

最後に、議長であります安倍総理から御発言いただきますが、その前にプレスに入室させます。

(報道関係者入室)

○石破議員 議長、お願いいたします。

○安倍議長 おはようございます。

本日、国家戦略特区の新たな規制改革メニューも使った、16の事業を認定しました。これまで認定した事業は、123に上ります。

「公設民営学校」が初めて実現します。愛知県は、公立高校の専攻科の運営を民間に委託します。多様な民間人が教員となり、将来のモノづくりのリーダー輩出に取り組みます。

医学部が、2017年に、すなわち、昭和54年以来38年ぶりに新設されます。千葉県成田市が、空港に近い「地の利」を生かし、グローバルな医師の育成と、医療ツーリズムに取り組みます。

東京の荒川区には、初めて「公園内の保育所」が誕生します。広大な広場を園庭代わりに利用できるため、子どもたちも伸び伸び活動できます。

これらの改革事項は、いずれも、過去10年以上できなかったものであります。何度も規制改革提案がなされては、跳ね返されてきた、まさしく「岩盤規制」であります。

安倍政権の「ドリル」である国家戦略特区が、こうした岩盤規制に突破口を開け、僅か2年で、画期的な成果を生み出しつつあります。

こうしたスピード感に乗って、来月、次回の会議で、国家戦略特区の3回目の指定を行

【公表案】

いたいと思います。

今回、お示しをさせていただいたそれぞれの特区内において認められたものは、例えば、この医学部は、ただ単に新しい医学部特区によって認められるだけではなくて、例えば、140名の定員の中で20名は留学生。そして、外国の教員を10名以上といった全く新しい試みをするわけであります。これは、必ず他の医学部に、私は、大きな影響を与えていくんだらう。同じようなものができるということではなくて、各大学それぞれに、自分たちの医学部は何を目指すかという、そういう意識が新たに芽生えていくということではないか。このように思います。

また、公設民営においてもそうでありました。ただ単に、公設民営が、認められたということではなく、民間人を責任者として登用し、新しいカリキュラムを組んで、新たな教え方、新たなアプローチがスタートするわけであります。それは間違いなく、教育制度全般にも、私は、刺激となり、新しい影響力を及ぼしてくるということでありますから、これは決して点ではなくて、面的な広がり、そして、時間軸的な広がりをも持つ、今回の、まさに突破口となったと思うわけでありまして、民間議員の皆様の御尽力に改めて敬意を表したいと思います。

石破担当大臣と民間有識者の皆様には、思い切った規制改革メニューを活用し、「他に真似できない、オンリーワンの改革」を目指す自治体を、最終的に絞り込んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

(報道関係者退室)

○石破議員 議長、ありがとうございました。

それでは、以上で会議を終了いたします。

次回につきましては、後日、事務局より連絡をさせていただきます。

誠にありがとうございました。

第18回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年12月15日（火）10:18～10:45
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	石破 茂	内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域） 兼 地方創生担当大臣
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	甘利 明	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
同	河野 太郎	内閣府特命担当大臣（規制改革） 兼 行政改革担当大臣
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村 健	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
同	竹中 平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1） 区域計画の認定について
 - （2） 1次指定6区域の評価について
 - （3） 国家戦略特区の3次指定について
- 3 閉会

（説明資料）

- 資料1-1 区域計画の認定について
- 資料1-2 国家戦略特別区域 区域計画（案）
- 資料1-3 主な認定対象事業
- 資料2-1 指定区域のイメージ

【公表案】

資料 2 - 2 国家戦略特別区域及び区域方針（案）

資料 3 国家戦略特区 今後の進め方について（有識者議員提出資料）

（議事録）

○石破議員 ただ今より、第18回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。

議事に入ります。始めに、区域計画の認定についてであります。

資料 1 - 1 と A3横長の資料 1 - 3 を御覧いただきたいと存じます。12月11日に東京圏及び関西圏の合同区域会議を開催し、2事業の申請がございました。

神奈川県外国人家事支援人材の受入れは、改正特区法で追加した改革メニューの一つであります。全国で初めて活用するものであります。

家事支援活動を行う外国人は従来、外交官や高度人材などの外国人が雇用する場合のみ認定されておりましたが、今回は単独での入国・在留が可能となります。

要件を満たす企業が、来年3月を目途に受入れを開始する予定でありますが、女性の活躍や家事負担の軽減にも貢献するものと考えております。

大阪府の旅館業法の特例は、前々回10月の本会議で認定した東京都大田区に続く全国で2件目の事業となります。既に10月27日に大阪府の条例も成立しており、来年4月に事業が開始される予定であります。

2事業につきまして、関係大臣の御同意を頂いております。

それでは、本計画案につき、法第8条第8項に基づき、本諮問会議の意見を聞くことといたします。御意見等ございましたら、どうぞ御発言ください。

（「異議なし」と声あり）

○石破議員 ありがとうございます。異議ないものといたします。

それでは、速やかに認定の手続を行います。

次に、1次指定6区域の評価について御審議を賜ります。昨年5月に指定した6区域の評価について、民間議員より中間御報告をいただきます。

資料3に基づき、八田議員より御説明をお願い申し上げます。

○八田議員 ありがとうございます。

現在、第1次指定されました6特区の最初の評価を、諮問会議の民間有識者及びワーキンググループの全体で進めております。その結果が3ページの別紙にございますので、御覧いただければと思います。

この表の左側の欄には6特区が並べられています。表の一番上の欄は特区の評価軸です。結論から申し上げますと、東京圏と養父市が特筆すべき大きな成果を上げたと考えております。

東京圏の場合には、神奈川県が地域限定保育士制度を真っ先に創設し、家事支援の新しい制度の活用もいたしました。成田市で医学部を新たに創設し、大田区では旅館業法を活

【公表案】

用いたしました。

一方、養父市は農業委員会改革を成し遂げ、新規参入が続出しています。シルバー人材センターで高齢者が通常の労働時間で働けるようになりました。また、農業生産法人については、株式会社が5割以上の資本を所有できるようになった場合に備えて、耕作放棄地の増大を防止する措置を講じる条例を国に先駆けて制定するなど、大きな成果を上げました。

次に、福岡市、新潟県、関西圏が横一線です。

成果が乏しいのは沖縄県です。確かに地域限定保育士制度を採用しましたが、エリアマネジメントについて事業実施まで時間がかかっておりますし、改革メニューの活用や追加提案も少ないという問題がございます。

今後、現地調査も行い、今年度末までに今回の評価の最終取りまとめを行いたいと考えております。

以上でございます。

○石破議員 ありがとうございます。

他の議員各位からも御意見があれば、お願い申し上げます。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、評価に係る作業を進めてまいりたいと存じます。

次に、国家戦略特区の3次指定について、A3横長の資料2-1と2-2を御覧いただきたいと存じます。

資料2-1について申し上げます。

法第30条第1号及び第3号の規定により、国家戦略特区の指定及び区域方針について御審議をいただきますが、前回の諮問会議やワーキンググループの議論を踏まえた案をお示しいたしております。国家戦略特区の第3次指定の対象となる区域といたしまして、広島県及び愛媛県今治市、千葉県千葉市、福岡県北九州市の3地域を考えております。

しまなみ海道でつながっております広島県と今治市を連携して指定したいと考えます。雇用ルールを明確化し、グローバル企業や家事支援人材を積極的に受け入れます。また、ビッグデータを活用し、民間主導の道の駅の設置や、ライフサイエンスなどの新たに対応すべき分野における獣医師系の国際教育拠点の整備については、6月の改訂成長戦略に即して行います。

また、千葉市は、幕張新都心において医薬品などの宅配の実証をドローンにより行います。国内外からの多様な人材の集積を図るため、民泊の推進や地域限定保育士制度を導入します。

さらに北九州市は、高齢化社会に対応するため、シニア向けハローワークの設置や介護施設へのロボット導入のための各種制度を改正いたします。

なお、千葉市と北九州市の指定は、現在の東京圏と福岡市の特区の区域拡大により対応いたします。

【公表案】

本件につき、資料3に基づいて、八田議員から御意見をいただきたいと存じます。お願いいたします。

○八田議員 ありがとうございます。

資料3の1ページの2を御覧いただきたいと思います。

ただ今石破大臣から御説明がありました今回の対象候補3地域は、いずれも特区指定により速やかな効果が現に見込まれている自治体でございます。

他方、2ページに記載いたしました3地域はそれぞれ極めて重要な未実現の規制改革事項を提案した地域です。ただし、他の既存メニューなどを言っているわけではありません。しかし、重要なので、様々支援を行って、事業の実現を図るとともに、必要に応じて次回の指定につなげていきたいと考えております。

以上が民間議員ペーパーの説明でございます。

次に、特区における旅館業法の特例（すなわち民泊）の特色と限界について申し上げたいと思います。旅館業法の特例が、前回の諮問会議では、大田区で認定され、今回は大阪府で認定されました。現在、民泊のあり方に関する議論が広まってまいりましたので、特区における民泊の特色を考える良い機会だと思っております。

居住空間の賃貸方法の基本は借家です。旅館・ホテルは、借家契約に加えて、旅館の食事やホテルの毎日のシーツ交換等の追加サービスを提供するものです。にもかかわらず、30日未満の借家契約は、追加サービスを提供しなくても、借家法ではなく旅館業法の適用を受けるということに従ってまいりました。

特区では、旅館業法に特例を設け、30日未満でも基本的には借家契約として住宅の提供を認めました。これが民泊です。

民泊では、借家人がごみや騒音に関する迷惑行為をすることが危惧されております。これは賃貸契約が1か月より長くても短くても借家では当然置き得る問題で、この場合、法的責任は大家にあるという原則が判例で確定しております。

特区における旅館業法の特例では、第1に、苦情窓口を明確にすることを義務付け、大家にそれが伝わるようにしました。第2に、そのような迷惑行為を抑えられなかった大家は、特区における事業認定を取り消すという仕組みを作りました。第3に、テロ等の可能性を封じるために、宿泊者名簿の設置を義務付け、パスポートナンバーを控えさせるという措置をとりました。

これらは、元来は契約期間を問わず必要なものです。特に外国人の借家人が増える現状では必要度は高まっていると思っております。

特区では、このような借家制度を先駆けて整備いたしました。これは今後の民泊のモデルになると思っております。

ただし、問題がございます。様々な政治的配慮により、期間を7日以上としたことです。実際には、外国人宿泊者の多くが2日以内です。したがって、2日以上民泊を認めるということが今後の特区においてまず行うべき改善ではないかと思っております。

【公表案】

以上でございます。

○石破議員 ありがとうございます。

引き続きまして、竹中議員、お願いいたします。

○竹中議員 ありがとうございます。

今回、新たな地域を指定するという点に関しては、いくつかの点を考慮したつもりです。一つは改革の革新性があるかということ。それと、革新性がいくらあっても実現可能性がなければいけませんので、実現可能性を考えなければいけない。これはどちらかというと、トレード・オフの関係がどうしても出てきますけれども、その最適、両方を満たしているということを考慮して今回大臣が提案をしてくださったわけです。私たちもそれを強くサポートしているところであります。

もう一つ考えなくてはいけない問題として、地理的分布、ジオグラフィック・ディストリビューション。今まで中国・四国に特区はなかったわけでありますので、その点についても今回新たに入るということは意味があること。広島、今治が入ることだと思えます。

今回、その中でとりわけ獣医学部等々を含むライフサイエンス系の問題にこの地域が取り組もうとしているところは、私は高く評価すべきであろうかと思います。この問題は成田で38年ぶりに医学部が出来る。これは大変大きな話題、アベノミクスが進捗している象徴になったわけですがけれども、獣医学部に関しては、それを上回る47年間新しいものがない。かつ、昭和50年、つまり約40年前から定員が増えていない。これは驚くべきことだと思います。そういう意味で、ここには是非獣医学部の問題も含めて、ライフサイエンスで頑張っていたきたいという思いがあります。

北九州市に関しては、実は福岡市といい意味で競争してもらいたい。この競争と協調、特区間の競争が実は非常に大きな促進力になっていると思います。

そして、空港の問題等々で協調できる面もたくさんあると思っております。その点を是非強調したい。

最後に、今、八田議員が言われたことですがけれども、これからシェアエコノミーの話はどうしても避けて通れない。今、既に民泊、海外の企業が入っております。そして、お互いの輸送の機関が入っております。両方とも1兆円、5兆円、8兆円というクラスの企業に成長していて、それが日本に入ったらいけないということになると、これはオリンピック・パラリンピックのときに世界に通じないと思います。その突破口を日本的なやり方で特区で是非突破したいというのが、民間議員の思いでありまして、その第一歩が八田議員が説明してくださったことでもありますので、この姿勢を是非貫きたいと思っております。

以上であります。

○石破議員 ありがとうございます。

坂村議員、お願いいたします。

○坂村議員 民間議員から出した資料3の2ページ目のところの「他方、指定による直接

【公表案】

の効果は限定的ながらも」は、ちょっと補足させていただきたいのですが、例えば鳥栖市は、3月のこの諮問会議でも私は述べたのですが、改革項目は農地転用の要件緩和に絞られていて、それにより既に各方面から強く要望のある九州の中心となる一大物流拠点を実現したいという提案なのです。

これに関しましては、そのときも私は言ったのですが、フランスのリール市がヨーロッパの地上交通の中心として、通信販売の一大拠点になったように、鳥栖市が望まれているのも鳥栖市の特殊な地理的な条件によるものであって、ここでの改革の効果を他の地域に敷衍することは難しいかもしれません。

しかし、逆に言うと、経済効果というのはある意味改革部分がドリルの刃先としてピンポイントであるだけに、より具体的で効果が早くて、大きいものだと思うのです。また、他の地域に敷衍しにくいというのは、逆に特区的とも言えるわけであって、この条件を満たす地域のみ検討の対象とするとすれば、どこもかしこも農地転用の要件緩和という話よりははるかにハードルは低いと思うのです。

つまり、鳥栖に関しては、「効果は限定的」は決して「効果が小さい」という意味ではないということに注意していただけたらと思います。

最近の特区への関心が、何年かやっているので関心が薄れてくるのはしょうがないと思うのですが、それをさらに高めるためにも、「これをしたらこうなる」というのが直接的に分かりやすく、経済的効果も具体的で大きいことを今こそやるべきだと思います。

そういう意味で、この民間ペーパーの3次指定に関する2ポツ目の項目の対応を急いでいただきたいと思います。

また、今言いましたように、「これらの条件を満たす事業のみ地域を超えて検討の対象とする」ということを制度化するのが、私が前から言っている「バーチャル特区」というものでして、「ユニバーサルな法律先行による全面的規制緩和」を出口とするのではなくて、将来的にも「条件付き緩和」であると明示するタイプの特区のほうが、多分抵抗なく受け入れられるのではないかと私は思います。

今回のヒアリングでも、地域全体を特区とするより、地域を分散しているがピンポイントで狭い条件を満たした事業を横連携で指定していくというほうがしっくりくる提案がいくつか見受けられました。是非そういうタイプの特区も検討すべきだと思います。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

坂根議員、お願いします。

○坂根議員 北九州市について一言付け加えたいと思います。

11月の終わりに福岡市長から、スタートアップシンポジウムをやるから講演に来てくれと頼まれて、行って話をしてきました。

その後で、市長と色々雑談している中で気が付いたことなのですが、福岡は札幌と同じように支店経済。あまり、ものづくりの大きな工場がない。おかげでサービス関係の雇用

【公表案】

も少し増えて、若い女性が増えてきた。北九州市は減っていますけれども、福岡市は人口が増えております。ただ、人口が増えていても結婚率は低いし、出生率も低いという悩みがあるということなのです。

私は、北九州市というのはTOTOや安川電機など大企業の本社もあるし、工場も色々あって、北九州市と一緒にしてお互いにシナジー効果を出すようなものはないのですかと申し上げたのですが、今回これで北九州市が認定されますと、新幹線で17分。私が調べると距離は70キロなのですが、市の境界の距離はちょうど半分の30キロくらいなのです。

ですから、私は働き場所として北九州市は結構人口が多くなると思うのですが、先ほど竹中議員がおっしゃいましたけれども、うまく中間の地域も含めて、広域として発展しないかと。もっと言えば、関門海峡を挟んで下関まで広域で発展するような特区になってもらったらいいと思います。

広島・今治もそういう意味では、中国と四国で地域は違いますけれども、橋を渡って一つですから、これも同じような考えが適用できるのではないのでしょうか。

最後に一言、第1次指定地域の中で今、八田議員は東京と養父が比較的うまく行っているとおっしゃいました。私は共通要素があると思っていて、東京の場合は何か規制を緩和すると、民はすぐ手を挙げるところがたくさんあるのです。

ところが、養父の場合は、民は外から引っ張ってこないダメで、市長が本当に努力されて、民間を色々連れてこられました。

はっきり言って、私は東京、養父と他の地域の違いは民間を巻き込む力が足りないということだと思っています。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

秋池議員、お願いいたします。

○秋池議員 過去に指定した特区の評価を本日出しました。養父市の目覚ましく成果を上げているというところ。必ずしも大きな自治体ではないのだけれども、その職員を存分に活用し、民間を引き込みながらこれを成し遂げているということは高く評価すべきだと考えております。

同様に東京はそもそも非常にポテンシャルの高い地域でありますので、民間もたくさん手を挙げてくるわけですが、このような民間の巻き込みは他の地域は是非見習っていただきたいところだと思っています。

今回の指定についてなのですけれども、これは本当に実現を期待したいと思います。難しいことに手を挙げてくださっているのですが、実現しなければ国家戦略特区をやっている意味がありませんので、国の期待を背負ってというつもりで取り組んでいただきたいと思います。

民間議員ペーパーの2ページにあります三つの地域につきましては、今回は特区の指定はしないのですけれども、前回のこの会議でも申し上げましたが、特区を指定するプロセ

【公表案】

スに色々な人が手を挙げてきて、そこで出てきている規制緩和のメニューというものは、きっと事業をやる上で本当に困ることなのだと思うのです。岩盤規制もあれば、岩盤規制というほどでもないのだけれども、ある種の規制があつて、それが緩和されない、改革されないことには、事業をやる上で非常に困るということが挙がってきていると思いますので、これはこのプロセスそのものを規制改革のゲートウェイと捉えて、こうやっていずれもそれほど大きな自治体ではないのですけれども、意識を高く手を挙げてきたところのものについては、今後の緩和を是非実現するよう、支援していければと考えます。

以上でございます。

○石破議員 御意見ありがとうございました。

いただきました御意見につきましては議長一任とし、国家戦略特別区域を指定する政令案及び区域方針に反映させたいと存じます。それでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○石破議員 それでは、異議がないということで扱わせていただきたいと存じます。

以上で、本日予定された議事は終了いたしました。

最後に、議長であります安倍総理から発言をいただきますが、ここでプレスを入室いただきます。

(報道関係者入室)

○石破議員 それでは、総理お願いいたします。

○安倍議長 本日も、国家戦略特区で大きな成果が上がりました。

家事を支援する外国人が、来年3月から神奈川県各家庭で活動を始めます。これにより家事を担っている方々の負担が軽減され、活躍の幅が広がります。特に仕事を持つ家庭人には、大きな支えとなることと思います。

全国で10番目となる国家戦略特区を、新たに決定しました。瀬戸内のしまなみ海道でつながった、広島県と愛媛県今治市です。

例えば、しまなみ海道の「道の駅」の民間による設置、ライフサイエンスなどの新たに対応すべき分野における獣医師系の国際教育拠点の整備など、観光、教育、創業などの分野で、国際的な交流人口の流れを呼び込み、地方創生を実現します。

医薬品などのドローンによる宅配を実証する千葉市や、福岡市と連携しながら高齢者の雇用を進める北九州市を、新たに特区の対象にします。

安倍政権の国家戦略特区に、終わりはありません。自治体や事業者の方から経済効果の高い規制改革提案があれば、これからもスピーディに対応してまいります。

一つ一つの具体的事業を実現し、そのために必要であれば、新たな区域を指定してまいります。

○石破議員 総理ありがとうございました。皆様ありがとうございました。

(報道関係者退室)

○石破議員 以上をもちまして、会議を終了いたします。

【公表案】

次回につきましては、また改めて御連絡申し上げます。
ありがとうございました。

第19回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年2月5日（金）18:00～18:25
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍	晋三	内閣総理大臣
議員	麻生	太郎	財務大臣 兼 副総理
同	石破	茂	内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域） 兼 地方創生担当大臣
同	菅	義偉	内閣官房長官
同	石原	伸晃	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
同	河野	太郎	内閣府特命担当大臣（規制改革） 兼 行政改革担当大臣
有識者議員	秋池	玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根	正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村	健	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
同	竹中	平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
同	八田	達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授
	広瀬	栄	養父市長
	池田	弘	新潟経済同友会筆頭代表幹事
	梅澤	高明	A. T. カーニー日本法人会長

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1） 区域計画の認定について
 - （2） 規制改革事項の追加について
- 3 閉会

（説明資料）

- 資料1－1 区域計画の認定について

【公表案】

- 資料 1－2 国家戦略特別区域 区域計画（案）
- 資料 1－3 主な認定対象事業等
- 資料 2 規制改革事項の追加について（石破議員提出資料）
- 資料 3 集中取組期間の最終局面に当たって（有識者議員提出資料）

（配布資料）

- 農業生産法人の更なる要件緩和について（広瀬養父市長提出資料）
- 外国人留学生の在留資格変更が不可となった事例
（池田新潟経済同友会筆頭代表幹事提出資料）
- クールジャパン外国人材の受入れに関する提言
（梅澤A.T.カーニー日本法人会長提出資料）
- 国家戦略特区を使った地方創生（内閣府）

（議事録）

- 石破議員 ただ今より、第19回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。
- まず、2点御報告申し上げます。前回の会合で選定いたしました広島県などの3次指定区域につきましては、早速、先月29日に、正式に政令指定いたしました。
- また、お手元にございますが、自治体向けに特区制度を分かりやすく解説したパンフレットを作成したところであります。今後、テレビ番組なども含めまして、改革の成果に関する広報を一層強化いたします。
- それでは、議事に入ります。始めに、区域計画の認定についてであります。資料1－1、資料1－3を御参照ください。
- 昨日、東京圏、福岡市、仙北市、仙台市の四つの区域の合同区域会議を開催し、10の事業の認定申請がございました。
- このうち、福岡市の退職手当法の特例は、公務員が一旦ベンチャー企業の支援のために転職した後、再び公務員に任用された場合、退職金の算定に不利が生じないようにするものであります。
- 仙北市は、無線局の免許取得を迅速化する特例を活用し、夏に全国初となりますドローン競技会を開催いたします。
- 以上、四つの区域からの計画案につきましては、必要に応じ、関係大臣の同意を頂いております。
- これらにつき、法第8条第8項に基づき、本会議の意見を聞くことといたします。御意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。
- （「異議なし」と声あり）
- 石破議員 ありがとうございます。速やかに認定の手続を行います。

【公表案】

参考まででございますが、資料1－3の3ページ目に、本年度内に神奈川県と仙台市で行う、自動運転の実証実験を御紹介しております。

10月に認定されました、東京都大田区の民泊事業につきましては、その後、条例等が整備され、先月末より事業を受け付けておるところであります。早ければ来週から、実際に一般の住居を活用した民泊・滞在事業が開始されますので、御報告申し上げます。

二つ目の議題であります規制改革事項の追加について御審議を賜ります。

資料2にあります改革項目につきましては、現在、今国会への改正特区法案に盛り込むものを中心に、特区ワーキンググループなどで、規制省庁と折衝を行っております。

まずは、ワーキンググループの座長でもあります八田議員より、資料3に基づき、折衝の状況などを御発言いただきます。よろしくお願いいたします。

○八田議員 ありがとうございます。

まず、今国会に提出する改正特区法案についてです。この2年間の集中改革期間で、国家戦略特区を活用した多くの岩盤規制改革が実現いたしました。遠隔医療、農業委員会、保育士試験、都市計画等はその例です。

しかしながら、農業生産法人の出資・事業要件の緩和など、極めて重要な改革事項がまだ実現されないままになっております。今国会に提出する改正特区法案には、このような岩盤規制改革事項を盛り込んで、2年間の集中取組期間の集大成とすべきであると考えております。

次のページをおめくりください。養父市における取組についてです。養父市は、平成25年に農業委員会改革を全国で唯一提案し、特区指定を受けました。その後も養父市発の規制改革を数多く打ち出して、今や養父市は国家戦略特区の最大の成功例であります。

養父市は昨年9月に、企業が農地を所有した場合の諸懸念を払拭する農地保全条例を制定しました。農業生産法人の要件緩和は、全国の自治体が提案しています。しかし、この要件緩和は、農地保全条例を定めた養父市にまず認め、厳格に管理された区域内での企業の状況をしっかり注視していくことが、現実的なのではないかと考えております。

その他、今国会で実現すべき規制改革事項について、別紙を御覧ください。この表は、ワーキンググループと規制官庁での議論の現在の状況を示しております。

表の一番上は、農業生産法人の要件緩和に関する官庁側の意見と、ワーキンググループ側の意見とを比較対照しております。

2番目には、自家用ライドシェアの拡大に関する議論を対比しております。安全確保のために従来より行われてきた諸規制は、必ずしも有効に機能しているわけではありません。むしろ、保険を介した監視機能を高めていくことが期待されるところです。

最後に、規制改革と資金支援をパッケージにした地方創生を、政府全体として集中的に推進していただければありがたいと考えています。

以上でございます。

○石破議員 ありがとうございました。

【公表案】

続きまして、本日は代表的なテーマであります、農業生産法人の出資要件等の緩和について、広瀬養父市長より。その次に、クールジャパン外国人材の受入れの促進につきまして、池田新潟経済同友会筆頭代表幹事と、梅澤A.T.カーニー日本法人会長より御意見を頂戴いたします。

広瀬市長、お願いいたします。

○広瀬市長 養父市の広瀬でございます。

養父市は、国家戦略特区の地区指定を受けまして以降、農業委員会との事務分担、農業生産法人の設立要件の緩和など、国及び民間事業者とともに鋭意取り組んでまいりました。本日は、農業生産法人の更なる要件緩和について申し上げたいと思います。

資料の1ページを御覧いただきたいと思います。特区の特例を利用いたしまして、農業生産法人の設立が進んでいます。この1年半で市外から10社が養父市で事業展開を行っております。これまで10年間で4社の事業展開ということを考えるなら、この特区の成果は非常に大きなものがあるということでもあります。

より一層、市外からの企業の受入れを行うためには、農業生産法人の更なる要件緩和が必要であるということでもあります。すなわち、議決権（出資比率）を2分の1以上、企業に持たせる。それから、農業以外の売上高を2分の1以上でも可能とする、というものでございます。現行は企業として原則4分の1以下しか出資できませんが、これは企業として積極的に規模拡大に乗り出せない状況にあるということでもあります。

また、企業が出資をすることによりまして農家の負担があまり大きくなり、事業拡大に必要な資金が獲得できる。それは農家にとっても大きなメリットがあるということでもあります。

農地のリース方式でいいのではないかという声もありますが、やはり企業が農地を所有しながら長期的・安定的な経営を行う。そういう選択肢も必要であると考えております。

資料の2ページ目を御覧いただきたいと思います。企業が農地を所有すれば、ひょっとしたら農地が耕作放棄地になるのではないか。それから、産廃置き場になるのではないかという懸念があります。それらを払拭するために養父市では、全国初ですが、農地保全条例を制定しました。これは企業から積立金を徴収して、企業が撤退時にこれを没収する。そして、農地の保全管理にこの経費を充てるというものであります。

これは企業撤退時の農地の保全管理に市が責任を持つということを明言しているわけがあります。市の決意を表したものであるということでもあります。

3ページ目を御覧いただきたいと思います。これは現在、養父市で11社の農業生産法人が設立されておりますが、その代表例の3社を挙げております。山陽Amnak、福井建設&オーク、オリックス&やぶパートナーズ。これらの企業全てが、やはり2分の1以上の出資をして農地を持つ。そのことによって、養父市の農業振興・農業経営をしっかりとやっていきたいという強い思いを持っております。

それから、関西経済連合会。これらも養父市をしっかりと支援してくれているというこ

【公表案】

とであります。養父市の農業に企業が参入しやすく、その力を活用すべきということで、やはり同じように出資比率を2分の1以上持たせてほしいということを彼たちも強く訴えていてくれております。

養父市は、国家戦略特区として中山間地域農業の改革を実践するため、本当に養父市にとって必要なこととは何かを考え、挑戦し続けているところであります。まさに市の将来を考え、自立に向け、自ら助くるべく規制緩和の門をたたいているところです。門を決して閉じないで、開けていただきたいと私は強く思っております。養父市のこの懸命の思いを是非かなえていただきますよう、強くお願いいたします。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

池田代表幹事、お願いいたします。

○池田筆頭代表幹事 配付資料で、外国人留学生の在留資格変更が不可になった事例というものが三つございます。

私は、新潟市を中心に教育グループを経営しており、学生数約2万人のうち留学生が800人を超えて、大変な勢いで増えております。特に食、ファッション、美容、デザイン、アニメ、ホテルといった、いわゆるクールジャパン分野の専門学校への教育ニーズが年々高まっております。

一方、留学生が一定レベルのスキルを身に付け、企業に見事に内定したにもかかわらず、入管で在留資格の変更が認められずに本国に帰国せざるを得ないケースが多々あります。さらに、受入側は中小企業が多く、大企業に比べ大量の申請書類を提出しなければならず、対応が難しくなっております。

彼らが2～3年、実際の現場で修業しながらスキルを上げ、本国に帰って本物のクールジャパンを広める人材となっただくことは日本の国益にかなうことであると確信しています。

この留学生たちは、本国での関連分野の日本の製品サービスの市場拡大にも寄与します。インバウンドにもアウトバウンドにも経済効果を期待でき、そして何よりも日本が大好きな留学生たちを泣く泣く失望させているということでございます。

業種または地域の実情に応じた在留資格の緩和を、是非お認めいただきたいと思います。

以上でございます。

○石破議員 ありがとうございます。

梅澤会長、よろしくお願いいたします。

○梅澤会長 ありがとうございます。

私は、クールジャパン関連の政府の委員会に、過去数年にわたって参加させていただきました。それで、昨年クールジャパン戦略推進会議、お手元の配付資料の2枚目に報告書の1枚目のところ、抜粋が書いてございます。ここに「クールジャパン戦略深化のための五つの視点」と書いてございます。その五つのうち、3から5の三つは全て外国人材の

【公表案】

活用というものを前提として取り組んでいく話になります。

したがって、外国人材の活用というものは単なる人材不足の解消ではなくて、クールジャパン産業が世界で稼ぐための人材の質的な強化、さらにはインバウンドを軸とした地方創生の戦闘力向上。こういうことを取り組んでいくための施策でございます。

このペーパーの下のほうに「制度改革・人材戦略策定のニーズ」と書いてございます。大きく二つお願いでございます。

1点目は、ニーズが明確な分野ごとに受入基準を策定し、かつ、これを公示することで、企業や就業希望者にとっての予見可能性を是非担保いただきたいということでございます。具体的な例はたくさんございますが、例えば、料理人、あるいは飲食店・小売店・ホテル等の運営と接客人材。あるいは美容師、ネイルアーティスト、エステティシャン。このようなものが対象になると思います。

もう一つ、中長期でのお願いは、国家の人材戦略の観点から、外国人受入れの総合戦略を是非策定いただけないでしょうかと考えてございます。ここでは特に高度人材及び各種専門人材を軸に据えて、産業の戦略と表裏一体となる形で、日本の将来を支えていくような基幹人材の候補の長期での就業と永住というものを前提として戦略策定に取りかかっていたらというお願いでございます。

ありがとうございます。

○石破議員 ありがとうございます。

それでは、有識者議員の竹中先生から順に御意見をいただきたいと思います。竹中先生、坂村先生、坂根先生、秋池先生の順でお願いいたします。

○竹中議員 ありがとうございます。1分ですので、農業生産法人の要件緩和についてのみ申し上げたいと思います。

過去15年、20年、この規制改革の話をしてまいりましたが、この農業生産法人の問題こそが岩盤中の岩盤、ザ・岩盤だと思います。このザ・岩盤の背後にはザ・抵抗勢力とザ・既得権益者がいて、これをどう突破できるかというのが本当に色々な意味での象徴になるかと思えます。

今回、養父モデルと私たちは言うておりますけれども、市が条例を作って、本来、これは国がやるべきことなのだと私は思うのですが、それをわざわざ市がやって、ここまでやりたいと言っているものを万が一にも国ができないということになれば、これは国家戦略特区の仕組みそのものの信任が揺らぎますし、地方創生を否定することにもなると思います。

逆に、これを突破すれば非常に大きな道が農業に開かれていく。ここは本当に正念場だと思います。この国会で何らかの法律改正ができますように、総理のリーダーシップを是非お願いしたいと思います。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

【公表案】

坂村先生、お願いいたします。

○坂村議員 今、世界的にシェアリングエコノミーというものが非常に注目されています。例えば、Uberというものは、自動車を利用したい人と、車を使って手軽にアルバイトしたい人をネットでマッチングするサイトです。これが始めてからたった5年で時価総額がホンダ自動車を超えたという例が米国で出ております。また、AirBnBというものは、その民泊版というもので、やはりネットの中で民泊を貸したい人と借りたい人をマッチングするようなサイトがございます。

こういうことを可能にするのは、まずそれに対する規制がないことが重要なのですけれども、もう一つ大事だったのが、ネットとICTの高度な利用なのです。悪質なサービスの提供者や、逆に悪質な客がいるから、弱い側を守るために、今、日本では規制をしているわけですが、Uberでは、流しではなくてドライバーとお客さんの両方が事前登録していて、マッチング時にドライバーとお客さんの両方の過去の評価を見ることができます。そういうことで評判を上げておかないと運転手も客もマッチング時にパスされるので、互いに振る舞いを良くしていくというふうになっていくわけです。ネット社会がそういう信頼性の担保を規制でやらなくてもよくしています。

弱い者を守る目的は非常に重要で、そのために規制があったのでしようけれども、手段は状況に合わせて素早く変えるべきではないかと私は思っておりまして、規制の定常的な合理化機構というものを本特区の知見をもとに、規制を緩和するだけでなく、是非作っていただきたいと私は思います。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

坂根議員、お願いいたします。

○坂根議員 我々のペーパーの最後に簡単な監督官庁の主張が出ていますが、ダメな理由を考えるプロだなと改めて感心しています。養父の農業については絶対に看過できないと一言言わなければいけないと思っています。

養父の農業は、極端なことを言ったら、市長がやりたいと言ったら全て規制フリーでお願いしたいと思います。広瀬市長が全部、結果責任をとるつもりでやっておられるわけですから、全部任せて、早く全国の見本にする。これを是非お願いしたいと思います。

○石破議員 ありがとうございます。

秋池議員、お願いいたします。

○秋池議員 アベノミクスの経済成長に向けて、三つのことが今回の事例であると考えております。

養父市につきましては、動かれて、そして課題が出てくると、それを解決するような更なる規制緩和を求めるということで、実際に事業をやる人が動きやすくなる環境を作ることがまさにここで見てとれると思います。

民間の事業の中には、細かい規制によって動けなくなっているということがございます

【公表案】

が、それを変えていくことは生産性を高めていくことにつながります。岩盤規制を緩和する国家戦略特区の地域を指定した後にそういったものも拾っていくことが非常に重要であると思っています。

もう一つは、国家戦略特区に指定されても、進んでいる地域とそうでない地域がある。ただ、大きく指定された中で、実は国家戦略特区の規制緩和をてこに地域を活性化するしかないような地域も実は小さな単位で埋もれているのではないかという気もいたします。こういったところも今後細かく見ていく必要があるのではないかと考えます。

三つ目に、民泊、ライドシェアという話が出てきますと、よくない事業者が悪いことをするのではないか、迷惑をかけるのではないかという議論があるわけですが、この退出を促す仕組みとして、本日の民間議員ペーパーには保険の活用ということを書きました。かねてから言われている、事前審査から事後チェックへというこの流れの中で、民間の保険に新しい領域が生まれるということにもつながるのだと思います。保険にしても金利にしても格付にしても、退出を促す仕組みではあるものの、事例の蓄積がないとできないというところがあります。事例が蓄積されるまでの間はネットでの情報を活用していくというようなこととも併せて、新しいあり方を作っていくのではないかと考えております。

○石破議員 率直な御意見、誠にありがとうございました。

本日いただきました御提案も踏まえ、追記の規制改革事項につきましては、今通常国会への法案提出に向け、更に議論を深めてまいります。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

以上で、予定された議事は全て終了いたしましたので、最後に、議長たる安倍内閣総理大臣から御発言をいただきます。

ここでプレスが入室します。

(報道関係者入室)

○石破議員 それでは、総理、よろしくお願いいたします。

○安倍議長 「岩盤規制全般について、国家戦略特区によって、改革の突破口を開く」。2年前の国際公約です。タイムリミットは、本年度末に迫っています。

本日の会議では、特区で既に著しい成果を上げている養父市の広瀬市長から、いまだに残る岩盤規制による制約を乗り越えるための取組について、お話を伺いました。

養父市は、農地を所有して安定した事業を行おうとする企業から積立金を徴収し、仮に農地を農地として維持できなければ、それを没収するという条例を作りました。

よそ者の企業は農地を荒らすのではないかという地域の懸念を払拭するため、企業の負担で原状回復できる仕組みを設けたのです。

このように規制緩和と措置とセットで、懸念を払拭するための工夫をすれば、また一步、改革は進みます。まずは特区内で、効果を検証していきます。

養父市のような意欲ある自治体や事業者の創意工夫が活かされるよう、この2年間の集大成として、医療、観光、農業などに関する大胆な改革事項を盛り込んだ「改正特区法案」

【公表案】

を今国会に提出します。

本日提起された改革事項全般について、それぞれの規制を担当する大臣に、実現の方向で対応策を検討していただき、最終的には私の判断で、法案に具体的成果を盛り込みたいと考えています。

○石破議員 総理ありがとうございました。

プレスの皆様、御苦労さまでした。

(報道関係者退室)

○石破議員 それでは、これで会議を終了いたします。遅い時間に恐縮でございました。次回日程は、後日連絡いたします。

ありがとうございました。

第20回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年3月2日（水）17:40～17:56
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	石破 茂	内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域） 兼 地方創生担当大臣
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	石原 伸晃	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
同	河野 太郎	内閣府特命担当大臣（規制改革） 兼 行政改革担当大臣
有識者議員	秋池 玲子	ポストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村 健	東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授
同	竹中 平蔵	慶應義塾大学総合政策学部教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授
臨時議員	岩城 光英	法務大臣
同	塩崎 恭久	厚生労働大臣
同	森山 裕	農林水産大臣
同	石井 啓一	国土交通大臣

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1） 規制改革事項の追加について
 - （2） その他
- 3 閉会

【公表案】

(説明資料)

- 資料 1 国家戦略特区における追加の規制改革事項等について（案）
 - 資料 2 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案の概要
 - 資料 3 追加の規制改革事項について（有識者議員提出資料）
-

(議事録)

○石破議員 ただ今より、第20回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。

本日は、法務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣にも御出席をいただいております。

議事に入ります。

本日は、規制改革事項の追加につきまして御審議を賜ります。資料1及び2を御覧ください。本資料は前回御報告しました規制改革事項等について、関係各省との折衝の結果、合意が得られたものを本諮問会議の案として取りまとめたものであります。

法律事項として今国会に提出する国家戦略特区改正法案に盛り込む予定のものを資料2にまとめております。主なものは、テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例、過疎地域等での自家用自動車の活用拡大、クールジャパンに関わる外国人材の受入促進、企業による農地取得の特例などとなっております。

次に、各規制を所管する大臣より御発言をいただきます。農林水産大臣、お願いいたします。

○森山臨時議員 今回の企業による農地所有権の取得の特例につきましては、与党とも調整いたしました結果、国家戦略特区法の改正案の中に盛り込むことといたしました。この特例の適用に当たっては、地方公共団体が責任を持って適切に運用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○石破議員 国土交通大臣、お願いします。

○石井臨時議員 過疎地域等における訪日外国人をはじめとする観光客を中心とした運送需要に対応するため、現行の自家用有償旅客運送制度を拡充し、主として観光客を運送する新たな制度を創設する特例を、国家戦略特区法改正案に盛り込むこととしております。過疎地域等における訪日外国人を始めとする観光客の滞在経験を、安全を確保しつつ便利で快適なものとするすることで、観光立国を推進し、全国津々浦々にインバウンドの効果を広めてまいります。

以上です。

○石破議員 有識者議員より御意見をいただきます。八田議員よりお願いいたします。

○八田議員 ありがとうございます。

国家戦略特区は、今月末で2年間の集中取組期間を終了いたします。この期間中、特区

【公表案】

は、安倍政権のドリルとして、多くの岩盤規制を改革してまいりました。医学部の新設、公設民営学校、農業委員会などはその例です。

とりわけ今国会提出の改正特区法には、規制改革事項として、企業による農地取得の特例が盛り込まれることになりました。これは集中取組期間の締めくくりに大改革と言えると思います。

安倍総理の極めて強力なリーダーシップとともに、関係大臣ほか政府・与党関係者の御尽力に厚く御礼申し上げます。また、事務局の獅子奮迅の働きにも感謝したいと思います。

これらの岩盤規制改革の断行は、国内外に対して安倍政権は戦略特区によりダボス公約を着実に履行したという力強いメッセージを発信すると確信しております。

その一方で、残った改革事項もございます。「働き方」の分野などです。したがって、アベノミクスの第2ステージを強力に推進していく必要がございます。

次回の諮問会議では、集中取組期間の成果レビューを行った上で、第2ステージにおける戦略特区の新たな目標設定を審議したいと考えております。

○石破議員 竹中先生、お願いいたします。

○竹中議員 ありがとうございます。

今、八田議員から大改革という言葉を使わせていただいたのですが、本当にそうだと思います。とりわけ、企業による農地取得の特例、これはおそらく歴史に残る改革と言っても過言ではないと思います。総理のリーダーシップ、関係大臣、関係者の皆様の御尽力にも心から敬意を表したいと思います。

アリストテレスが改革は小事にあらず、されど、改革は小事から生まれると言っている。まさにそれに当たると思います。500兆経済の中から見ると小さな一歩かもしれませんが、こういうことを積み重ねていくことが重要です。

さらに加えて言うならば、アベノミクス第2ステージにおいて、特区も第2ステージに入らなければいけないと思います。その意味では、今後、PDCAの評価サイクルをきちんと確立する評価を行うということ。特に、それを海外に見せることが重要だと思います。

今の株式取引の7割は海外投資家、先物取引の9割は海外投資家、そういう点も意識しながら、しっかりとPDCAを回していきたいと思います。

以上です。

○石破議員 坂村先生、お願いいたします。

○坂村議員 「民泊特区が期待外れ」という新聞記事が出たのはちょっと気になりました。

「6連泊以上が壁になっている」ということが書いてあって、「感染症が広がるリスクを抑えるための条件となっているが、競争を守るためではないか」と書かれてしまっています。さらに、「認定を受けていない実質の民泊が広がっている」とされており、そういう人々は6連泊以上の条件を嫌って認定を受ける気もないので、結果的に感染症が広がるリスクは把握されない分むしろ大きくなってしまっているのではないかと思います。

前回も述べましたように、情報の非対称性というのはICT——情報通信技術により非常に

【公表案】

小さくなっていて、責任を全て行政が負わなくてもいい時代になっています。その前提で、自己責任の割合を増やすことをもう少し我が国はやるべきではないかと思えます。そうしないと、イノベーションにつながりません。

前回述べましたUberのようなマッチングサービスの肝は、利用者と提供者が両方とも会員になっているということなのです。会員として特定可能で、特定のアプリを入れたモバイルを持っているので、例えば伝染病などの正当な理由があれば、履歴を検索して感染の疑い者をピックアップして、当局に連絡するように伝えることができます。規制するより、そういう手順を制度化するべきだと思います。宿泊台帳に頼るよりははるかに確実ではないでしょうか。

そういうことで、第2ステージの特区ではICT——情報通信利用のシェアリングエコノミーを、ICTに合わせた制度設計でもっと積極的に進めるべきだと、今、色々出ている問題に対しては、コンピュータ、情報通信を前提にして考えるべきではないかということ強く思いました。

○石破議員 坂根先生、お願いいたします。

○坂根議員 農業、林業について一言お話ししたいと思えます。

私どもコマツの地元、石川県でこれまで3年ぐらい、ヒト・モノ・カネを出しながら技術支援をしてきました。地域貢献が目的なのですが、得られた成果が二つありまして、一つは、とにかく我々民間が知恵を出してみたらやるべきことはたくさんあるなということです。代表的な例が、コメの乾田直播きです。ICT施工技術の活用でブルドーザーが耕地を極めて平らに均しますから、そうすると田植えは要らなくなり、種を直播きしてその後で水を張ればいいのです。その直播きで作った米が去年採れまして、極めて生産性が高くて味の出来栄も良く、これならいけるということになりました。

他に林業も成果が出ています。一番心強いのは、我々がお手伝いしてみた結果、地元石川県のJAと森林組合が「これなら自分たちでできそうだから、知恵をしばらく貸してくれたら、人とお金は自分たちも用意しましょう」と前向きな姿勢になってくれたことです。私はこれが一番大きな成果ではないかと思っていて、養父の例も、民間が出て行って、土地を持ちたいというのですから本気だと思います。本気で知恵を出してもらって、成果を出したら、それを全国展開するときには、是非JAが自ら主体性を持ってやっていく、というふうに持っていくことが、この国にとって一番いいのではないかと。とにかく大きな改革を成し遂げるには、具体的にこうした小さなことから一步一步積み重ねていくしかないと思えます。

○石破議員 秋池先生、お願いします。

○秋池議員 この2年間で非常に画期的な規制改革が行われてまいりました。これを評価していくことが重要ですが、さらには緩和されたメニューを民間が使う中で、やってみるとさらにここが緩和されればもっとこういうことができるのということを追加的に課題提起していくことも非常に重要だと思っております。そのことも岩盤規制にドリルで穴を

【公表案】

開けたことの意味でもあり、そこから大きく広がっていくということをこれから是非期待していきたいと思います。

○石破議員 率直な御意見ありがとうございました。

それでは、本案につきまして、本諮問会議の取りまとめとしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○石破議員 異議なしと認めます。

それでは、本取りまとめに基づき、法案の提出等を行いたいと思いますので、関係各大臣におかれましても、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

以上で予定された議事は終了いたしました。最後に安倍議長から御発言をいただきますが、プレスを入室いたさせますので、少々お待ちください。

(報道関係者入室)

○石破議員 それでは、総理、お願いいたします。

○安倍議長 本日、民間有識者の皆様や関係大臣の協力により、国家戦略特区における「追加の規制改革メニュー」を取りまとめることができました。今月末までの2年間の集中取組期間の集大成であります。

具体的には、農業の担い手不足や耕作放棄地の解消を図ろうとする特区で、企業が自治体を経由して農地を取得できるようになります。

観光客が、過疎地等における交通手段として、自家用自動車による有償の運送サービスを利用できるようになります。

訪日外国人観光客の体験ニーズに対応するため、日本のファッション、デザイン、アニメ、食などを学びに来た留学生が、日本で就労可能となる条件を明確化いたします。

本日の取りまとめに沿って、早急に法案化の作業を進め、国家戦略特区の改正法案をこの国会に提出いたします。法律以外の制度は、年度内を目途に、速やかに実施いたします。

安倍政権の規制改革に終わりはありません。私が先頭に立って、今後とも、国家戦略特区によって規制改革の突破口を大胆に開いてまいります。

○石破議員 報道の皆様、ありがとうございました。

(報道関係者退室)

○石破議員 それでは、これで会議を終了いたします。先生方、誠にありがとうございました。関係大臣の皆様、ありがとうございました。

次回はまた追って御連絡申し上げます。

ありがとうございました。

第21回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年4月13日（水）17:15～17:47
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	石破 茂	内閣府特命担当大臣（地方創生）
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	石原 伸晃	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
同	河野 太郎	内閣府特命担当大臣（規制改革） 兼 行政改革担当大臣
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村 健	東京大学大学院情報学環教授
同	竹中 平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授
	福岡 資麿	内閣府副大臣

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1） 区域計画の認定について
 - （2） 1次指定6区域の評価などについて
- 3 閉会

（説明資料）

- 資料1-1 区域計画の認定について
- 資料1-2 国家戦略特別区域 区域計画（案）
- 資料2-1 1次指定6区域の評価について

【公表案】

- 資料 2 - 2 平成27年度 国家戦略特別区域の評価について（案）
- 資料 2 - 3 国家戦略特区における主な規制改革事項等の実現時期など
- 資料 2 - 4 区域会議の開催、区域計画の認定状況
- 資料 3 国家戦略特区 今後の進め方について（有識者議員提出資料）

（参考資料）

- 各特区における認定事業の状況【個票】
-

（議事録）

○石破議員 ただ今より、第21回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。

まず、1点御報告であります。前回の会合で御了承いただきました、国家戦略特区における追加規制改革事項等のうち、法改正を要するものについては、国家戦略特区法改正案に盛り込み、3月11日に閣議決定の上、国会に提出したところであります。

御尽力に感謝申し上げますとともに、法案成立に向け、全力で取り組んでまいります。

議事に入ります。始めに、区域計画の認定についてであります。資料1-1でございます。3月24日に、3次指定の千葉市及び北九州市を含めた東京圏など7区域の合同区域会議を開催し、30日には、広島県・今治市の区域会議を立ち上げ、合計36事業の申請がございました。

このうち、関西圏の旅館業法の特例につきましては、大田区、大阪府に続き、大阪市も本特例を活用し、10月を目途に事業を実施するものであります。

また、外国人家事支援人材の受入れにつきましては、神奈川県に続き、大阪府が6月を目途に事業を実施するものです。

この他、東京圏及び関西圏の、汚染土壌搬出時の認定調査の特例は「『日本再興戦略』改訂2015」に基づき、昨年末に新たに措置したものであります。

以上、六つの区域からの計画案につきましては、必要に応じ、関係大臣の御同意を頂いております。

これらにつき、法第8条第8項に基づき、本会議の意見を聞くことといたします。御意見等ありましたら、お願い申し上げます。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○石破議員 それでは、ありがとうございました。速やかに認定の手続を行います。

続きまして、議題（2）の「1次指定6区域の評価などについて」の御審議をいただきます。資料2-1でございます。

国家戦略特区におきましては、PDCAサイクルによる進捗管理を適切に行うとの観点から、法第12条及び基本方針に基づき、区域会議が事業の進捗状況を定期的に評価し、総理に報

【公表案】

告することとなっております。

今回初めてとなる特区の評価につきましては、一昨年に1次指定をいたしました6区域の合計113事業を対象としております。基本方針に則り、個別認定事業の進捗状況、規制改革事項の活用及び見込み状況、追加規制改革事項の提案状況、以上、三つの視点から、総合的な評価を行いました。

詳細は、福岡副大臣から御説明申し上げます。

○福岡内閣府副大臣 それでは、資料2-1に基づき、1次指定6区域の評価について、御説明いたします。

まず、東京都・神奈川県・成田市から成る東京圏につきましては、15事項42事業を認定しております。

東京圏の評価すべき点としましては、まず、2兆4,500億円という大きな経済波及効果が見込まれる、東京都の都市再生関係プロジェクトが認定手続のワンストップ化によりスピーディに進捗していることが挙げられます。また、インパクトのある規制改革事項、すなわち、大田区の民泊、成田市の医学部新設、神奈川県の家事支援外国人材の受入れなどが、この東京圏で全国で初めて実現したことも評価すべき点であります。

また、神奈川県と成田市において、昨年度に初めて行いました年2回目の保育士試験、すなわち地域限定保育士につきましては、合格者数が通常の試験を3割以上も上回り、保育士候補の掘り起こしに大きく貢献いたしました。

この地域限定保育士につきましては、大阪府や沖縄県でも同様の効果が見られ、昨年度に特区の4か所で合格した地域限定保育士の合計の数は約2,400名と、昨年の日本全国の保育士合格者数約2万3,000名の1割以上となりました。

他方、東京圏の課題についてですが、港区内に併設されている雇用労働相談センターと東京開業ワンストップセンターへの来訪者数が伸び悩んでいることや、家事支援外国人材の最大のニーズのある東京都が改革メニューを活用していないことなどが挙げられます。

続きまして、大阪府・兵庫県・京都府から成る関西圏でございます。関西圏につきましては、医療分野を中心に、12事項16事業を認定しております。

評価すべき点としましては、大阪府が、通常は旅館営業のできない住宅専用地域も含めた民泊事業を実施していること、特区薬事戦略相談や保険外併用療養といった改革メニューの活用により、先進的な医療機器や医薬品の承認までの期間を大幅に短縮していることなどが挙げられます。

他方、関西圏の課題としましては、医療イノベーション特区としての期待が高いにもかかわらず、外国医師の受入れなど、医療分野における規制改革メニューの活用がいまだに不十分であることなどが挙げられます。

続きまして、新潟市につきましては、農業分野を中心に、8事項19事業を認定しております。

評価すべき点としましては、農業生産法人の役員要件の緩和や、全国初の農家レス

【公表案】

トランの設置、信用保証の農業への適用など、農業分野の改革メニューが全般的に活用されており、農地の流動化や雇用拡大に一定の貢献を果たしていることが挙げられます。

他方、課題といたしましては、農業分野以外の改革メニューの活用が不十分であることが挙げられます。

続きましては、養父市です。養父市につきましても、農業分野を中心に、6事項16事業を認定しております。

評価すべき点といたしましては、農業委員会の事務分担の見直しや、農業生産法人の役員要件の緩和により、これまでにないほど、他の地域からの企業進出が進んでいること。全国初の古民家を活用した旅館が設置され、地域の雇用を生んでいること。さらには、今国会への提出法案にも盛り込んだ、企業の農地取得の特例や、過疎地等での自家用車の活用拡大など、養父市が大胆な規制改革事項を積極的に提案していることなどが挙げられます。

続きまして、福岡市につきましては、創業・雇用分野など、8事項17事業を認定しております。

評価すべき点といたしましては、ベンチャー企業等の直面する雇用問題を事前に解決するための雇用労働相談センターにつきまして、来訪者による相談件数が他区域よりも相対的に高いことなどが挙げられます。

他方、民泊や医療・教育分野など、より幅広い分野での改革メニューの活用が課題となっております。

最後に、沖縄県につきまして、2事項3事業を認定しております。

地域限定保育士につきましては、先ほど申し上げましたとおり、昨年度の2回目の試験の受験者数が通常試験の8割近くに上るなど、他の区域と同様、極めて大きな効果が見られました。

他方で、沖縄県は他の区域と比べ、改革メニューの活用が著しく少ないことなどが課題となっております。

以上でございます。

○石破議員 ただ今御説明申し上げました6区域以外の区域も含め、資料2-3、資料2-4、大きなものでございますが、これにありますように、国家戦略特区は、この2年間の集中取組期間に、合計35項目の規制改革メニューを活用した171の事業を各地で迅速に展開してまいりました。この2年間の成果を踏まえ、今後の新たな目標についても御議論いただきたいと思っております。

民間有識者の先生方より御意見を賜ります。

八田議員より、資料3について御発言をいただきます。

○八田議員 ありがとうございます。

それでは、資料3に基づいて民間議員ペーパーを御説明申し上げます。

まず、先月終了した2年間の集中取組期間の成果の評価です。この期間に、幅広い分野

【公表案】

において、岩盤規制を中心に50項目を超える規制改革を実現できました。自らを「岩盤を突破するドリル」に例えて、戦略特区制度を積極的に主導された安倍総理に改めて感謝申し上げます。

1次指定6特区において、昨年度までに認定された113の事業について、福岡副大臣から御説明がありましたように、初めての評価を行いました。総じて養父市や東京圏などを中心に、各事業がスピーディに進捗していると評価できます。

ただし、資料3の表が示すように、各特区において本来活用すべきメニューのいくつかが未活用になっております。本諮問会議として各自治体に対して、このようなメニューを速やかに活用するよう、引き続き促していくべきだと考えます。

次は、特区の新たな目標です。我が国を「世界で一番ビジネスのしやすい国」にするためには、改革をさらに強化すべきであります。そのために、集中取組期間に代わる、本年度からの新たな目標を設定する必要があると考えます。その際、以下の2点に注目すべきではないかと思えます。

1番目に、まずは残された岩盤規制を打破する必要があります。ここに、その重要課題を六つほど挙げました。特に読み上げませんが、「②各種インフラの『コンセッション』推進等も含めた『インバウンド』の推進」というのは、例えば港湾とか空港の民営化をさらに推進するという含めたインバウンドの推進という意味です。

2番目。全国各地からの規制改革要望の受付窓口の明確化が必要なのではないかと思えます。規制改革要望について、結果として特区を出口としないものも含めて、改革要望に対する駆け込み寺の一元化が必要なのではないかと思えます。例えば、改革要望の集中受付を特区と規制改革会議で同じ時期に連名で行うなど、関連機関との連携をさらに強化すべきであると考えております。

したがって、今度の新しい目標を達成すべき期間は、「改革強化期間」あるいは「改革強化・可視化期間」などとして位置付けるべきではないかと考えます。

最後に、国家戦略特区の中期的課題として、かなり大きな改革を検討すべきであると考えております。

第1は、国家戦略特区内のペイアズユーゴーを前提とした、自治体主導の柔軟な税制措置です。ペイアズユーゴーというのは、全体で財政収支がとんとんになるように、併せて別な税の増税するのならば、自治体内で何らかの減税をしてもいいというものです。

第2は、諸外国の特区制度との連携強化による、諸外国との一層の貿易・投資の促進というものです。これは、外国で我々の国家戦略特区のような規制改革中心の特区をやっていただくと、日本が投資したり、貿易をするのに非常に役に立つ場合があります。したがって例えば、ODAと組み合わせて国家戦略特区型の特区を外国にも作ってもらい連携する方策を考えようというものです。

3番目の道州制における分権は、広域的な特区で実験してみるということが可能なのではないかと。

【公表案】

こういうかなり大きな提案なのですが、こういうものについても検討を行い、可能なものから具体策を講じていくことが必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○石破議員 ありがとうございます。

竹中先生、お願いいたします。

○竹中議員 ありがとうございます。

私たちの考えは、今の八田議員のペーパーの要約にも尽きていますので、重複しない範囲でいくつか申し上げたいと思います。

今日、私たちが一番申し上げたいことは、第1ステージはかなり大きな成果を上げたということだと思います。集中取組期間として、総理がダボスでお話しになった、ドリルの芯になる。それはかなりの程度できたということだと思います。そして、今、まさにそこから第2ステージに行かなければいけないということで、私たちは暫定的に、それは改革を強化して、可視化する期間である。見えるようにする期間であるというふうに位置付けています。

それで、第1ステージの成果について、先ほど福岡副大臣が要約をしてくださいましたがけれども、要するに改革メニューを活用しているか、していないかというのは自治体によって随分、差があるということなのでございます。私たちのペーパーの中に書いていますが、その意味では、この6指定区域の中では養父市というものが圧倒的に頑張ってくれていて、他の地域はメニューの活用をさらに頑張ってもらいたいということだと思います。

第1ステージの成果として、もう一つ、隠れた成果として申し上げなければいけないのは、例えば特区で45項目、法律30項目というふうに述べましたけれども、実は特区で交渉し始めて分かった、特区でやるのだったら、もう全国でやるというふういきなり全国に行ったものが、この他に15項目の規制項目があったということです。それで、特区で一応やったけれども、すぐにそれが全国に広がった。保育士の試験のように、そういうものもあったということで、ここの数字に表れている以外に大きな波及効果があった。

それで、伊勢志摩サミットで今回、世界の経済が動揺する中で、日本がマクロ政策の面、構造改革の面で色々な成果を上げているということを総理から是非御発言いただく必要があると思うのですが、その中で是非、特区というものは特区ではあるけれども、GDPベースで見ると実は東京、大阪、名古屋が入っているので、6割のカバレッジを、GDPの6割をカバーしている。そういう点も是非強調していただいてよろしいのではないかなと思います。

その点で最後に、自治体に未活用のメニューを大いに活用してほしいということを申し上げましたが、実は振り返れば国にも未活用なところがある。それはどういうことかと申し上げますと、この特区というものは規制改革を進めると同時に、経済を強化するために総合的な政策を講じるということが法律に書かれています。その総合的な政策というものは、法律の段階で議論したのはやはり税制の活用なのでございます。その点が民間議員ペ

【公表案】

ーパーの一番最後に書かれているわけです。

例えば先般、総理のもとで観光ビジョン構想会議でビジョンをまとめられましたけれども、その中に出てくるおもしろい例として、カリフォルニア州のナパ郡の例があります。安定的な自主財源を確保するために、宿泊税を率で取って、その宿泊税を例えば地方のツーリズムをさらに高めるために使う。これは要するに、ペイアズユーゴーの原則の中だったら、特区にはそういうことも認めようということなのではないか。別の言い方をしますと、お金の地産地消を認めようということなのだと思います。そういう特区の枠組みそのものもさらに広げていくということを、この第2ステージの一つのテーマにする必要があるのではないかと考えております。

以上です。

○石破議員 坂村先生、お願いいたします。

○坂村議員 私も、第2ステージをどう行くのかというのが今、最も大事なことだと思っております。

国家戦略特区で何をやるのかというのが大事だと思うのですが、その中でも最近よく、ハイテクノロジーとかICTに関連した提案が増えてきたのはイノベーションや経済成長につながるもので、これは非常にいいことだと思っております。

例えば、自動運転自動車の話も特区でも重点を置いているのですが、ただ、実験段階を超えて真に実用化するというようになってきますと多数の省庁にまたがってきて、それで人命も関わる話で、完成まではやはり一筋縄ではいかないということがあります。そういう意味で、実用化にこぎつけて完成させるにはいよいよ政治の役割が非常に大きいのではないかと。なかなか、ただ淡々と進めていけばできる状況にはないと思います。

そういったときに、制度の問題とか法律とか色々出てきます。技術開発も非常に重要ですがそれだけではない。今、例えば、IT戦略会議の中でITSの戦略が立てられて、その中にも自動運転自動車の話が出てきます。既にIT戦略会議では今、政府CIOの方は非常によくやっていて、政府の情報システムのコストカットに関しては非常に大きな成果を上げられたと思うのですが、自動運転自動車の社会への出口のような話になってきますと、もうちょっと別の枠組みでやらないとダメなのではないかと思いました。

そういうことで、これは前も私が言ったのですが、米国のNISTが参考になります。NISTは御存じのように、3,000人も科学者、工学者、技術者がいて、ノーベル賞を取った人が3人も入っているような非常に大きな組織です。予算も10億ドルぐらい使って、大統領直轄で非常に強い権限で技術標準という形で、民間から軍まで広く影響して、色々なことを方向付けているわけです。標準というのは、言わば技術の世界の法律のようなものですから、国立標準技術研究所なのですから、そういうことをやっているわけです。

先進国でこのNISTに当たる機関を持たないのは日本ぐらいなので、やはりそういうものを作るべきではないかと。国家戦略特区をさらに強力に進めるには新しい組織が要るのではないかと思いました。

【公表案】

2番目に、経済産業省が最近やっている企業実証特例制度というものを、私は高く評価したいと思います。これは国家戦略でも検討したバーチャル特区に近いイメージで、こういうものがうまく行くのは素晴らしいと思います。多分、国家戦略特区を参考にされて経済産業省がやったのではないかと思うのですが、やはり国家戦略特区とも連携して、こういうものを進めるべきではないかと思います。

また、最後に言いたいのですけれども、今日の新聞に「ヤミ民泊扱わないで」という記事がありました。これはいわゆるシェアリングエコノミーで、民泊をスマートフォンで予約して泊まることを増やそうということに対して、例えばAirbnbというものが、これはUberと似たようなもので、世界的にも大きな成長を遂げているのですが、そういうところに対して厚生労働省が、政府認可のないところは載せないでくれとお願いしたという記事だったのです。しかし、これは今のインターネットの時代には適したやり方と言えないと思います。そういう政府が認可していないものは載せるなみたいな言い方はうまくないと思います。

また、実際問題として、アメリカとか外国のサイトが、日本の政府がお願いしたからといって、では、載せるのをやめましょうなどとはならないでしょう。これはどうやったらいいかと言いますと、政府認可のあるところには、この認可アイコンを付けろとか、何かそういう方法で持っていないと、インターネットの時代は動かないのです。情報を抑えるというのではなく、ユーザーの判断の情報が増えるというようにいった方がいい。情報がたくさん出るということは海外のサイトは喜ぶのです。それで利用者が判断するというのが今の情報の時代であると私は思います。

そういう意味で、前回も言いましたけれども、重要なのは「情報の非対称性」を減らすことであって、要するに透明化です。従来「情報の非対称性」ではないのです。やるほうも使うほうも、情報を公開することによってお互いの信頼度を評価するという情報通信をベースにした新しい経済の考え方で戦略特区でもこの考えを採用していただければと思います。

以上です。

○石破議員 坂根先生、お願いします。

○坂根議員 八田議員、竹中議員も強調されましたけれども、今後2年間を可視化、見える化に集中したらどうかということについて、私、ちょっと補足したいのです。

特区とか地方創生の中の重要なテーマについては、各地方自治体単位の実態と成果の見える化、これがものすごく大事だと思います。私は、企業経営もそうなのですが、人というものは物事がはっきり見えてきますと、おのずから競争心を出したり知恵を出すものです。そうならないのが今のこの国の問題で、負担とか犠牲がどうしても要る部分についても、地方単位で見える化ができてくると、納得性が出てくる。ここがものすごく大事だと思います。中央集権ですと、地方レベルの話ではなくて、つい全国一律の話になってしまうわけです。

【公表案】

私も最近、国会中継をよく見ていますが、保育の話が頻繁に出てきます。以前にも触れたのですが、私どもはスウェーデンの田舎町に子会社を持っていますから、スウェーデンの社会保障の話をよく聞くのですが、国が現金給付の年金を扱い、県が医療費を扱い、市が高齢者と子育てを扱う。現物給付です。これは極めて合理的で、市では何が起きているかと言いますと、高齢者対策が不十分でも子育てへのお金の使い方が充実していることがはっきりと見える化できているので、みんな我慢せざるを得ないというところがあります。なので、コマツから駐在でスウェーデンに行っている社員は、定年退職後にスウェーデンにとっても住みたいとは思わないと言っています。例えば、人間ドック一つをとっても、なかなか簡単には入れないと言っています。要はバランスの問題で、我が国は高齢者と子育てとのバランスがあまりにもひどいなと私も思います。

このように、各地方単位の議論になったら、この不利益の分担という部分がおのずから出てきますし、一方で、うまく行っているところもいっぱいあるのだと思います。今日の資料2-1にありますように、35のメニューがありながら、特区ですらこれを活用しているのはほんの一部であるということも早く見える化して、みんなに知らせるということが不可欠だと思います。

ですから、何かうまく行っていないという指摘があったときに、いつも国ばかりが受けて立つやり方を続けている間はやはり本物ではないのではないかと。地方レベルで見える化し、そうではない、こういううまく行っているところもあるし、ここは問題なのだ、と議論できることが重要なのです。高齢者と子育ての話というものも実際に地方が色々具体的にやっているわけですから、是非多くの具体的テーマについても国単位の話で終始しないような状況に早く持って行っていただきたいなと思います。

○石破議員 秋池先生、お願いします。

○秋池議員 国家戦略特区で、ドリルで岩盤規制に穴を開けてきたこと、今後はそれが広がっていくことが重要なのだと思っています。広げていくという言葉の意味合いは、一つは活用を増やすということ。もう一つは、地域を広げること。それと、その岩盤規制の周辺の規制も緩和することによって、ある領域で事業が非常にしやすくなるという、この三つが重要なのだと思っています。

最初の二つは、例えば、活用を増やすということでは東京圏で事業が増えていることとか、地域を広げることでは地域限定保育士の活用が増えているということがあります。今後は是非、周辺の規制も緩和することによって、その領域の事業がやりやすくなる状態を作ることも重要だと思います。

そのためには、ペーパーの中にもあるのですが、どこに規制改革の相談を持ちかけたらいいかということが企業や自治体が分からないということもあるかもしれないので、国家戦略特区と規制改革会議が共同で募集をしていくなどがあると、使いやすくなるのではないかと考えています。

もう一つですけれども、この岩盤規制の打破がなぜ経済に効果があるのかということも

【公表案】

もっと伝わるべきかと思っております。自治体が多く主導して進んでいますが、民間の事業者が活用することも非常に重要ですので、認知をより徹底して、この第2期をより充実したものにできればと考えます。

○石破議員 ありがとうございます。

6区域の評価書につきましては、本日をもって公表させていただきます。

いただきました御意見を今後の制度の運営に十分に反映させてまいりますとともに、新たな目標についても引き続き議論を進めてまいります。

本日予定された議事は以上であります。

最後に、安倍議長から御発言をいただきます。報道を入室させます。

(報道関係者入室)

○石破議員 それでは、総理お願いします。

○安倍議長 国家戦略特区は、これまで10箇所指定され、171の事業が大きな成果を上げています。

東京都の高層ビル開発は、都市計画の認可手続をワンストップ化し、終期を決めたことで、計画決定までの過程が数年単位で短縮されました。

大阪大学による先進医療サービスは、申請後、通常より4か月間も短い、わずか2か月で提供され、保険を併用することで患者さんの費用負担は3分の1になりました。

農地を転用して建てられた初の「農家レストラン」が、先月新潟市で開店し、予約も取れないほどの賑わいを見せています。

養父市の養蚕住宅は、フロントの代わりに監視カメラを設置した「日本初の古民家旅館」に生まれ変わり、地元の若者5名が運営しています。

福岡市の「雇用労働相談センター」には、人事部が手薄なベンチャー企業が、全国各地から雇用ルールの正確な理解を求めてやって来ます。

神奈川県や大阪府、沖縄県などで昨年初めて行った「年内二度目の保育士試験」には、昨年度の全国合格者の1割以上、約2,400名が合格しました。

「時間をかけて満点を狙うのではなく、スピード第一に、まずは突破口を開いていく」というアプローチは、間違っていなかったと考えています。「戦後最大の経済GDP600兆円」を実現するためには、合理性に乏しいのに残っている「20世紀型の規制」をまだまだ打破していかなければなりません。国家戦略特区の役割は、今後も大きいと考えています。

本日、民間有識者の皆様からいただいた提案を参考に、今後2年間の「新たな目標」を次回の会議で決定します。石破大臣と民間有識者の皆様には、志の高い目標を設定できるよう、引き続き検討を深めていただきますようお願いを申し上げます。

○石破議員 総理、ありがとうございます。

報道の皆様、ありがとうございました。

(報道関係者退室)

○石破議員 以上で会議を終了いたします。

【公表案】

次回の日程につきましては、後日御連絡いたします。
まことにありがとうございました。

第22回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年5月19日（木）16:14～16:32
- 2 場所 総理大臣官邸2階 大ホール
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	石破 茂	内閣府特命担当大臣（地方創生）
同	石原 伸晃	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村 健	東京大学大学院情報学環教授
同	竹中 平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授
	坂井 学	財務副大臣

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1） 区域計画の認定について
 - （2） 「日本再興戦略2016」における国家戦略特区関係の記載について
- 3 閉会

（説明資料）

- 資料1-1 区域計画の認定について
- 資料1-2 東京都 都市再生プロジェクトについて
- 資料2-1 「日本再興戦略2016」 国家戦略特区関係（案） 概要
- 資料2-2 「日本再興戦略2016」 国家戦略特区関係（案）
- 資料3 国家戦略特区 今後の進め方について（有識者議員提出資料）

【公表案】

(参考資料)

- 参考資料 1 各地の国家戦略特区の最近の動き
 - 参考資料 2 国家戦略特別区域 区域計画 (案)
-

(議事録)

○石破議員 それでは、お待たせいたしました。ただ今より第22回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催します。

安倍議長は遅れての出席になります。

麻生議員が欠席のため、坂井副大臣に出席をいただいております。

菅議員、河野議員は御欠席であります。

始めに、議事(1)区域計画認定を審議いたします。資料1-1の5事業につきまして、東京圏、関西圏、仙北市の区域会議より認定申請がございました。

御意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○石破議員 ありがとうございます。速やかに認定の手続を行います。

また、東京都において、資料1-2にございます、新たな都市再生プロジェクトの追加がございましたので、御参照いただきたいと存じます。

続きまして、議事(2)の「日本再興戦略2016」におきます国家戦略特区関係の記載について、御審議を賜ります。資料2-1を御参照いただきたいと存じますが、この「日本再興戦略2016」におきましては、国家戦略特区として新たな目標と追加の規制改革事項について盛り込むこととしております。

「新たな目標」につきましては、前回の諮問会議での御意見を踏まえ、平成29年度末までの2年間を「集中改革強化期間」とし、残された「岩盤規制」の改革、事業実現のための「窓口」機能の強化に取り組み、特区の「第2ステージ」を加速的に推進いたします。

あわせて、追加の規制改革事項につきまして、区域会議の提案等を基に、特区ワーキンググループで関係各省と議論をいただきました。

八田議員より、その成果について資料3に基づき御紹介をお願い申し上げます。

○八田議員 ありがとうございます。

資料3の前に、ただ今石破大臣が御説明になった「日本再興戦略2016」の「規制改革事項(案)」についてお話ししたいと思います。今の資料2-1の2枚目です。

まず、「⑥小規模認可保育所に対するバリアフリー条例の適合免除の明確化」です。最近、19人以下の小規模保育所というのがマンションの中などでできるようになりました。ところが、東京都では、そういう小さな保育所にも、バリアフリー条例を従来と同じように適用して、大人用の車椅子トイレの設置や、人工肛門の洗浄装置の設置を義務付けてい

【公表案】

ます。このような規制のもとでは、マンションで小規模保育所はつくれないですね。事業者からこの規制の改正に対する強い要望がありました。なかなか大変な交渉の末、こういうことは法の趣旨には反するというを国として明確化してくれることになりました。

もう一つ「⑧特区における公務員等の『働き方改革』の先行実施」というのは、公務員の働き方で同一労働同一賃金を進めようというものです。例えば保育所では、地方公務員のうち正規職員として働く保育士と非正規で働く保育士の間には待遇面で大きな格差があります。ところが大阪市では、従来普通の事務職の給料表を適用していた正規の保育職員のために、新たに保育職員の給料表というのを作って、正規職員の給料を下げ、その代わりに非正規の保育士の給料を上げて格差を縮小しました。こういうことを全国的に特区ではやっていきたいと思えます。

それでは、資料3に基づいて、今度の有識者、民間議員ペーパーについて御説明いたします。

第1に、現在、参議院で審議中の改正特区法には、関係事業者、自治体が非常に大きな期待を寄せておられて、準備をしておりますので、これは早期に実現したいと思えます。

第2は、国家戦略特区の「新たな目標」についてです。今後2年間の「集中改革強化期間」では「残された岩盤規制改革」を断行する予定ですが、2ページ目に、前回御議論いただいた「重点6分野」のリストを付けました。このリストのかなりの項目は国際化を推進するのに役立つものです。例えば、②の「インバウンド」の推進には、入国管理の民営化も含まれております。

ところでこれまでの2年間で今回が2回目の法案改正です。今後の2年間でも何回も改革のチャンスがあるわけではありません。したがって、新しいラウンドの改革もかなり強力にやっていく必要があります。これらの改革を断行するためには、特区ワーキンググループの体制を整えることが必要だと思います。具体的には、先ほどの重点6分野ごとに担当主査を配置して、専門部会に近い運営を図っていきたくと思っています。その上で、重点分野ごとに象徴となる規制改革事項を「センターピン・プロジェクト」として決定して、遅くとも年度内の実現を図りたいと思えます。

最後はPRです。内閣府では、石破大臣にリーダーシップをとっていただきまして、「パンフレット」や「テレビ番組」など、積極的にPRをやってまいりました。さらに「特区の成功事例」を一層PRすることによって、やる気のある自治体とか事業者がこの成果を横展開することが期待できると思えます。

以上でございます。

○石破議員 ありがとうございます。

それでは、皆様方から御意見を頂戴したいと存じます。

秋池議員、坂根議員、坂村議員、竹中議員、石原大臣の順で、御発言を賜りたいと存じます。

【公表案】

○秋池議員 国家戦略特区につきまして、岩盤規制改革の重要性は言うまでもないのですが、先ほど八田議員から事例としても挙げられましたような、小規模認可保育所に対するバリアフリー条例の適用免除の明確化というような、非常に具体的でインパクトのある規制改革というのは、多くの国民から利益を感じやすいというものだと思います。また、事業者もそこで苦勞しているというところもございますが、やはり国家戦略特区がゲートウェイ機能を果たしているということによって、多くの関係者に、諦めずにそういうものも出させていただくという体制が出来ていくことが今後、さらに重要なことだと考えております。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

坂根議員、お願いいたします。

○坂根議員 ペーパーの2ページに「重点6分野」とありますが、この中の「シェアリングエコノミー」について、少し具体的な話をします。これは将来、非常に可能性は大きいものだというので、是非重点的に取り上げてもらいたいという思いでおります。

私どもの会社は今、国土交通省と一緒に土木現場の生産性をアップさせようということで、自動運転の建設機械を現場に持ち込んで、立体カメラで写したり、IoTを使いながら全国1,000か所に導入しており、かなり生産性がアップできることは確認できました。ただ、実際には生産性がアップしても、そこで掘って余った土砂を運搬するダンプトラックがジャスト・イン・タイムで来ないという、極めて付随的なところ、サプライチェーンのところで問題が出ていることも分かりました。実はこの10トンダンプトラックというのは全国に16万台あるらしいのですが、日本の場合、その多くを個人事業主が保有していますから、オペレーション全体での効率が悪く、おそらく稼働率は個々には高くもないため、運転手の賃金を犠牲にしないとペイしないということで、人材不足も起こしているというのが現状です。そこで、我々はダンプトラック版Uber、すなわち、全国にあるダンプトラックをいかに近くの現場に明日の何時何分にという形で、ジャスト・イン・タイムで配車できるようなものを、現場オペレーションの効率化に向け、今、具体的に走り始めております。おそらくこれを進めていきますと、約60年前に出来たと言われる道路三法の議論が必要になってくると思います。

いずれにしても、シェアリングエコノミーというのは国全体の生産性を上げるという意味で非常に大事なテーマで、これが賃金アップ、人手不足の解消につながると思っていますので、重点テーマにさせていただきたいと思います。

○石破議員 ありがとうございます。

坂村議員、お願いします。

○坂村議員 国家戦略特区も最近、マスコミに徐々に取り上げられるようになってきて、非常に結構なことだと私は思っております。

【公表案】

しかし、先日、テレビの制作する人とちょっとしゃべっていて思ったのは、国家戦略特区のコンセプトが伝わっていないということなのです。例えば、テレビが撮ろうとすると、どぶろく特区とか、ロボットタクシー特区とか、構造特区ともごっちゃにした単なる事例紹介になってしまって、「こんな特区があるのです、おもしろいですね」みたいな感じになってしまいます。

「何のためにこういうことをやっているのか」というのを伝えることが非常に重要であって、もちろん私も正しく伝えるように協力はしていますが、今回のここに出ています「日本再興戦略2016」の国家戦略特区関係もよくまとまっているとは思いますが、このまま一般の人が読んでも、抽象的などころは抽象的で、具体的施策が急に具体的過ぎるということで、「何のために、どういう目的でこういうことをするのか」というところを、もう少し分かるようにしたほうがいいと思いました。

「日本再興戦略2016」についても、本体は全く問題ないと私は思うのですが、初心者が読むときに「なぜ特区が必要なのか」とか、そういうことを教えるための副読本みたいなものを作ったほうがいいと思いました。そういうことも含めて、今回の民間議員が出した資料3で広報に触れた部分があるのですが、国家戦略特区の人員を強化するならば、是非広報官というのを置くべきだと思いました。規制改革の場合、一種国民運動的側面というのが私はあると思うのです。国民運動にしていくということは非常に重要で、多くの人に哲学を理解してもらうこと自体が、窓口の利用とか新たな提案の意欲につながって大きな効果を生むから、そういう広報の力を配慮した方がいいと思うわけです。

以上です。

○石破議員 ありがとうございます。

竹中議員、お願いします。

○竹中議員 特区は間違いなく大きな成果を生んできたと思います。都市再生の分野、農業の分野、そして、大学の医学部の設置等々、目に見える成果が見えつつある。

前も申し上げたかもしれませんが、この特区の枠組みで幅広い成長戦略に今、チャレンジをしていますけれども、この国家戦略特区の大きな仕組みの特徴は、ワーキンググループが常に稼働しているということだと思います。私たち民間議員はどうしてもパートタイムの政策のお手伝いということになるわけですが、ワーキンググループは毎日のように開かれていて、それが先ほど八田先生から説明があった小規模認可保育所のバリアフリー条例の適用免除等々を可能にしてきたと思うのです。

今回渡している私たち民間議員ペーパーのポイントは三つに尽きます。ワーキンググループの仕組みを活用して、さらに強力で三つの点を進めたい。

第1は、重点6分野を明確にする。そのうちの一つは先ほどまさに坂根議員がおっしゃったシェアリングエコノミー等々である。

二つ目は、それぞれの重点分野の中で分かりやすい、国民から見えやすいセンターピン・

【公表案】

プロジェクトを明確にしていこうということです。例えばですけれども、インバウンド等々に関しては、本当に現場は大混乱していますから、CIQ、入国、イミグレーションとかカスタムとか、そういうものの一部を地方や民間に委託するということがあっても全然おかしくないのではないだろうか。駐車場の切符切りを民間に委託するときに、十数年前、随分もめましたけれども、それはうまく行っているではありませんか。だから、民間にお願いできるところ、地方にお願いできるところがあるでしょう。そういうのが私はインバウンドのセンタープロジェクトになると思います。

総理は以前から、最初から同一労働同一賃金をおっしゃっていますが、これは素晴らしいことで、私は霞が関を同一労働同一賃金特区にするという発想があってもよろしいと思うのです。まず、霞が関でやってみる。国民は拍手喝采すると思います。そういうセンターピン・プロジェクトを作るということ。そして、そのためにそれぞれの分野に主査を置いて、ワーキンググループの体制を強化するという。結果的に、本年中にそれを可視化していくということ。こういう問題について、我々も努力いたしますが、是非政治のリーダーシップをお願いしたいと存じます。

○石破議員 ありがとうございます。

石原大臣、お願いします。

○石原議員 竹中先生も御指摘されていますが、国家戦略特区というのは成長戦略の大きな柱でありますし、アベノミクスの大きな柱でもあります。

坂村先生がおっしゃったように、初心者が読んで分かるように、分かりやすくするよう、しっかりと工夫していきたいと思えます。今日いただいた御議論の成果については、この後の産業競争力会議の中の成長戦略の一つの大きな柱とさせていただきます。

以上です。

○石破議員 誠に率直な御意見をいただきました。ありがとうございます。いただきました御意見も含め、関係の改革事項を成長戦略に反映し、引き続き、それらの実現に努力をいたします。

参考資料1で、各地の特区における最近の取組を御紹介しております。分かりやすく御紹介したつもりではありますが、さらに努力をいたしますし、引き続き具体的事業を見える化してまいります。

以上で議事はすべて終了いたしました。

議長である安倍総理から御発言をいただきます。プレスを入室させますので少々お待ちください。

(報道関係者入室)

○石破議員 それでは、総理、お願いいたします。

○安倍議長 今後2年間を国家戦略特区の第2ステージ、「集中改革強化期間」として、残された岩盤規制改革を断行していきます。特区をフル稼働させて、地方自治体や産業界

【公表案】

からの規制改革提案を、一つ一つ実現してまいります。

今年の成長戦略にも、思い切った規制改革事項を盛り込み、早期に実現していきます。「働き方改革」などの規制改革に積極的に取り組む自治体については、特区制度を活用し、他の制度改革も行いやすくします。

外国の専門人材が、地域振興に資する事業への就労を認められる基準を明確化していきます。

地域限定の旅行業については、配置すべき人員の国家資格を見直すことで、地方の農家や旅館による旅行企画を行いやすくします。

今後もあらゆる機会を捉え、特区で扱う対象を広げ、日本経済の成長力を高める改革を推進してまいります。

○石破議員 ありがとうございます。

報道の皆様、ありがとうございました。どうぞ御退出ください。

(報道関係者退室)

○石破議員 それでは、次回の日程につきましては、事務局より後日連絡をさせていただきます。

以上で会議を終了します。ありがとうございました。

第23回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年9月9日（金）17:15～17:38
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	山本 幸三	内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	石原 伸晃	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
有識者議員	坂村 健	東京大学大学院情報学環教授
同	竹中 平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授
臨時議員	塩崎 恭久	厚生労働大臣
	木原 稔	財務副大臣
	小池百合子	東京都知事

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1） 区域計画の認定について
 - （2） 規制改革事項の追加について
 - （3） その他
- 3 閉会

（説明資料）

- 資料1 区域計画の認定について
- 資料2-1 特区における民泊について
- 資料2-2 国家戦略特区における追加の規制改革事項について（案）
- 資料3 国家戦略特区 今後の進め方について（有識者議員提出資料）

(参考資料)

- 参考資料 1 国家戦略特区の具体的成果と新たな目標
 - 参考資料 2 各地の国家戦略特区の最近の動き
 - 参考資料 3 国家戦略特別区域 区域計画 (案)
-

(議事録)

○山本議員 ただ今より、第23回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。

麻生議員が御欠席のため、木原副大臣に出席いただいております。

秋池議員、坂根議員は御欠席です。

八田議員は、テレビ会議での御参加となります。

また、本日は、塩崎厚生労働大臣にも御出席をいただいております。

議事に入ります。始めに、区域計画の認定について、審議いたします。

資料1を御覧ください。先月31日に、東京圏など5地域などの区域会議を開催し、合計27の事業の申請がございました。特に東京の家事支援外国人材の受入れにつきましては、ニーズが最も高いと考えられる東京都の全域において実施されるので、女性の活躍推進の観点から大きな効果が期待できます。

また、東京都の代々木公園を始め、福岡市、仙台市、大阪府豊中市などの4区域で、都市公園内に保育所などを設置することで、待機児童問題の一層の解決につながります。

これらの女性の活躍推進のための規制改革につきまして、本日は、小池東京都知事に御出席を賜り、御発言をいただきます。

小池知事、よろしく申し上げます。

○小池知事 ありがとうございます。

都知事になりまして1か月少々となりました、小池でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まずは、本日の会議の参加、そして、発言の機会を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。安倍総理、特によろしく願いいたします。

早速でございますけれども、資料を御覧いただければと思います。東京都資料、1ページ目、常に都民ファーストの視点に立ち、三つのシティを実現することを申し上げておりまして、この東京の課題解決と更なる成長を前に進めていくためには、この国家戦略特区というのは、大変重要なツール、武器になってくるものと思います。今まで以上にこの特区制度を活用させていただきたいと考えております。「セーフシティ」、ちょっとSとCは違うのですけれども、「ダイバーシティ」、「スマートシティ」の三つを進めてまいりたく存じます。

次のページ、女性の活躍推進、かねてより女性の力が成長戦略の一丁目一番地だと申し上げてまいったところでございます。その中で、具体的に3点申し上げたく存じます。

【公表案】

まず、待機児童対策についての規制改革の要望、特に保育所の設置、運営基準について、地方自治体の裁量権の拡大を要望させていただきます。また、育児休業期間については、原則1歳まで、これを2歳まで延長できないか。そして、小規模保育についての対象の年齢制限を撤廃していただくように、要望をさせていただきます。詳細は後ほど資料を御覧いただければと存じます。

それから、都市公園内の保育所設置の特例でございますが、今回、提案させていただきます代々木公園への設置でトータルの定員は約550人となりまして、先月の区域会議では、定員1,000人を目指すと申し上げましたけれども、今後、地域のニーズを踏まえまして、目標の拡大に取り組んでいきたいと考えております。

さらに、外国人材による家事支援の特例でありますけれども、東京都は、全国最大の規模の市場になり得るわけでございますが、年度内には事業者選定を行って、来年度は全国トップの実績を上げてまいりたい。是非ともこの特区制度をフルに活用させていただきたい。こういう思いで今日は参加させていただきました。

なお、もう一つお願いがございまして、区域会議の事務局でありますけれども、是非円滑に進めるために東京都にも事務局を担わせていただければと思っております、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○山本議員 ありがとうございます。

それでは、五つの区域からの計画案につきましては、国家戦略特区法第8条第8項に基づき、本会議の意見を聞くことといたします。

御意見等はございますでしょうか。

御異議はございませんか。

(「異議なし」と声あり)

○山本議員 ありがとうございます。

それでは、速やかに認定の手続を行います。

続きまして、規制改革事項の追加について、審議いたします。

資料2-1を御覧ください。国家戦略特区における民泊事業、いわゆる特区民泊につきましましては、昨年10月の本諮問会議で大田区の事業を初めて認定し、今年2月から具体の事業が動き出しました。大田区では、この半年余りで18事業者が事業を実施し、199人の利用者が宿泊しており、順調に実績を伸ばしてきています。また、約半数は外国人で、インバウンドにも大きく貢献しております。

さらに、既存の旅館、ホテルと民泊事業者が対立するのではなく、連携・協力する好事例も出てきております。具体的には、民泊事業者が近隣のホテルに対し鍵の受渡しや本人確認の業務を委託しています。

しかしながら、こうした事業の大きな阻害要因になっているのが、特区の民泊が短期滞在のケース、すなわち、最低でも6泊7日以上滞在する場合しか認めていないことです。

【公表案】

本要件の緩和につきましては、大田区や大阪府の関係自治体や事業者からも多くの要望が出されています。

資料 2-2 を御覧ください。この最低宿泊利用日数に係る要件緩和につきましては、私は、大臣就任以来、塩崎厚生労働大臣とも直接議論を重ねてまいりました。その結果、資料にあるとおり、これを 6 泊 7 日から 2 泊 3 日まで引き下げることで合意を得ることができました。

この諮問会議取りまとめ案につきまして、まずは塩崎厚生労働大臣より御発言をいただきます。

塩崎大臣、お願いします。

○塩崎厚生労働大臣 特区民泊の最低滞在期間を短縮することにつきましては、訪日外国人が増加をしている中で、地域の実情により異なる宿泊施設の不足状況等に適切かつ迅速に対応できるように、選択肢の幅を広げることにつながるものと理解しております。

その際、最低滞在期間の短縮は、今、お話がございましたが、それによる感染症等の公衆衛生上のリスクとか、あるいは住民の住環境への影響も重要でございますので、滞在者名簿の備え付けや、周辺住民からの苦情処理といった措置を法令で位置付けるなど、しっかりとした体制を確保した上で、本特例措置が適切に活用され、そのことによってそれぞれの地域経済が活性化されることを期待いたすところでございます。

以上でございます。

○山本議員 続きまして、有識者議員より御意見を伺います。

御意見はございますでしょうか。

八田議員、どうぞ。

○八田議員 旅館やホテルは、旅館業法による衛生上の規制が必要です。それは、食事やシーツを替えることが基本的な理由です。しかし、食事もシーツも提供しない民泊は、基本的には通常の貸家です。民泊が利用できるようになると、外食せずに自分たちで料理ができます。2 泊 3 日が可能になると、子供連れの家族旅行が画期的に楽になります。

マンションの住民が民泊を望まないならば、その旨を管理規定で決めればよいことです。しかし、このような規定がない限り、原則は契約の自由を最大限尊重すべきだと思います。今回、塩崎大臣の英断によって、こういうことが可能になったことは、多くの家族にとっても助かることだと思います。

これ以外の障害がこれから厚生労働省以外のところから出てくると、困ったことになります。せっかくここまで決断していただいたのだから、民泊がスムーズに実現されることを期待しております。

○山本議員 それでは、本案につきまして、本諮問会議の取りまとめとしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本議員 御異議がございませんことを確認いたします。

【公表案】

ありがとうございました。

それでは、取りまとめに基づき、関係政令の改正などを速やかに行いたいと思いますので、塩崎大臣におかれましても、引き続きよろしくようお願い申し上げます。

続きまして、国家戦略特区の今後の進め方などにつきまして、有識者議員の方々から資料をいただいております。

まず、八田議員より資料3について御発言をいただきます。

○八田議員 ありがとうございました。

それでは、御説明申し上げます。

今回の諮問会議で、国家戦略特区の認定事業数が合計200を超えることになりました。2年余りでのこのスピード感は、国家戦略特区が岩盤規制改革の突破口として極めて有効であることを示したと思います。

また、山本担当新大臣による強力なイニシアチブと塩崎厚生労働大臣の御決断とによって、2泊3日の特区民泊が可能になりました。

さらに、東京都が小池新都知事のもと、「家事支援外国人材の受入れ」事業を「都全域」で開始されることになりました。女性の活躍が一層推進されることを期待したいと思います。

重点6分野ごとに、高いプライオリティーで実現する「センターピン・プロジェクト」の候補を次ページに付けました。

例えば、獣医学部の新設は、人畜共通の病気が問題になっていることから見て極めて重要ですが、岩盤が立ちはだかっています。その他にも、クールジャパンの「外国人材」の受入れとか、「シェアリングエコノミー」への更なる拡大など、厚い壁で守られているものばかりです。強力に解決を推進したいと思います。

今回の内閣改造により、山本大臣が、「国家戦略特区」と「規制改革」の双方を一体的に担当されることになりました。また、先日発表された規制改革推進会議の委員に、特区ワーキンググループの八代・原両委員が任命されました。

こうした新体制によって、岩盤規制改革が格段に進むことを期待したいと思います。

更なる課題は、「事務局の連携強化・一体化」をどう進めるかであります。

いずれにせよ、残された岩盤規制改革を断行するには、特区ワーキンググループと規制改革推進会議が共同・連名で、提案の受付や官庁との折衝などを行う体制を早急に整備する必要がありますと考えております。

どうもありがとうございました。

○山本議員 ありがとうございました。

それでは、他の有識者議員からも御意見をいただきたいと思います。

坂村議員、よろしく申し上げます。

○坂村議員 全体については、資料3にあるとおりで順調に進展しているのではないかと私は思います。

【公表案】

ただ、私の専門の技術の視点がちょっと薄いので、社会改革における技術利用について、少しだけ述べさせていただきます。

まず、シェアリングエコノミーなのですが、シェアリングエコノミーは制度設計の成果だけでなく、インターネットのオープンかつ低コスト、双方向な情報流通が初めて可能にしたものです。テクノロジーにより、情報の非対称性が緩和されて新制度が可能になったという理解が非常に重要だと思います。

客の側も、サービスの提供側も「長期的な信用の担保」と同じことが、テクノロジーで可能になるわけです。Uberでも、客もドライバーも相手の顔も名前も事前に分かっている、誰がいつ誰の車に乗ったかをUberが記憶しています。だから、一種のテクノロジーによる信用があります。従来は、それができなかったので、規制を組織に課したり、免許を個人に与えるという外形的な事前規制を行ってきました。

しかし、新しい技術環境では、「部屋の広さはいくら以上」のような具体的な外形的規制は必要ないと私は思います。必要なのは、事後評価の集積とチェックの確実性を担保することだけです。民泊で狭い部屋を貸してもいい。でも、それを広いように偽って貸せば、すぐに評価が下がって、マッチングの輪から自動的にその人は排除されるというものです。

世界的に有名なAirbnbという民泊システムは、アメリカで作られたものなのですが、フランスで問題になったのは、部屋の提供者が実際は正体不明で、トラブルが起こると別の名前でもた始めるという連中が、フランス人ではなかったらしいですが、たくさんいたからということです。

ですので、シェアリングエコノミーに適した規制は、外形的なものではなくて、参加者に徹底的な個人同定可能性を求め、それでうそをつけば厳罰という基本部分さえ押さえれば、あとは自由にするべきだと私は思います。我が国では、マイナンバーが十分個人同定に使えると思います。

あと、小池知事も進めておられる保育所の拡充の問題ですが、これもシェアリングエコノミーと同じで、技術で従来の規制が変えられると思います。

私が研究しているIoTの分野では、1万円ぐらいのセンサーを枕元に仕掛けるだけで、心拍から呼吸、眠りの深さまで測定できるようになっています。例えば、そういうものを乳幼児のベッドにセットして、異常があれば保育士や親御さんのスマホにすぐアラームが行くようにすることもできます。同じシステムは、高齢者の養護施設でも使えると思います。また、保育士を個人として認識可能にして、人材の流動性を確保すれば、マッチングサイトが一般化している状況においては、保育士の待遇改善と質の向上のよいスパイラルにつながると思います。

国家戦略特区では、制度のイノベーションが中心です。従来の規制も、過去にはそれなりに理由があったはずですが、テクノロジーが生んだ新しい状況では、それがなくせるようになる。同時に、従来と違う規制が必要になるという意識を持つことは、今後の日本の改革では絶対に必要だと私は思っております。

【公表案】

以上です。

○山本議員 ありがとうございます。

次に、竹中議員。

○竹中議員 発言の機会をありがとうございます。

先般、日経ヴェリタスに特区の記事、特集が出まして、規制改革は本当に難しいのだけれども、特区はその意味で非常に期待を持たせて頑張っていると、非常にエンカレッジな記事が出ました。

そういう中で、山本大臣が就任されて、規制改革と特区を一体化する。そして、今回の民泊のように、塩崎大臣がそれを後押ししてくださって、小池知事が家事支援の外国人労働を受け入れる。まさにモメンタムという言葉がありますけれども、勢い、これが非常に注目される場所だと思います。その意味で、モメンタムをさらに高めるために、今、何をやったらいいか。

その点で、10日前にダボスの理事会に出てきて大変話題になったことで、今の坂村先生の話にも共通する問題があります。

シェアリングエコノミーで、今、民泊はAirbnb等々ですけれども、カーシェアリングでUberの話があります。Uberの企業価値は7兆円、日本最大の企業のトヨタの3分の1に既に達している。しかし、そこで話題になったのは、今、Uberの収益が落ちていること。なぜかという、日本ではまだシェアリングエコノミーの入り口で我々は一生懸命議論しているのですが、Uberの場合、アメリカのカーシェアリングでは、どんどん競合相手が入ってきて、先行者のUberの利益が低下している。そこで何が起きているかという、Uberは新しいサービスを始めた。また、ニューヨークでは、今、月額79ドル、8,000円で朝夕の送り迎えのハイヤーサービスがUberで受けられる。8,000円で受けられる。地下鉄に乗ったら120ドル、1万2,000円かかる。

申し上げたいのは、日本は頑張っているのですけれども、世界の速度は本当にすごい。今、こういう体制でモメンタムがあるときに、一気にこれを進めるというマインドセットで、私どもも頑張るし、関係者も是非頑張らなければいけない。その意味でも、先ほど提案した、規制改革会議と特区の事務局の統合はやはり必要で、これは山本大臣が、例えば、兼務発令をしてくれるところから始まれば、すぐにでも実態はとれるのではないかと思います。

それと、先ほど小池知事が発言してくださったように、区域会議こそが重要な主体である。ところが、区域会議に事務局がないわけです。たまに集まって議論する。この区域会議に事務局を作る。それも、東京都と政府、内閣府と一体になった事務局を作って、例えば、ワーキンググループの人たちにそこに積極的に参加してもらう。そういう一つの取っかかりを今回は是非大臣のもとで作っていただきたい。

以上でございます。

○山本議員 ありがとうございます。

【公表案】

ただ今の民間有識者の皆様からの御意見を踏まえ、次回以降の本諮問会議におきまして、重点6分野の規制改革事項を順次取り上げつつ、それらの実現に向け、議論を深めてまいりたいと思います。

最後になりますが、参考資料1及び2で、特区の成果と新たな目標、最近の動きなどを紹介しております。引き続き、具体的事業をスピーディに実施してまいります。

以上で本日予定された議事は終了いたしまして、安倍議長から御発言を賜りたいと思いますが、これからプレスが入ります。

(報道関係者入室)

○山本議員 それでは、安倍議長、よろしくお願いいたします。

○安倍議長 今日は、小池東京都知事にも御参加いただき、私がかねてより進めてまいりました「外国人の家事支援人材の受入れ」を、東京都の全域で、早速実施していただくことになりました。

小池知事には、公園内の保育所設置など「総合的な待機児童対策」を一層進めていただきたいと思います。また「女性の活躍のための規制改革」を御提案いただきました。政府としても、現場のニーズを受け止め、可能なところから迅速に実現を図っていききたいと思っております。

東京都大田区などで観光客の受入れが進んでいます。いわゆる「特区民泊」については、滞在期間が「6泊7日以上」であることとこのこれまでの制約を見直し「2泊3日以上」の短期滞在の場合についても、認めることにします。

国家戦略特区は、これまで着実に成果を挙げてきましたが、「残された岩盤規制」は少なくありません。

新たに国家戦略特区と規制改革の両方を担当することになった山本新大臣と民間有識者の皆様には、本日提案いただいた「残された岩盤規制」や、特区での成果の「全国展開」についても、実現に向けた検討を、これまで以上に加速的・集中的にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山本議員 安倍議長、ありがとうございました。

それでは、プレスの退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○山本議員 それでは、時間になりましたので、会議を終了いたします。

次回の日程については、事務局より、後日、連絡いたします。

本日は、ありがとうございました。

第24回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年10月4日（火）17:30～18:03
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	山本 幸三	内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	石原 伸晃	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村 健	東京大学大学院情報学環教授
同	竹中 平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授
	門脇 光浩	仙北市長
	高橋 浩人	秋田県大潟村長
	駒崎 弘樹	認定NPO法人フローレンス代表理事
	鈴木 亘	東京都都政改革本部特別顧問

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1） 区域計画の認定について
 - （2） 重点分野・課題に係る規制改革事項の追加について
 - （3） その他
- 3 閉会

（説明資料）

【公表案】

- 資料1 区域計画の認定について
- 資料2 東京特区推進共同事務局の設置について
- 資料3 国家戦略特区 追加の規制改革事項などについて（有識者議員提出資料）

（配布資料）

- 秋田発 特区で「新しい農家」のカタチを！
（門脇仙北市長・高橋大潟村長提出資料）
- 3歳の壁を突き崩す小規模保育の全年齢化を！
（駒崎認定NPO法人フローレンス代表理事提出資料）

（参考資料）

- 参考資料1 国家戦略特区における重点分野等について
 - 参考資料2 国家戦略特別区域 区域計画（案）
-

（議事録）

○山本議員 ただ今より、第24回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。
八田議員、本日御意見をいただきます駒崎代表理事は、テレビ会議での御参加となります。

それでは、議事に入ります。

始めに、区域計画の認定について審議いたします。

資料1を御覧ください。先月30日に、「合同区域会議」を開催し、五つの事業の認定申請がございました。このうち「民泊」につきましては、これまでの東京都大田区、大阪府に続いて、今回新たに北九州市からも申請がありました。「住居専用地域」などの郊外のエリアに、積極的に観光客を呼び込む事業となっており、大変有意義と考えております。

また、資料2にありますように、前回の会議で、小池東京都知事から提案のありました「東京特区の推進のための国と都の共同事務局」について、早速本日付で、資料のような体制で設置を行うこととなりました。

本日は、本共同事務局の事務局長であります鈴木東京都顧問に御出席いただいておりますので、一言御報告をお願いいたします。

鈴木顧問、よろしく申し上げます。

○鈴木東京都顧問 資料2に御案内のとおり、東京特区推進共同事務局というものを御提案させていただきます。

この目的は、一言で言いますと、現場、都庁、内閣府、各規制官庁と距離があったものをぐっと縮めて、とにかく一丸となって岩盤規制に立ち向かうこととございます。

大事なことは三つあると思っています。一つ目は、まず、初心に返って現場の声を拾い

【公表案】

集めまして、とにかく新しい規制緩和のメニューを作り出すことです。二つ目は、単発の規制改革で終わらせずに、東京都の施策、予算に結び付けて一体化して改革を行うことです。三つ目は、今まで非常に様々な努力によって色々なメニューが作り出されてまいりましたけれども、このメニューをとにかく使い尽くすことでございます。

これによりまして、安倍首相の言われる世界一ビジネスのしやすい国を、東京から実現する。あるいは、小池知事の言うておりますように、日本の成長エンジンとして、世界に開かれた東京というものを実現すべく、共同事務局一同、一丸となって頑張りたいと思いますので、どうぞ御協力、御指導のほどよろしくお願いいたします。

○山本議員 ありがとうございます。

このほか、先月21日に、今治市の特区の分科会を開催し、「獣医師養成系大学・学部の新設」などについても議論いたしました。

これまでの報告等について、有識者議員より御意見ございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山本議員 ありがとうございます。

それでは、速やかに認定の手続を行います。また、共同事務局についても、有効に活動させていただきたいと思っております。

続きまして、規制改革事項の追加について審議いたします。

前回の会議で、有識者議員から提案いただき、総理から御指示をいただいた「重点課題」につきましては、本日の会議を皮切りに、関係の自治体や事業者の方にも会議に参加いただき、集中的・連続的に審議してまいります。

今回は、「農家民宿等による、地域主導の旅行企画」と「農業分野での外国人材の活用」につきましては、秋田県の門脇仙北市長、高橋大潟村長より御意見をいただきます。

また、待機児童対策として、前回の会議でも話題になりました「小規模保育所の対象年齢拡大」につきましては、認定NPO法人フローレンスの駒崎代表理事より、御意見をいただきます。

なお、これらの課題につきましては、参考資料の「日本再興戦略2016」にも位置付けられております。

まずは、門脇市長より、お願いいたします。

○門脇市長 秋田県仙北市長の門脇光浩と申します。

総理に特区指定をいただいて、仙北市はまさに大きく変わっていくという、その状況をこの1年間の成果なども踏まえて御報告したいと思っております。

資料の1ページの左上を御覧いただきたいと思います。国有林野内で生ハム用の豚を放牧するために、この8月から豚20頭の試験放牧を開始しております。近い将来、ハンガリーの国宝と言われているマンガリッツァ種、毛むくじゃらの豚ですが、この毛むくじゃらの豚を放牧して、最高の豚肉で仙北ブランドの生ハムを世界中に売りまくりたいと思っています。

【公表案】

次に、右上のドローンです。この7月、電波法の特例で、アジア7か国に参加をいただいて、日本初の国際ドローン競技会を開催しました。子どもたちは大変大興奮でありました。近未来に、きっと仙北市の子どもたちの中からドローンのプレーヤーとかエンジニアが誕生すると思います。

その下を御覧ください。大病院ではなくて、地域の診療所に外国人医師を受け入れる日本初の取組を準備しています。来年6月に玉川温泉で実証予定であります。玉川温泉は、がんに効能があると言われていて、岩盤浴発祥の地でありますけれども、この岩盤浴場で総理と一緒に岩盤規制の改革を訴えたいと思っておりますので、是非お出でいただきたいと思っております。

次のページを御覧いただきたいと思っております。政府の成長戦略にも言及をいただいております、農家民宿などが行う旅行企画の解禁でありますけれども、仙北市は農家民宿の集積数が東北屈指で、現在、33軒あります。現行法では、農家民宿個人の宿泊、運送サービスはオーケーですけれども、団体が同じことをすれば旅行業法でアウトになってしまいます。これは変です。市には、農家民宿で構成する協議会がありまして、どんな旅行会社よりも地域資源とかに精通しています。そこで、団体主体で、田や森や川、市内の角館の武家屋敷、また、田沢湖を活用した体験メニューを造成して、商品の企画、販売、代金収集が行えるようにしたいと思っております。

既に台湾とかタイからは熱烈な要請があります。実現すれば、農村文化や習俗、日々の暮らし自体が感動に満ちたものと気が付く機会を、さらに多くの国内外の皆様にご提供することができます。移住、定住など、地方創生の推進力にもなります。是非農家民宿の団体に、緊急措置をお願い申し上げたいと思っております。

最後であります。仙北市は、小さな国際文化都市を目指しております。外国人スタッフが必要な場面も多々あります。国では既に議論が始まっているようでありますけれども、外国人の活用と移住対策に早期に踏み出していきたいということを申し添えて終わります。

農業分野の外国人材の提案については、高橋村長にバトンタッチします。

○山本議員 ありがとうございます。

次に、高橋村長、お願いいたします。

○高橋村長 大潟村の村長をしております、高橋です。今日は、お呼びいただきまして、どうもありがとうございます。

まだ村は特区認定はなっていませんが、申請ということで、外国人を活用した労働力確保ということで提案をさせていただいております。大潟村は、かつて日本の第2の面積を誇った八郎潟を、昭和39年、東京オリンピックの年に干拓し、誕生した村です。全国からの入植者によって、日本のモデル農村として今まで発展してきまして、現在、1戸平均18ヘクタール、全国平均の9倍の面積で稲作を中心に営農しております。

しかし、米の需要が年々減少する中、米ばかりでは大変厳しい状況になってきていまし

【公表案】

て、米に代わるさらに所得を増やす取組も必要だということで、例えば、有機栽培をして輸出に取り組むとか、野菜や花など高付加価値の作物に取り組むなど、そうしたことを模索しているところです。

しかし、今、農村地帯では、働く人がいないという大変厳しい現状がありまして、その労働力確保は非常に喫緊の課題になっています。意欲ある農家が事業展開できない状況になりつつありますので、できるだけ早く、今までの外国人の技術実習生ではなく、労働者として専門的な知識を身に付けた方を活用する道を是非切り開かせていただきたいと思っています。そうすることで、地域の農業体質の強化、農村の持続的発展につながっていくものと思いますから、農村から日本の国際化を進めて、地方創生と日本の発展に是非ともつなげていきたいと思っています。

これは本当に喫緊の課題でありますので、半年以内に特区で、是非来年度から活用できるように進めていってもらいたいと思っています。どうかよろしく願いいたします。

○山本議員 ありがとうございます。

次に、駒崎代表理事、お願いいたします。

○駒崎代表理事 認定NPO法人フローレンス代表理事の駒崎と申します。

今回は、こちらの資料を使ってお話しさせていただきたいと思っています。「3歳の壁を突き崩す小規模保育の全年齢化を！～『待機児童』が死語となる一億総活躍社会へ～」と題してお話しさせていただきたいと思います。

まず、おめくりいただきまして、これまで私どもが提案させていただいたものを二つ御紹介させていただきます。

一つ目が、保育士不足解消のために、年1回だった保育士試験を2回にさせていただきました。これは地域限定保育士と申し上げますが、この地域限定保育士なのですが、平成27年度では、合格者数が2,000人を超えまして、全合格者の1割がこの地域限定保育士となっております。保育士不足の中で、大変ありがたいことです。

さらに、小規模保育所に大人用の障害者のトイレを付けなくてはいけないというユニークなルールがあったのですが、これを撤廃していただいたことによってさらに小規模保育が作りやすい状況になっております。

こうしたことを実現してくださって、本当に心から感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。

おめくりいただきまして、今日は、小規模保育の全年齢化というものを是非お願いしたいと思っています。

この小規模保育なのですが、既存の大規模な認可保育所に比べると、大変作りやすいということになっています。例えば、今年度では2,429か所になりまして、昨年と比べると46%も成長していて、激増中でございます。

しかし、預かれる子供が0～2歳までと決められてしまっているのです。そうすると、どうなるか。2歳で卒業した後、また保育園を探さなくてはいけない状況になります。そ

【公表案】

うして、保育園が見つからないと、保育難民へとなくなっていってしまうという状況があります。こうしたことを見て、自治体も、それだったらつくらなくていいかということで、つくらせないという状況になってしまっているわけなのです。

これは大変もったいないことだと思います。せっかく通常の認可保育所よりもつくりやすいという状況にもかかわらず、潜在能力を生かし切れていない状況になってしまいます。

そこで、小規模保育を5歳までに広げていただきたいと思っております。小規模保育の全年齢化を成し遂げることで、待機児童問題の解決をさらに加速できると思っております。是非よろしく願いいたします。

おめくりいただきまして、最後に、参考までに、この特区による規制緩和によって、最も厳しい状況にいる障害児である医療的ケア児を救えるという話をしたいと思えます。

今、医学の進歩によって、昔だったら亡くなっていたであろう子どもたちが生き長らえることができています。鼻からチューブを入れたりだとか、あるいは、胃に直接胃ろうという形で栄養を送って助かっている医療的ケア児がいます。どんどん増えていっています。

この子たちなのですが、学校に通います。しかし、学校には看護師が配置されていない場合が多いです。そうすると、どうなるか。親が、母親が、ずっと付き添うのです。その母親は当然仕事を辞めなくてははいけません。つまり、女性が輝く社会を目指しているのですけれども、重い障害のある子を産んだら仕事を辞めなくてはいけないという状況があるわけなのです。

この状況は、実は簡単に解決できます。それはどうやってやるかと言いますと、訪問看護という仕組みが日本にはあります。この訪問看護師が学校に訪問してあげて、親の代わりに医療的ケア児をケアしてあげればいいのです。しかし、それは今はできません。なぜか。訪問看護は、家にしか訪問してはいけませんという居宅縛りがあるからです。この居宅縛りを外して、学校にも訪問できるようにさえすれば、厳しい環境にある医療的ケア児、そして、その親御さんを助けることができるのです。一億総活躍社会が、まさに実現できるのではないかと思っております。

このような形で、是非規制緩和を厳しい環境にある待機児童や医療的ケア児の家庭を救うためにお使いいただけたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○山本議員 ありがとうございます。

続きまして、ただいまの三つの課題に対する御意見も含め、資料3に基づきまして、有識者議員より御発言をいただきます。

まず、八田議員よりお願いいたします。

○八田議員 ありがとうございます。

民間議員ペーパーについて御説明をいたします。

第1は、追加の規制改革事項についてです。ワーキンググループにおけます度重なる議論にもかかわらず、進捗が芳しくない事項がいくつかございます。その第1は、今、大潟村から御説明のあった高い技能水準を持つ外国人材を農業分野に受け入れることです。こ

【公表案】

これは、可能な限り早期に結論を得ることが本年6月に閣議決定されております。それにもかかわらず、法務省は引き続き検討中であるという旨を繰り返すのみで、議論の入り口にすら入っていない状況が現状です。

第2に、今、駒崎代表理事が御説明になった小規模保育所の対象年齢の拡大です。これは、前回の諮問会議で小池都知事が提案されました。しかし厚生労働省は、小規模保育所では少人数の児童としか遊べないので、3～5歳の児童に必要な社会性が育たない。だから、2歳までしかダメだという理由で反対し続けています。しかし、小規模保育所と同程度の規模の企業内保育所に5歳まで一貫して受け入れているわけです。したがって、この一貫の受入れに問題があることは考えられません。特区において、早急を実現すべきだと思います。

次に、東京特区推進協同事務局についてです。前回の諮問会議において小池東京都知事が御提案になって、1か月もたたないうちに実現しました。鈴木亘教授が共同事務所のヘッドを務められています。今回のように、民間有識者が特区のプロモーターとしてトップとなる共同事務局を他の特区自治体で作っていきたいと思っています。

最後に、先ほど今治市の分科会での話が出ましたので、ちょっとそれについて、この民間人ペーパーから離れますが、私の意見を申し述べさせていただきたいと思います。今治市は、獣医系の学部の新設を要望しています。「動物のみを対象にするのではなくてヒトをゴールにした創薬」の先端研究が日本では非常に弱い、という状況下でこの新設学部は、この研究を日本でも本格的に行うということを目指しています。さらに、獣医系の学部が四国には全くないのです。このため、人畜共通感染症の水際対策に関わる獣医系人材の四国における育成も必要です。

したがって、獣医系学部の新設のために必要な関係告示の改正を直ちに行うべきではないかと考えております。

ありがとうございました。

○山本議員 ありがとうございました。

それでは、他の有識者議員からも、御意見をいただきたいと思います。

どうぞ。

○竹中議員 発言の機会をありがとうございます。

私は、1点だけ申し上げたいと思います。

アーリーサクセスという言葉があります。早い時期にちゃんとした成功事例を作る。特に、分かりやすくインパクトのある成功事例を作る。今回、内閣を改造されて2か月、私はこの内閣は既に多くのアーリーサクセスを作っていると思います。とりわけ、山本大臣のもとで、特区について、このアーリーサクセスは私は海外からも評価されていると思います。例えば、家事支援の外国人労働。今日出ました区域会議の共同事務局、今日は鈴木先生がお見えです。それと、民泊の上限を7日から大幅に縮小したこと。重要な点は、このアーリーサクセスを継続していかに加速するかということが私たちの重要な役割なのだ

【公表案】

と思うのです。

その点で、今日提案がありました、海外からの農業人材の確保でありますとか、小規模保育の全年齢化は、極めて重要であると思います。それに加えて、獣医学部、これは色々な御意見があることは承知しておりますけれども、私はやはりこれをこのアーリーサクセスの中にどうしても入れていくことが必要なのではないかと思います。

御承知のように、来年、38年ぶりに新しい学部が出来ます。38年ぶりです。でも、獣医学部はそれ以上にわたってつくられていません。言うまでもありませんが、鳥インフルエンザとか、SARSとか、今、人間の病気といわゆる動物の病気というものは区別がつかなくなっているわけで、その最先端を行くためにも、これはどうしても必要なのではないかと思います。

もう一つ、金融市場では、カーブアウトという言葉がよく使われているのだそうです。これは切り出すという意味で、資産を切り出す。不良債権処理を十数年前にやったときに、不良債権の処理をするために非効率の資産を切り出すということは、一部の企業でやったわけですが、むしろ優良企業はまだこれからそれが出てくるということ。何よりも公的な部門がこれから資産を切り出さなければいけない。これは、2018年までに、例えば、かつての雇用促進事業団の住宅を切り出すことが義務付けられていますけれども、これは1,100か所あるわけです。そういうものが切り出されたときに、それを何に使うのかということに規制や制約があってはいけないということだと思います。その意味でも、今の非常にいいペース、アーリーサクセスの継続、加速といった点について、是非努力をすべきであると思います。

○山本議員 ありがとうございます。

それでは、坂村議員。

○坂村議員 ドローンとか自動運転などの実証実験のために、国家戦略特区の枠組みを使う近未来技術実証特区というものが、千葉市とか、今日御報告のありました仙北市などで活用されて、その結果が最近ニュースにもなり、分かりやすい特区の成功例になっています。

しかし、最近どうもそういう「技術×制度」の分野で大きな特区提案が持ち込まれていないのが少し気になります。世界では新しい技術と新しい制度設計は益々関係を深めていまして、前回もちょっと触れましたけれども、シェアリングエコノミーも、モバイルインターネットとか、ビッグデータ解析とか、そういう技術が可能にしたものですし、保育園に関する規制はIoTセンサーといった技術を前提にすれば、新しい解が可能になるのではないかと思います。AIにしる、長寿命化技術にしる、ブロックチェーンにしる、社会の枠組みを根底から壊すような破壊力を持った新技術がどんどん目白押しに出てきています。自動運転に対するカリフォルニア州の決定にも見られますように、世界は技術開発レースというより、制度開発レースになってきているのではないかと思います。

その意味で、国家戦略特区の枠組みの重要性は益々大きくなっていると思いますが、日

【公表案】

本で以前盛んだった近未来実証特区関係の提案が下火だとしたら、少し気になります。世間一般の認識が、国家戦略特区は規制改革で制度のみを扱うと思われているのかもしれませんが。また、やはり特定の既に選定されている地域を前提とした場合には、そこで引っ張ってこられる新技術は限界があるのかもしれませんが。そういう意味で、前から私が提案しているように、地域縛りよりも使用する技術で縛ることを前面に打ち出したバーチャル特区というものをそろそろ開始してもいいのではないかと。そうしないと、日本は今の世界の制度設計レースにどんどん置いていかれるのではないかと気が少ししています。

以上です。

○山本議員 それでは、坂根議員、お願いします。

○坂根議員 私は、規制改革特区に関わったのはこの安倍政権が初めてなのですが、今こそ本当の正念場だと思っています。これから申し上げることは、そんなことは分かっているよとおっしゃるかもしれませんが、私は、過去にうまく行かなかった理由を整理してみ、結局、結論的には規制担当省庁、それから特区を預かる首長さんのトップダウンが本当に徹底しない限り、結果は出せないなと強く感じています。

整理しますと、本質的な問題は大きく分けて二つあると思います。

一つは、岩盤規制なので、いきなり全国展開というのは難しいから、まずはどこか特区でやろう、つまり、特区でうまく行ったら全国展開をしようということが大前提なのですが、どうも話が、一部地域だからまあいいかという発想になり、その結果、うまく行っているという評価でコンセンサスを得ることがなかなか難しくなるということ。

もう一つは、イノベーションによる新しいビジネスモデルについて、先日の未来投資会議で紹介させていただいたコマツのスマートコンストラクションもそうなのですが、こういう新しいビジネスモデルというものはその業界の誰かが先頭を走るわけですが、特区になると、結局、担当省庁は、業界全員の足並みがそろって満足できるようなレベルに達したもののしかルールを作らなくなるということです。

この二つに共通するのは、規制当局の部署レベルに任せてしまうと、細部のルールのところでは事実上できないようにしてしまうことがあるということです。昔からあるとは思いますが、是非担当省庁と特区の首長さんのトップダウンで細部までよく見ながら進めていただきたいと思っています。

最後に、先般の区域会議でも申し上げたとおり、特区はあくまでもその地域を活性化することが最終目的のはずなので、その地域が特区以外にどんなことをやって地域全体を活性化しようとしているのかという全体像を定期的にチェックする場が必要だと思います。

以上です。

○山本議員 それでは、秋池議員、お願いします。

○秋池議員 本日発表いただきました東京の特区推進共同事務局につきまして、特区の取組が始まってから、東京や養父、仙北を含めて、かなり積極的に進んでいるところもあれば、取組が比較的遅れ気味になっているところもあると感じています。

【公表案】

遅れている理由はいくつかあるのだと思うのですけれども、その中の一つに、自治体に必ずしも十分な職員の数がなくて進んでいないとか、知見が不十分であるというようなことで、やる気はあるのにできていないということもあろうかと思っておりますので、東京の特区推進共同事務局のような取組を他の地域でもやるというのは重要なことではないかと考えております。

二つ目に、追加の規制改革事項なのですけれども、小規模認可保育所が2歳までという御説明が先ほどありました。規制が作られたときにどんな背景があっただろうかということは今では問うべきではなくて、現在の社会環境とか技術の発展状況にふさわしく、変えていけるものは変えていくことが非常に重要だと考えます。

三つ目に、仙北市の例でありましたが、動き始めたからこそ見えてきた更なる緩和事項も重要だと考えております。岩盤規制に穴を開けた後に何が起ころうかが見えてくるのが国家戦略特区の意義でもあって、事業を行いやすいようにどんどん変えていくことによって、低いと言われている日本の生産性が上がっていくということも、また、リターンが大きくなっていくこともありますので、こういったものに引き続き取り組んでいければと思います。

○山本議員 どうもありがとうございました。

重点課題につきましては、本日の審議も踏まえ、実現に向けて速やかに検討を進めてまいりたいと思います。

また、その他の重点課題につきましても、次回以降、関係者に御参加いただき、集中的に議論してまいりたいと思います。

以上で本日予定された議事は終了いたしました。

それでは、安倍議長から御発言をいただきますが、ここでプレスが入ります。

(報道関係者入室)

○山本議員 それでは、安倍議長、よろしく申し上げます。

○安倍議長 本日は、秋田県の門脇仙北市長ほか、熱意ある自治体や事業者の皆様にご参加いただきました。国家戦略特区の重点課題である、「農業の外国人材の受入れ」、そして「地域主体の旅行企画」、また「小規模保育所の対象年齢の拡大」などの御提案をいただきました。安倍政権の掲げる「地方創生」や「一億総活躍社会」を実現していく上で、極めて重要な御提案であります。法改正を要しないものは直ちに、法改正を要するものは次期国会への法案提出を視野に、それぞれ実現に向けた議論を加速してまいります。

前回のこの会議で、小池東京都知事から、「東京の特区を一層強力に進めるための新たな仕組み」について提案がありました。早速、本日付けで、国と都が共同作業を行う「東京特区推進共同事務局」を立ち上げます。成果を上げている自治体から御要望があれば、同様の仕組みを立ち上げてまいりたいと思います。

国家戦略特区をフル活動させ、全国各地の潜在力を、規制改革によって解き放ち、国全体の成長の爆発力に変えていきたいと思っています。

【公表案】

○山本議員 安倍議長、ありがとうございました。

それでは、プレスの皆様は退席願います。

(報道関係者退室)

○山本議員 それでは、時間になりましたので、会議を終了いたします。

次回の日程については、事務局より後日連絡いたします。

本日はありがとうございました。

第25回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年11月9日（水）17:15～17:53
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	山本 幸三	内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	石原 伸晃	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂村 健	東京大学大学院情報学環教授
同	竹中 平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授
臨時議員	松野 博一	文部科学大臣
同	山本 有二	農林水産大臣
同	石井 啓一	国土交通大臣
	広瀬 栄	養父市長
	上山 康博	株式会社百戦錬磨代表取締役社長
	高島 宗一郎	福岡市長

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1） 区域計画の認定などについて
 - （2） 重点分野・課題に係る規制改革事項の追加について
 - （3） その他
- 3 閉会

【公表案】

(説明資料)

- 資料 1 区域計画の認定について
- 資料 2 国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令について
- 資料 3 国家戦略特区における追加の規制改革事項について（案）
- 資料 4 国家戦略特区 追加の規制改革事項などについて（有識者議員提出資料）

(配布資料)

- 養父市 中山間農業改革特区
（広瀬養父市長提出資料）
- 「特区民泊」の成果と全国ルールに向けての課題
（上山株式会社百戦錬磨代表取締役社長提出資料）
- ウォーターフロント ネクスト
～国家戦略特区を活用したコンセッション制度（PFI法）の問題解決について～
（高島福岡市長提出資料）

(参考資料)

- 参考資料 1 国家戦略特区における重点分野について
 - 参考資料 2 養父市 国家戦略特別区域 区域計画（案）
-

(議事録)

○山本議員 ただ今より、第25回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。

竹中議員は、テレビ会議での御参加となります。

本日は、松野文部科学大臣、山本農林水産大臣、石井国土交通大臣、また、広瀬養父市長、上山株式会社百戦錬磨代表取締役社長にも御出席いただいております。高島福岡市長は電話での御参加となります。

坂根議員は、御欠席です。

それでは、議事に入ります。

始めに、区域計画の認定について審議いたします。

資料1を御覧ください。先月13日に、養父市区域会議を開催し、企業による農地取得に係る事業を審議いたしました。本件につきましては、今年の2月に広瀬市長がこの会議の場で提案され、その後、改正特区法を前通常国会に提出、同法は5月に成立し、9月から施行されておりますが、市長の提案からわずか8か月あまりという短期間で、具体的事業をまとめることができました。大手文具メーカーのナカバヤシを始めとする三つの企業が、我が国で初めて農地の取得をいたします。

まずは、広瀬養父市長より御発言をいただきます。

【公表案】

広瀬市長、よろしく申し上げます。

○広瀬市長 養父市の広瀬です。

安倍総理におかれましては、養父市国家戦略特区の推進、特に法人農地取得事業の法制化につきましては、強力な御支援を賜りました。

おかげさまで、日本の農政史上特筆されるべき、企業による農地取得という大改革が養父市でスタートすることになりました。養父市の、自ら条例制定を行ってまで実現したいという熱い思い、農業委員会を始め農家の地域の農業を守らなければとの強い危機感と新たな農業の担い手としての企業に対する期待、これらの地域の切実な状況を理解していただいた上での議員先生方による国会での審議、さらに農業の持つ無限の可能性に挑戦しようとする志の高い企業の存在、これらが全てそろったことで今回の法制化、事業実現につながったものと考えています。関係各位に厚く感謝申し上げます。

日本の農業、特に条件不利益地と言われる中山間地農業の再生となる大改革につなげることができるものと考えています。

法施行を受け、早速、3企業から農地取得により、地域のコミュニティの一員となり、主体的かつ持続的に儲かる産業としての農業を展開していくことで、地域に貢献したい、地方創生に役立ちたいとお申し出があり、区域会議で事業計画として決定いたしました。

配付資料の2ページ目に記していただいておりますので、御覧いただきたいと思えます。3社であります。

1社目は、株式会社Amnakであります。耕作放棄地を再生し、酒米を生産し地酒を醸造する。そして、アメリカ・台湾へ輸出する、クールジャパンの実現です。

2社目は、株式会社やぶの花であります。需要の高いリンドウ・小菊の関西圏での産地化を目指します。

3社目は、兵庫ナカバヤシ株式会社です。製本に関わる高い技術力を業務量の確保と労働力の平準化により守るため、ニンクの生産を行うものであります。ちなみにこれはそのナカバヤシが製本した本であります。全国のシェアの80%を占めております。また、国立国会図書館で毎月2,000冊の製本を受託しているという会社であります。耕作放棄地を再生して、ニンクを生産しておりますので、耕作放棄地再生の動画を御覧いただきたいと思えます。

(動画上映)

○広瀬市長 左側が、去年の夏の状況です。従業員が草刈りをしまして、すき込む。石を拾う。再生を行っています。施肥を行った後、畝立てをする。そして、ちょうど先月、ニンクを作付しているところです。機械化による作付です。来年の6月頃に収穫し、夏に出荷するというものです。

終わりになりますが、総理にお願いがあります。

国家戦略特区の事業推進を内閣府と養父市が共同で進めるため、東京都のように「養父市特区推進共同事務局」を設置していただきたいと願うものです。

【公表案】

また、菅官房長官には、最も大切な時期に一度お越しいただきましたが、総理を始めとします関係閣僚の皆様方にも、一度養父市へお越しいただき、養父市発の農業改革を御視察いただければ、これに勝る幸せはありません。

以上で、私の報告を終わります。

○山本議員 ありがとうございます。

なお、計画案につきましては、農林水産大臣の同意を頂いております。

それでは、法第8条第8項に基づき、本会議の意見を聞くことといたします。

まず、竹中議員にお願いしたいと思いますが、竹中議員は5時35分目途で退席されるため、このタイミングで御意見を賜りたいと思います。

よろしく申し上げます。

○竹中議員 早々と発言の機会を頂きまして、ありがとうございます。

今の養父市の農業の法人の取得は、1947年に農地解放が行われて以来、日本の企業、法人、株式会社は、農地を実質的な意味で所有することができませんでした。それが今回初めて可能になるという意味で、69年ぶりの快挙であると思います。養父市の皆さん、そして、関係者の皆さんに、心から敬意を表したいと思います。

養父市には、引き続きこの特区を使った改革の先頭を切っていただきたい。そういう期待も込めまして、今、提案のありました区域会議の事務局を地元と内閣府と共同でやる。これは東京都で作って非常に成果を上げているものでありますので、是非それもお進めいただきたいと思います。

あと2点、手短かに申し上げたいと思います。

実は、改革を進めていきますと、色々な問題が出てきます。後ほど高島市長がお話しになることを是非各大臣にお聞きいただきたいと思うのですが、コンセッション、インフラの所有権は国とかにあって、それを民間に売却する。しかし、そのコンセッションで、運営する権利を得ても、実際にそれを誰かに使用してもらおうと思うと、指定管理者制度と二重適用になって、その都度、許可を得なければいけない。つまり、実質は自由に運営できない仕組みになっている。このコンセッションの法律は、民主党政権の時に作られたわけですけども、実際に運用してみると非常に欠陥があることが明らかになってきたと思います。

空港の場合は特別の法律を作ってクリアするとしたのですが、これから、例えば、クルーズシップのターミナルとか、水道とか、色々なものが出てくると、一つ一つ法律を作ることはできない。したがって、これは特区の法律でうまくクリアしていくことが必要になってくると思います。

この点に関して、民間議員、一生懸命やりたいと思いますので、総理、関係大臣のリーダーシップをよろしく願いいたします。

最後に、以前少しお話ししましたが、イギリスの金融庁がフィンテックを促進するために Regulatory Sandbox、規制の砂場、全く自由にやっつけていいゼロベース特区、特

【公表案】

区の中の特区のような仕組みを作って改革を進めている。これも日本で真剣に考えるべきだと思います。とりわけ、例えばですけれども、今、特区でこの Regulatory Sandbox を自動車の自動走行に適用するというので始めてはいかがなものか。そういうことも是非提案して議論していきたいと思いますので、総理、関係大臣の御指導をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○山本議員 ありがとうございます。

その他、御意見のある有識者の皆様はいかがですか。

よろしいですか。

それでは、御異議がないということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○山本議員 御異議がないことを確認させていただきます。

それでは、速やかに認定の手続きを行っていきたくと思います。

続きまして、資料2にございます国家戦略特区法施行令の改正について、御報告いたします。

前々回の会議におきまして、いわゆる特区民泊における最低宿泊・利用日数を6泊7日から2泊3日に短縮することといたしました。先月、必要な政令の改正を行いました。

これにより、東京都大田区、大阪府・市、北九州市などで、特区民泊がより進展し、宿泊施設不足の解消などにつながるものと考えます。

本日は、この特区民泊の事業を実際に行っている株式会社百戦錬磨の上山社長より、現場の声を聞きたいと思っております。

上山社長、よろしく申し上げます。

○上山代表取締役社長 ただ今御紹介いただきました、株式会社百戦錬磨の代表をしております、上山でございます。

このような場にお招きいただきまして、誠にありがとうございます。

当社は、特区民泊制度を活用させていただき、合法民泊のみを取り扱い、宿泊予約サイト、ステイジャパンというサイトを運営いたしております。

この度、6泊7日より2泊3日へと規制緩和をしていただき、誠にありがとうございます。さらに経済性が向上することは間違いないことだと確信しております。現に、大阪市におきましては、過去最高の申請と現状はなっております。私どもは、当初からでございますが、ホテル、旅館業界の皆様方と共存共栄の協業をしております。大田区に関しましても、チェックイン、チェックアウトの業務を近隣のホテル様に委託いたしまして、ともに安心・安全な宿泊サービスを提供いたしております。

また、特区民泊全般のお話でございますが、特区民泊ともう一つ、ヤミ民泊というものが残念ながらございます。この二つを題材にしたテレビ番組、これはTBS系列におきまして「拝啓、民泊様。」という番組が、今、放映されております。黒木メイサさんという有名

【公表案】

な女優さんがやられているのですが、こちらも特区民泊そのものが社会全体の注目を浴びているのではなからうかという成果が出ているかと思っております。

現在、民泊新法も御検討いただいておりますけれども、各方面から色々な要請があつて、最終的にどのようなになるかというのは、私どもも少し心配している状況でございます。

ここはお願いではございますが、もはや特区民泊制度は民泊制度のスタンダードではないかと考えております。是非既に実績のある特区民泊制度を他の特区でまずは採用していただき、さらには全国津々浦々で御活用いただけるような方向に向いていただければと思っております。特に宿泊需要が旺盛な東京都の大田区以外の地域、また、神奈川県、福岡市、沖縄県などにおいても御採用いただけるよう御調整いただけると、大変ありがたいと思います。

また、これは非常に大事なポイントなのですが、旅館業法適用除外以外の消防法など関連した分野の規制緩和を是非御検討いただきたい。この特区民泊を拡大するには、この関連法の規制緩和がなされないと、なかなか時間がかかってしまうということが現場の感触でございます。是非政府全体で省庁を横串でシームレスな御対応をお願いしたいと思えます。

最後でございますが、私どもは合法的な特区民泊にこだわってやっております。しかしながら、現在の民泊と言われているものは、ほとんどは旅館業法を無視し、消防法などの関連法も違反し、納税さえも怠っているというヤミ民泊というものが現状ではあります。全国に約4万件ほどあると言われております。是非その4万件のいわゆる違法民泊をしっかりと指導していただきまして、そして、取締り等をお願いしたいということでございます。

是非特区民泊をこれから全国で広げていただきますよう、よろしく願いいたします。

○山本議員 ありがとうございます。

今後の更なる民泊ルールの整備に、御意見を活かしてまいりたいと思えます。

続きまして、議題2の重点分野・課題に係る規制改革事項の追加について、審議いただきます。

重点課題の一つにPFIの推進がございますが、かねてから、コンセッション制度のみでは、運営権者が施設の管理、すなわち施設の使用許可などを行えないといった問題がございます。

本件につきまして、現在、港湾のPFI事業を進めておられる高島福岡市長より、御意見をいただきます。

高島市長、よろしく願いします。

○高島市長 福岡市長の高島でございます。

昨日発生しました道路陥没事故への対応がありまして、本日は急遽電話で出席させていただいております。今回の事故では、皆様に大変御心配をおかけしましたが、ここは福岡市が試されていると思いますので、一刻も早く市民の皆さんの日常を取り戻して、世界からも見られているという状況もありますので、日本の底力を見せ付けるのは今だと、復旧

【公表案】

作業に関わる皆さんと心をつなげて、できることは全てして復旧活動に取り組んでいます。今週にはライフラインの復旧を終えて、週明け、月曜日には人も車も通行しているという姿をお見せできるように努力をしております。

それでは、国家戦略特区でアベノミクスの象徴都市となっている福岡市から御説明を申し上げます。

まず、ペーパー1枚めくって1ページ目を御覧ください。上の方です。我が国のインバウンド政策に大きく関係する課題として、まずはクルーズです。

博多港は、寄港回数日本一の港です。これは他都市の港とは全く性質が異なります。この半年間の予約カレンダーを御覧いただければ、一目瞭然。ほとんど予約で埋まって、さらに複数隻が同時着岸する日が45日に上るわけなのです。ところが、岸壁などが足りないということで、機会損失が年間でおよそ370億円にもなっています。

右側のMICEに関しても同様に、機会損失が年間およそ130億円となっています。

2ページを御覧ください。この状況を打開するために、「クルーズ」「MICE」「賑わい」が一体となった、東アジア有数のインバウンド拠点づくりに、今、取り組んでいます。

この拠点づくりは、民間投資を喚起していくために、港湾では初めてとなります。セッション方式の活用を考えていますが、先ほどの竹中先生の御発言のとおり、この方式は、民間事業者による施設運営が前提となっているにもかかわらず、施設の使用許可権限は与えられていないという問題がございます。今日は、この問題解決について、お願いをするものでございます。

最後になりますが、福岡市は、海洋国家日本の復権に向けてチャレンジしていきますので、安倍総理を始め、皆様の御支援をどうぞよろしくお願いいたします。

私からは、以上です。

○山本議員 ありがとうございます。

引き続き、特区ワーキンググループなどで、関係各省と議論を煮詰めてまいります。

続きまして、資料3を御覧ください。

前回の会議で、重点課題につきましては、法改正を要しないものは直ちに実現に向けた措置を行うよう総理から御指示をいただきましたので、今般、関係各省と合意が得られたものを、早速、本諮問会議の案としてとりまとめたものであります。

内容といたしましては、先端ライフサイエンス研究や地域における感染症対策など、新たなニーズに対応する獣医学部の設置、農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解禁となっております。

これらにつきまして、各規制を所管する大臣より御発言をいただきます。

まずは、松野文部科学大臣、お願いします。

○松野臨時議員 文部科学省におきましては、設置認可申請については、大学設置認可にかかわる基準に基づき、適切に審査を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

【公表案】

○山本議員 次に、山本農林水産大臣、お願いします。

○山本臨時議員 産業動物獣医師は、家畜の診療や飼養衛生管理などで中心的な役割を果たすとともに、口蹄疫や鳥インフルエンザといった家畜伝染病に対する防疫対策を担っており、その確保は大変重要でございます。

近年、家畜やペットの数は減少しておりますけれども、産業動物獣医師の確保が困難な地域が現実にごございます。農林水産省といたしましては、こうした地域的課題の解決につながる仕組みとなることを大いに期待しておるところでございます。

○山本議員 最後に、石井国土交通大臣、お願いします。

○石井臨時議員 農家民宿など、受入れ側の地域、いわゆる着地における意欲のある宿泊事業者等が、当該地域の固有の資源を活かして企画・提供する「着地型旅行商品」の取扱いが広がるよう、特区において先行して、旅行業法の必置資格である旅行業務取扱管理者試験の簡素化に係る関係制度の改正を、年度内を目途に行うこととしております。

以上です。

○山本議員 ありがとうございます。

どうぞ。

○麻生議員 松野大臣に一つだけお願いがある。法科大学院を鳴り物入りでつくったが、結果的に法科大学院を出ても弁護士になれない場合もあるのが実態ではないか。だから、色々と評価は分かれるところ。似たような話が、柔道整復師でもあった。あれはたしか厚生労働省の所管だが、規制緩和の結果として、技術が十分に身に付かないケースが出てきた例。他にも同じような例があるのではないか。規制緩和はとても良いことであり、大いにやるべきことだと思う。しかし、上手く行かなかったときの結果責任を誰がとるのかという問題がある。

この種の学校についても、方向としては間違っていないと思うが、結果、うまく行かなかったときにどうするかをきちんと決めておかないと、そこに携わった学生や、それに関わった関係者はいい迷惑をしてしまう。そういったところまで考えておかねばならぬというところだけはよろしくお願いします。

以上です。

○山本議員 ありがとうございます。

続きまして、資料4に基づきまして、八田議員より御発言をお願いします。

○八田議員 今日は、様々な御説明がありましたので、ある意味でまとめということになります。資料4に基づいてお話し申し上げます。

まず、養父市の農地取得ですが、岩盤規制の象徴であった企業の農地取得解禁が、養父市において3社で具体的に事業を開始することになったということです。

先ほど広瀬市長が見せてくださった絵で、実際にもう事業をしているのではないかと思いいになったかもしれないけれども、あれは土地を借りていたのです。土地を借りてやっていたものを、今度はこれを所有できるようになった。しかも、その所有者は買ってもらえ

【公表案】

るならそれはありがたいということで、それができた。

先ほどおっしゃったように、ナカバヤシさんは全国の図書館のこういう雑誌の製本の8割のシェアを持っているのですが、とにかく時期が集中する。それが元々は養父市にあったのですが、時期が集中する、その間は暇なわけです。そこでニンニクをやれば、ちょうど労働の時間が埋まる。これはまさに株式会社だからそういう必要があったし、そこで働かれる方たちはきちんとしたサラリーをもらって安定した形で働けるということで、本当にうまくこの制度が利用されていると思います。

この歴史的な改革が全国の中山間地農業の模範になることを期待したいと思います。

それから、先ほど御説明がありました、養父市は、皆様も御存じのように、色々なことをやっていらっしゃるから、農業改革だけでなく、高齢者のシニアハローワークの改革もなさいましたし、今、考えていらっしゃるの、医薬品を新しい機械を使って遠隔地に届けるということも考えていらっしゃいます。

したがって、先ほど御提案になった内閣府との共同事務局の早期の設置は非常に大切だと思います。

今度は、獣医学部です。獣医学部の新設は、創薬プロセス等の先端ライフサイエンス研究では、実験動物として今まで大体ネズミが使われてきたのですけれども、本当は猿とか豚とかのほうが実際は有効なのです。これを扱うのはやはり獣医学部でなければできない。そういう必要性が非常に高まっています。そういう研究のために獣医学部が必要だと。

もう一つ、先ほど農林水産大臣がお話しになりましたように、口蹄疫とか、そういったものの水際作戦が必要なのですが、獣医学部が全くない地方もある。これは必要なのですが、その一方、過去50年間、獣医学部は新設されなかった。その理由は、先ほど文部科学大臣のお話にもありましたように、大学設置指針というものがあるのですが、獣医学部は大学設置指針の審査対象から外すと今まで告示でなっていた。それを先ほど文部科学大臣がおっしゃったように、この件については、今度はちゃんと告示で対象にしようということになったので、改正ができるようになった。

麻生大臣のおっしゃったことも一番重要なことだと思うのですが、質の悪いものが出てきたらどうするか。これは、実は新規参入ではなくて、おそらく従来あるものにまずい獣医学部があるのだと思います。そこがきちんと退出していけるようなメカニズムが必要で、新しいところが入ってきて、そこが競争して、古い、あまり競争力がないところが出ていく。そういうシステムを、この特区とはまた別にシステムとして考えていくべきではないかと思っております。

次のページですが、高島市長がおっしゃった話です。港湾におけるコンセッションです。

とにかく、市から運営権を譲渡してもらって、料金や何かを色々と変えることができるようになった。でも、その施設をホテルに貸そうとかMICEに貸そうとすると、またいちいち市の許可を得なければいけないというのが今の制度です。

したがって、運営権に施設の使用許可等の処分権も含めることを、こういうインバウン

【公表案】

ドで非常に重要な港湾のようなものについては、特区で直ちに特例の措置を講じてはどうかというものです。

最後に、先ほどのゼロベースのことです。例えば、自動走行のような非常に技術の進展が早いところでは、事前規制を設けずに、事後規制をきちんと設けるということが技術革新を生む。したがって、こういう場合には、事後チェックのルールをきちんと作る。そういうものを含む制度設計を直ちに、ゼロベースの特区、先ほど竹中先生が Regulatory Sandbox とおっしゃったけれども、そういうものを作っていくことを検討すべきではないかということでございます。

○山本議員 ありがとうございます。

なお、共同事務局につきましては、担当大臣としても、是非前向きに設置する方向でやっていきたいと思っております。

それでは、他の有識者議員からも御意見をいただきたいと思えます。

まず、坂村議員から。

○坂村議員 民泊の最低宿泊数の緩和の法改正について、山本大臣がリーダーシップをとられて決められたのは大変いいと思えました。この概要にある3点の附則も妥当なものだと思います。しかし、一つ私が思うことは、いずれはその附則の運用については、対面規制はなく、ネットワーク経由でもいいという判断をどこかで明快にしてほしいということです。スマホの専用アプリでクレジットカードを含めて利用者登録をしておいて、それで泊まれば電子キーのデータもネットで送られて、決済も自動的に行われるようなやり方がIoTの今の流れです。

中間的な措置として近隣の宿泊業者にフロント業務を委託させるというのはうまい進め方だと思いますけれども、いつまでも対面規制というのではIoT先進国家とは言えない。世界の流れはそのようにはなっていません。既存産業に猶予期間を与えるというのは、社会の混乱を防ぐのには非常にいいと思うのですけれども、それに安住されないように、対面規制はいずれなくなるという将来方針をはっきり出すべきではないかと思えます。

これに比べますと、最近、Uberなどが話題になっているので、タクシー業界は非常に懸命で、いずれ来る規制緩和をにらんで、猶予期間のうちにUber並みのサービスができるようにするアプリケーションを既に配布するなど、業界が色々やり始めています。

シェアリングエコノミーが重要だということは何回も言っていますが、事業者も利用者も含めて、関係者全員の個人同定の強化が、先ほどから出ているヤミを防ぐのに重要だと思います。そのために、何回も言っていますように、マイナンバーとか、パスポートとか、そういうものを利用してネット経由のAPIで個人の同定と事業者の登録を確認するような機能を提供するべきではないかと思うわけです。何もかも民間というのが正しいわけではなくて、公証役場みたいなものがありますから、そういうインフラ的機能は行政側が提供して、民間はそれを利用してビジネスを行うという構造にすべきではないか。こういう機能は個人情報扱って面倒なだけで儲からない部分なので、民間にそういうものが

【公表案】

提供されるものを待っていたのではビジネスが盛り上がらない。一刻も早く政府がそういうものを作って、民間ビジネスを喚起すべきだと思います。

地域への説明や苦情受付も、業者登録を前提にして、ガバメントが認定するとき、これも行政サイドでAPIで受け付けて、ネットワーク前提のオープンデータ化をするべきではないかと思うわけです。そうすれば、現在よりもはるかに確実な、例えば、滞在者の名簿が自動的に生成されるとか、苦情もネットでオープンになる前提ならば、悪徳な業者は駆逐されると思います。

その上で、こういう機能を使わないで行う、先ほどから出ていますけれども、ヤミのシェアリングエコノミーは、徹底的に規制するということで、制度と技術を併せて開発するというのはそういうことではないかと思います。

以上です。

○山本議員 それでは、秋池議員、よろしくをお願いします。

○秋池議員 2点ございます。

まず、1点目なのですが、養父市の非常に積極的な取組のお話、それから、民泊のお話も聞きました。この国家戦略特区は岩盤規制に穴を開けていくことが重要で取り組んでおりますので、規制改革をしたり、あるいは農業改革をしたりすると、こんなにいいことがあるということをも日本全国に分かってもらうことが非常に重要だと思っています。

そのためにも、既に先ほどのナカバヤシの事業でありますとか、花卉の事業とか、そういったものが具体的に出てきていますけれども、そういったものを組み合わせながら、収益性とか継続性が担保されていることを全国に見せていくことが非常に重要だと思っています。

また、少し先の話になるのですが、色々なビジネスが実際に始まると、その中では収益を生み続けるものもあれば、あまりうまく行かないものも出てくるかもしれないのですが、特区の中でも事業の新陳代謝を行うことも大事で、悪いものを残すのではなくて、いいものに切り換えながら、特区が輝いているという状況を作って、維持していくことが重要だと思います。

もう一つ、コンセッションのことなのですが、このお話を伺いますと、施設の使用権がなくてどうやって事業計画を書いたのだろうかという気がしたのですが、こういったことが出てくることそのものが、特区があるからこそで、積極的な取組をする中で、事業をやるときに困る規制であるとか制度といったものが国家戦略特区諮問会議を通して発信されていく。それをどのように特区の中で解くのか。全国的な法律で解いていくのか。色々な解決策があると思うのですが、それがこの場を通っていくと推進されるということが非常に重要だと感じております。

以上です。

○山本議員 御意見をいただき、ありがとうございました。

それでは、資料3につきまして、本諮問会議のとりまとめとしたいと思いますが、よろ

【公表案】

しゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○山本議員 御異議がないことを確認させていただきます。ありがとうございます。

それでは、本とりまとめに基づき、速やかに制度改正を行いたいと思いますので、関係各大臣におかれましても、引き続き御協力をお願い申し上げます。

以上で、本日予定された議事は全て終了しました。

最後に、安倍議長から御発言をいただきますが、ここでプレスが入ります。

(報道関係者入室)

○山本議員 それでは、安倍議長、よろしくお祈いします。

○安倍議長 兵庫県養父市の国家戦略特区で「企業による農地の再生」が本格化します。広瀬市長とは今年2月にお会いしましたが、短期間のうちに、大手文具メーカーなど3社が、耕作放棄地を取得し再生する動きが具体化しました。高齢化した過疎の中山間地を、規制改革によってどこまで甦らせることができるか。養父市の挑戦を応援するため、「共同事務局」を設置いたします。

高島福岡市長からは、「福岡港のPFI事業構想」について伺いました。いわゆる「コンセッション方式」によって、公共インフラを民間の創意工夫で運用できるようにする。これにより、急速に拡大する外国人観光客の受入れ体制を抜本的に強化していきます。

本日は、「獣医学部の設置」や「地域主体の旅行企画」についての制度改正を決定しました。このスピード感で、残された岩盤規制の改革にもできるものから着手し、そして実現していきます。山本地方創生・規制改革担当大臣と民間有識者の皆様には、引き続き、私と一緒にドリルの役割をお願いしたいと思いますので、よろしくお祈いします。

○山本議員 安倍議長、ありがとうございました。

それでは、プレスの退室をお願いします。

(報道関係者退室)

○山本議員 それでは、時間になりましたので、会議を終了いたします。

次回の日程については、事務局より後日連絡します。

本日は、ありがとうございました。

第26回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年12月12日（月）17:40～18:05
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	山本 幸三	内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）
同	菅 義偉	内閣官房長官
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村 健	東京大学大学院情報学環教授
同	竹中 平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授
臨時議員	金田 勝年	法務大臣
同	塩崎 恭久	厚生労働大臣
同	山本 有二	農林水産大臣
同	加藤 勝信	内閣府特命担当大臣（少子化対策） 兼 働き方改革担当大臣
	越智 隆雄	内閣府副大臣
	南場 智子	株式会社ディー・エヌ・エー取締役会長
	黒岩 祐治	神奈川県知事

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 区域計画の認定などについて
 - (2) 重点分野・課題に係る規制改革事項の追加などについて
 - (3) その他

3 閉会

(説明資料)

- 資料 1 区域計画の認定について
- 資料 2 国家戦略特区での近未来技術実証
- 資料 3 国家戦略特区における追加の規制改革事項について（案）
- 資料 4 国家戦略特区 追加の規制改革事項などについて（有識者議員提出資料）

(配布資料)

- 国家戦略特区における自動走行プロジェクトについて
（南場株式会社ディー・エヌ・エー取締役会長提出資料）
- 岩盤規制を突破する神奈川の挑戦！
（黒岩神奈川県知事提出資料）

(参考資料)

- 参考資料 1 国家戦略特区における重点分野について
 - 参考資料 2 養父市特区推進共同事務局の設置について
 - 参考資料 3 国家戦略特別区域 区域計画（案）
 - 参考資料 4 各地の国家戦略特区の最近の動き
-

(議事録)

○山本議員 ただ今より、第26回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催します。

本日は、金田法務大臣、塩崎厚生労働大臣、山本農林水産大臣、加藤少子化対策担当大臣、また、南場株式会社ディー・エヌ・エー取締役会長、黒岩神奈川県知事にも御出席をいただいております。

石原議員が御欠席のため、越智副大臣に出席いただいております。

それでは、議事に入ります。

始めに、「区域計画の認定」について審議いたします。

資料1を御覧ください。今月2日に「合同区域会議」を開催し、七つの事業の認定申請と養父市特区の「共同事務局」設置について審議しました。その際、東京都の「テレワーク推進センター」の設置など、「働き方改革」を含めたいくつかの提案をいただきましたので、併せて御報告いたします。

これらにつき、御意見等はございますでしょうか。

よろしいですか。

（「異議なし」と声あり）

【公表案】

○山本議員 それでは、そのように進めさせていただきます。速やかに認定の手続を行います。

続きまして、議題2の「重点分野・課題に係る規制改革事項の追加など」について、審議いたします。

資料2に、これまでの特区における自動走行やドローンなどの「近未来技術の実証」についてまとめておりますが、このうち特に今回は「公道における自動走行」について、株式会社ディー・エヌ・エーの南場取締役会長より御意見をいただきます。

また、全国に先駆けて、「家事支援外国人材」や「地域限定保育士」などを積極的に提案し、実現している黒岩神奈川県知事より御意見をいただきます。

まずは、南場会長より、お願いいたします。

○南場取締役会長 冒頭に、当社キュレーション事業の問題により、各方面に御心配をおかけしていることをお詫び申し上げます。責任を持って問題の解決に当たってまいります。

本日のテーマですが、当社は、交通弱者の増加や労働力不足などの社会課題を解決するために、自動運転技術を用いた無人移動サービスの実現に向けて取り組んでいます。その一つのマイルストーンを2020年の東京オリンピック・パラリンピックに置いていますが、昨年、安倍総理に力強いリーダーシップを発揮していただけたことで、制度環境整備が整いつつあると認識しています。改めてこの場を借りて御礼を述べさせていただきます。

国家戦略特区で、ディー・エヌ・エーの取り組む実証実験の様子を映像にしております。担当の中島が御説明いたします。

○中島執行役員 それでは、ムービーの再生をお願いします。

(動画上映)

まず、最初の映像は、黒岩知事のサポートもいただきまして、今年の2月から行った神奈川県藤沢市でのロボットタクシーの実証実験です。実際のお買い物の足としてロボットタクシーを御活用いただきました。

出ているお子さんがあまりに素晴らしいので、よく子役を起用しているのですかと言われるのですが、実際に現地にお住まいのモニターの方に御協力いただいて実験を行っております。

次の映像は、先月11月に秋田県仙北市の田沢湖畔で行いました、小型バス車両ロボットシャトルの実証実験です。日本で初めてドライバーレスで公道環境での走行をいたしました。

当日実際にお乗りいただいた現地の方からは、過疎化に伴う切実な思いとして、ロボットシャトルを実サービスとして実現してほしいというお声をいただいております。

○南場取締役会長 それでは、お手元の資料をめくって1ページ目を御覧ください。国家戦略特区において、力強い御支援をいただき、今まで3か所の地域において実証実験をさせていただきました。先月の仙北市での実証実験の際には、山本大臣にも御試乗いただきました。

【公表案】

次のページを御覧ください。今回、黒岩知事を始めとした強いリーダーシップを持った自治体の首長の皆様とともに進める国家戦略特区にて大変有意義な成果を出させていただきました。

ただ、その特区プロジェクトですら、公道での実証というだけで、場所・時間の限定など、多くの制約が課せられ、さらに、関係機関との事前調整に煩雑な手続を要するという現行制度の課題も明らかになりました。

このような状況では、我々が目指している2020年のサービス開始には、やはりまだ不安が残る状態と言わざるを得ません。

これを解決するために、少なくとも、強いリーダーシップと責任感を有する首長とともに進める国家戦略特区のプロジェクトについては、事前規制や調整を原則必要としない形で実証実験を行える仕組みの創設をお願いしたいと考えております。これによって、地域の人手不足解消や、高齢者の交通事故低減などの社会課題の解決につなげていきたいと思っております。

ディー・エヌ・エーからの御説明、御要望は、以上になります。

ありがとうございました。

○山本議員 ありがとうございました。

次に、黒岩知事、お願いいたします。

○黒岩知事 ありがとうございます。

配布資料を御覧いただきたいと思います。「岩盤規制を突破する神奈川の挑戦！」ということでありまして、本県の取組の紹介と新たな規制改革の提案をさせていただきたいと思います。

表紙をめくって1ページを御覧ください。昨年12月に全国で初めての認定を受けました、家事支援外国人受入事業であります。現在、資料の左下に記載の5事業者が認定を受けておりまして、来年2月から順次サービスを開始する予定になっております。

2ページを御覧ください。これは、今、南場会長からありました、ロボットタクシーによる実証実験でありました。事故もなく非常にうまく行ったということでもあります。

3ページを御覧いただきたいと思います。これは保育士不足に対応するために、昨年9月に認定を受けました地域限定保育士事業であります。平成26年度に本県から年2回目の保育士試験を提案いたしまして、平成27年度に地域限定保育士試験を実施し、神奈川県内で1,330人が合格いたしました。これによりまして、下の緑色のところでありますけれども、例年の倍以上の保育士、神奈川県内で2,349人を確保することができました。まさに保育士不足を補うという非常に大きな効果があったものと見ております。また、これが契機となりまして、本年度から全国共通の保育士試験が年2回実施されることになりまして、まさに国の岩盤規制を突破する取組となったということでもあります。

4ページを御覧いただきたいと思います。これが新たな規制改革の提案であります。更なる保育士不足を補うために、もう1回の保育士試験を提案したいと思っています。再挑

【公表案】

戦の機会を増やし、合格科目を引き継ぐことで、県内の保育士数を劇的に増やす、年3回目の保育士試験に挑戦したいと考えております。そこで、まず、試験の実施機関を一般社団法人等に限定する児童福祉法を国家戦略特区法の中で改正し、株式会社などにも拡大をしていただきたいと思います。また、全国初の県独自の筆記試験問題の作成にも神奈川県は挑戦しようと思っておりますので、御支援のほどよろしくお願いいたします。

私からは、以上です。

○山本議員 ありがとうございます。

引き続き、特区ワーキンググループなどで関係各省と議論を煮詰めてまいります。

続きまして、資料3を御覧ください。次期国会に提出予定の特区法改正案に盛り込む法律事項として、農業の担い手となる外国人材の就労解禁、小規模認可保育所における対象年齢の拡大について、関係各省と合意が得られましたので、本諮問会議の案として取りまとめたものであります。

これらにつきまして、各規制を所管する大臣より御発言をいただきます。

まずは、金田法務大臣、お願いいたします。

○金田臨時議員 農業の担い手となります外国人材の受入れにつきましては、法務省として、適正な管理体制のもとで実現できるよう、関係府省と協力して具体化に向けた検討を進めてまいります。

○山本議員 次に、山本農林水産大臣、お願いします。

○山本臨時議員 一定の技能等を有する外国人材が、農業に従事するための入国・在留を可能とする特例措置につきましては、農林水産省として、農業の成長産業化に必要な人材が確保され、経営規模の拡大、生産性の向上、農業の競争力の強化等を一層促進するものとなるよう、引き続き関係府省と連携して取り組んでまいります。

以上です。

○山本議員 次に、塩崎厚生労働大臣、お願いします。

○塩崎臨時議員 待機児童の多い国家戦略特区内において、小規模保育事業の対象年齢を0～5歳に拡大するに当たりましては、3～5歳に必要とされる遊びの中で社会性等を育む保育を十分に確保するため、個々の児童の発達過程に応じた適切な保育等が行われるよう配慮したいと思います。

以上です。

○山本議員 最後に、加藤少子化対策担当大臣、お願いします。

○加藤臨時議員 小規模保育事業の対象年齢の拡大については、塩崎厚生労働大臣とも連携いたしまして、子ども・子育て支援新制度において適切に対応していきたいと考えています。

○山本議員 ありがとうございます。

続きまして、資料4に基づきまして、八田議員より御発言をお願いします。

○八田議員 ありがとうございます。

【公表案】

資料4を御覧ください。1ページの最初のポツですが、これは特区法の再改正を次期通常国会において目指したいということです。

二つ目のポツは、ただ今各大臣から御説明がありました改革項目についてです。

三つ目のポツは、東京都と神奈川県による新規の提案内容についてです。このうち、神奈川県による年3回目の保育士試験に関する御提案について、詳しく御説明したいと思います。

保育士の国家資格を得るには二つの方法がございます。第1は研修です。専門学校や大学における2年間の研修修了者は、無試験で資格を得ることができます。第2は、国家試験です。研修を受けなくても、国家試験に通れば資格が取れます。

ところが、国家試験問題は研修機関の全国協議会が作っています。国家試験の問題を難しくすれば、研修機関のお客さんは増えますから、これには利益相反の側面があります。現に、国家試験は不必要に難しい問題が多いと多くの保育所経営者が指摘しておられます。

今回の神奈川県の場合は、年3回目の試験については、研修機関の全国団体に頼らずに、自らイニシアチブをとって民間委託して独自に合理的な問題作成をしようというものです。応援したいと思います。

2ページ目は、サンドボックスについてですが、これは他の議員から後で詳しく御説明いただきます。

以上でございます。

○山本議員 続いて、他の有識者議員からも御意見をいただきます。

まず、竹中議員。

○竹中議員 ありがとうございます。

経済というのは色々な要因で動きますが、振り返ると、やはりこれを動かしたという決定打のような、決め手のような政策があったと思います。

総理は就任されてすぐに日銀等の新しいアコードを結ばれて、インフレターゲットングをする。そして、それを実現する新総裁の就任を求められた。その結果、株価は2倍になり、有効求人倍率は0.8から1.4、東京は1.8になった。もしあのインフレターゲットングがなければ、これは実現させていなかったと思います。

官房長官を中心に、ビザの発給の自由化をした。それに基づいて、総理就任前に800万人だったインバウンドは2,000万人を超える数に達した。これはビザの発給の自由化がなければ実現していないと思います。

その意味で今、問題になっている第4次産業革命を享受するための決め手は何だろうか。私は、このサンドボックス型の規制特区以外にはないのだと思います。先ほど南場会長からもお話がありましたけれども、自動走行をやっていくうちに色々な問題が出てくる。これをゼロベースで、この地域についてはゼロベースで認めようではないか。これはイギリスがフィンテックについて始めたものを、今はシンガポールもそれを真似しようということをやっている。このゼロベース特区、サンドボックス型の特区を我々はこの第4次産業

【公表案】

革命の決め手だと認識しておりまして、是非具体的な提案をこれからしたいと思っております。安全性について、どういう仕組みを作るかについても十分議論をいたしますので、是非政治的なリーダーシップで後押しをいただきたい。そのことをお願い申し上げます。

○山本議員 それでは、坂村議員、お願いします。

○坂村議員 ゼロベース特区というのは、自動運転など技術のイノベーションに焦点が当てられています。しかし、自動運転というのはウィーン条約もあって、単に規制をなくすだけではなくて、制度設計者の創造的な手腕を依然として必要としています。

例えば、米国では今年の2月に運輸省がAIを法的に運転者と見なすという方針を示しました。一種のトリックですが、これを利用して、先頃ミシガン州が完全自動運転の州内での実験をオーケーしています。日本でも国土交通省で自動運転戦略本部を立ち上げるということですが、そこで優秀な日本の官僚に制度設計の手腕を発揮してほしいと思います。

また、もう一つ、この場で何度も言っていますが、特区において広報は特に大きな課題ではないかと思っております。例えば、ゼロベース特区でも、下手をすると「ルール無用特区」とか、レッテル貼りをされて不必要なハレーションを招きかねません。ゼロベース特区といっても、ベストエフォートを行わずに事故が起これば、当然業務上の過失で既存の罰則が機能し、無法ではありません。また、少しでもリスクがある場合は手厚い保険を掛ける義務もセットになっています。決してルール無用特区ではないので、そうとられかねない、この「ゼロベース特区」というニックネームが適当かどうかはよく考えたほうがいいのではないかと思います。

広報では、より実態に適した「事後規制型特区」とか——こういうのも堅いので、もっと分かりやすいニックネームを考えて出していったほうがいいのではないかとというのが私の意見です。

以上です。

○山本議員 坂根議員、お願いします。

○坂根議員 少し時間を頂いてお話しします。

ドローンのような全く新しい分野は特区の担当自治体や企業に自己責任で任せ、規制当局はそのケーススタディを徹底し、後追いの形で試行錯誤で規制を作り上げていくべきです。

我々が今、ドローン活用で経験していることを紹介したい。

今、国土交通省の強力なリーダーシップで官民挙げてi-Constructionに取り組んでいます。当社もこれまで全国600か所の現場でドローンによる測量を実施してきました。しかし、これはICT建機を操作するため3次元の精度の高いデータが必要なので始めたものです。

しかし、公共工事現場は進捗状況を定期的に把握する必要があり、その都度ドローンを飛ばすよりICT建機に設置したカメラによる映像解析のほうが合理的と考え実施していますが、規制当局は、ドローンより精度が悪く、5センチメートル内に入らないのでダメとっています。これまで人による測量は2次元図面をベースに10～20メートル間隔でデー

【公表案】

タをとり、今の3次元図面と比較にならない極めて少ないポイントで測量をしていたのに、なぜ5センチメートル以下でないダメなのか。この議論がこの半年続いています。

この例も国土交通省のトップは早くイノベーションを普及させたいと思っけていても、現場レベルでは新しい規制作りを急ぐ体質によるものではないでしょうか。この国の規制作りの特色は最終的に達成したい精度、数値だけでなく、どういった手段でやれといった方法論まで規定しようとする事です。したがって、新しい技術を受け入れにくくしています。

是非、規制当局のトップは現場で起こっていることを把握して全体最適でリードしてほしいと思います。

○山本議員 秋池議員、お願いします。

○秋池議員 今回、特区においてすらドローンの数百メートルの実証実験に20か所近い部署との調整が必要だったこと、今まで経験のない方がこの調整に当たるのがどれほど大変かということを考えますと、想像に難くありません。

本来であれば、規制が改革されて、このようなものがなくなってというのがいいのですが、けれども、そこまでの移行期間、何も動けないということも非常に良くないことです。このような調整を支援するようなワンストップセンターのようなものが出来ることも、実績を上げていくために意味があるのではないかと考えます。

もう一つ、こんな調整が必要だということも、国家戦略特区で取り組まなければ見えてこなかったことであります。したがって、特区というのは、特区そのものの成果に加えて、このような事実が明らかになったことにも意義があると考えています。

規制に対して不満があっても、実行されないまま、それから色々な調整であちこちに行っている間にすぐに3年ぐらいたってしまうということがありますので、この国家戦略特区が始まって3年、このようなことが明らかになって、規制改革が理念だけでなく具体的に進んでいることに非常に意味があると思っています。

そういう意味で、国家戦略特区の意義は大きいと考えていますし、さらに色々なことがここで行われて、改革が推進される必要があると考えています。

○山本議員 ありがとうございます。

それでは、資料3、「農業の担い手となる外国人材の就労解禁」、「小規模認可保育所における対象年齢の拡大」の2点につきまして、本諮問会議の取りまとめとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本議員 異議なしと認めます。

ありがとうございました。

法案提出に向け、関係各大臣におかれましても、引き続き御協力をお願い申し上げます。

以上で、本日予定された議事は全て終了いたしました。

最後に、安倍議長から御発言をいただきます。

【公表案】

ここでプレスが入ります。

(報道関係者入室)

○山本議員 それでは、安倍議長、お願いします。

○安倍議長 本日の会議で、「農業の外国人材の就労」や「小規模保育所での5歳児までの受入れ」を、特区のメニューに加えることを決定しました。

黒岩神奈川県知事は、これまでいくつもの新しいメニューによる事業を具体化してこられました。今日は、保育士不足の解消に向けた新たな具体策を御提案いただきました。

今後この会議で、熱意あふれる自治体や事業者の皆さんからの意見に耳を傾け、次期通常国会に提出予定の改正法案に、多くの規制改革メニューを盛り込んでまいります。

ディー・エヌ・エーの南場会長からは、完全自動走行の実現に向けた、特区での取組や課題について、お話を伺いました。

我が国発のイノベーションが、運転者の負担を軽減し、地域の人手不足や高齢者事故の解消につながると、改めて確信いたしました。

国家戦略特区をさらに一歩進め、自動走行やドローンなどの近未来技術の実証実験が、一層スムーズに、またスピーディに行えるよう、安全性を確保しつつ、手続を抜本的に簡素化する仕組みを直ちに検討してまいります。

○山本議員 安倍議長、ありがとうございました。

それでは、プレスは退出をお願いします。

(報道関係者退室)

○山本議員 それでは、時間になりましたので、会議を終了いたします。

次回の日程については、事務局より後日連絡いたします。

本日は、ありがとうございました。

第27回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年1月20日（金）11:02～11:21
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍	晋三	内閣総理大臣
議員	麻生	太郎	財務大臣 兼 副総理
同	山本	幸三	内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）
同	石原	伸晃	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
有識者議員	秋池	玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根	正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村	健	東京大学大学院情報学環教授
同	八田	達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授
	堺屋	太一	内閣官房参与 一般社団法人外国人雇用協議会会長
	原	英史	国家戦略特区ワーキンググループ委員 規制改革推進会議委員

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1） 区域計画の認定について
 - （2） 重点分野・課題に係る規制改革事項の追加などについて
 - （3） その他
- 3 閉会

（説明資料）

- 資料1-1 区域計画の認定について
- 資料1-2 主な認定対象事業
- 資料2 規制改革事項の追加について
- 資料3 国家戦略特区 追加の規制改革事項などについて（有識者議員提出資料）

【公表案】

(配布資料)

- 外国人雇用の拡大に向けて
(堺屋内閣官房参与・一般社団法人外国人雇用協議会会長提出資料)
- 「クールジャパン人材」の受入れ等に関する検討状況
(原国家戦略特区ワーキンググループ・規制改革推進会議委員提出資料)

(参考資料)

- 参考資料 1 国家戦略特区における重点分野について
 - 参考資料 2 国家戦略特別区域 区域計画 (案)
 - 参考資料 3 国家戦略特区における追加の規制改革事項について (抜粋)
 - 参考資料 4 内閣府・文部科学省告示
-

(議事録)

○山本議員 ただ今より、第27回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。

本日は、内閣官房参与で、「外国人雇用協議会」会長の堺屋参与と、特区ワーキンググループ・規制改革推進会議の原委員にも御出席をいただいております。

八田議員は、テレビ会議での御参加となります。

なお、菅議員と竹中議員は御欠席です。

それでは、議事に入ります。

始めに、「区域計画の認定」について審議いたします。資料1-1と、A3横長の資料1-2を御覧ください。本日の朝、「合同区域会議」を開催し、八つの事業の認定申請について審議しました。

このうち、今治市の「道の駅の設置者に係る特例」は、今月11日に制定した要綱に基づく事業です。

また、「獣医学部の新設」についても、今月4日に制定した告示に基づくものでありますが、本事業が認められれば、昭和41年の北里大学以来、我が国では52年ぶりの「獣医学部の新設」が実現します。

全ての項目について、関係大臣の同意を得ております。

これらにつき、御意見等はございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本議員 ありがとうございます。それでは、速やかに認定の手続を行いたいと思います。

続きまして、議題2の「重点分野・課題に係る規制改革事項の追加など」について、審議いたします。資料2を御覧ください。全国の自治体や事業者からの提案を受け、できる

【公表案】

だけ多くの規制改革を実現するため、現在、特区ワーキンググループで、集中的に規制担当省庁との折衝を行っているところです。

その点を中心に、ワーキンググループ座長である八田議員より、資料3の御説明をいただきます。八田議員、よろしく申し上げます。

○八田議員 どうもありがとうございます。

この資料3をご説明します。

第1は、獣医学部の新設です。来年の4月の開設を期待しております。

第2は、改正特区法案についてです。ただ今大臣から御説明がありましたように、現在、特区ワーキンググループでは担当官庁と折衝しております。その項目の中で議論が続いているものの争点を、後ほど別紙に基づいて御説明したいと思います。

第3は、特区措置の全国展開です。特区の規制改革項目の全国展開は、これまではばらばらに行われてきました。しかし、一定期間活用された項目については、全国展開の検討を自動的に開始する新たな仕組みを早急に構築すべきではないかと私どもは考えております。

第4は、評価プロセスについてです。現在、特区の評価を特区ごとの区域会議が行っておりますが、これを一歩進めて、改革が特に進んでいない自治体に対しては特区諮問会議として厳格な意見を具申できるように新たな評価プロセスを早急に検討すべきではないかと考えております。

いよいよ別紙です。議論の争点をここにまとめました。真ん中が各官庁の主張、右側がワーキンググループの主張です。

「クールジャパン・インバウンド分野での外国人材の就労解禁」については、後で堺屋先生と原先生から詳しく御説明をいただきます。

この表の3番目の「義務教育における遠隔教育解禁」についてお話し申し上げます。これは例えば、過疎地の中学校で教員が不足しているから、ITを使って市内の別の中学校から遠隔教育を受けたいという際に、現在の規制では受信側にも必ず同一科目等の担当教員を配置しなければなりません。音楽の先生がいらないから遠隔教育を受けたいのに、受信側の教室にも音楽の先生を配置しろというわけです。これを例えば、別の科目の教員や教員OBを配置してもいいことにしたいというのが私どもの主張でございます。

4番目の「農地へのコンクリート打設」についてです。現在、トマトを始めとして多くの農産物が植物工場で生産されるようになりました。植物工場は今やハイテク技術の集積であり、世界中で高い生産性を実現しております。したがって、植物工場は農業の競争力強化にとって、今、最重要な要素だと考えております。

しかし、日本では農地に植物工場は造れません。植物工場を造るためにはコンクリートを張る必要がありますが、コンクリートを張った土地は農地ではないとされているからです。したがって、植物工場を造りたければ大変なコストをかけて農地を転用した上で造れというのが今の仕組みです。

【公表案】

農水省は、一旦コンクリートで固めると耕作不可能になるから、コンクリートを張った土地は農地ではないと言うのです。しかし、ショベルカーを持ってくればいくらかでも土に戻せます。したがってこれは、かなり控え目に言っても、合理性を欠く議論だと思っております。植物工場を農地のまま造れるようにして、農業の生産性向上に直結させるべきだというのが私どもの考えです。

以上でございます。

○山本議員 ありがとうございます。

本日はこのうち、特に「クールジャパン外国人材の受入れ」について、堺屋内閣官房参与と特区ワーキンググループ原委員より御意見をいただきます。

本件は、昨年改正法の中で、「1年以内を目途として検討し、必要な措置を講ずる」ことになっておりますので、具体的な措置を今国会に提出する改正特区法案に盛り込んでまいりたいと思います。

まずは、堺屋参与より御発言をお願いします。

○堺屋参与 ありがとうございます。

外国人雇用のニーズは最近、二つの面から非常に高まっています。一つは、少子高齢化によって労働供給力が限界になったこと。もう一つは、特に外国人観光客が増加いたしまして、様々な業種への需要が増えていることです。

観光関連では、ホテル・旅館といった業種だけではなく、ショッピングの現場やイベント会場などの想定されなかった現場でも外国人の対応が欠かせなくなっています。私たちは様々な業種に集まってきたきまして、昨年からは外国人雇用協議会を運営しています。

私どもといたしまして、いきなり外国人の移民を受け入れるのではなくして、まず各地域での受入れ拡大を図っていくこと。つまり、横断的・戦略的に国家戦略特区を活用した外国人材の育成と雇用の拡大が必要であると考えています。

その際、技能のある人材を優先すべきでしょう。現状では、日本で働いている外国人の多くはアルバイトの留学生や技能実習生です。こうした人たちが短期的に、決していい労働条件ではない環境で働き、母国に帰っていきます。日本に留学した外国人の4分の3が就職することなく、日本を離れます。これが反日の外国人を増やしてしまう、という結果になっています。当協議会では、こうした観点から、検定試験の準備を進めています。これを留学生資格の認定にも活用してもらえればと考えています。日本語や日本の習慣、日本社会の習熟度に合わせて、外国人の滞在年数や永住資格の取得にも反映していただければと考えております。

中長期的には、次世代日本人を創出するような議論も必要でしょう。日本は歴史的に多くの外国人を取り入れて、その子孫は日本人として日本人社会に溶け込んでまいりました。17世紀の前半や19世紀の末に日本に流入した多数の外国人が、日本の伝統文化や新しい文化・習慣の定着のために貢献したことを是非思い出していただきたいと思っております。

○山本議員 ありがとうございます。

【公表案】

次に、原委員、お願いいたします。

○原委員 特区ワーキンググループ委員の原でございます。

外国人雇用の問題では、外国人雇用協議会以外にも様々な企業・自治体から御提案をいただいて、ワーキンググループで検討しております。論点を簡単に御紹介いたします。資料を御覧いただければと思います。

まず、2ページで「現状」です。今の日本では、最も技能レベルの低い外国人労働は拡大し、一方で一定の技能を身に付けた人材は厳しく排除されています。美容技術を日本で学ぼうと留学した外国人は、国家資格を取っても働けません。また、看護師などは日本語による国家試験という壁で有望な人材が排除されています。接客・おもてなしといった技能はそもそも技能と評価されず、単純労働扱いということです。

こうしたねじれの中で、3ページでございますが、多様な分野で外国人雇用のニーズが拡大しています。クールジャパンのほか、インバウンド対応など外国人顧客への対応の観点も大きくなっています。

これは言語だけの問題ではありません。百貨店の人事責任者の話ですが、例えば、あるアジアの国のお客さんの場合、店頭で家族構成や様々な情報を聞き出して、必要な商品を次々にアドバイスするのが良い接客だそうです。売り場で求められるのはそうした国民性、文化に応じた接客ができて、一方で日本人のお客さんには日本人に応じた接客ができる。何かあればともかく謝れるという人材だそうです。

外国人材への期待は高いです。また、外国人の訪れる場所がホテルとショッピングから様々なサービス、イベント、体験と広がっていくにつれて、必要とされる業種も拡大しています。

特区での対応ですが、第1に、拡大するニーズに機動的に応えられる仕組みを検討しております。従来、在留資格の緩和は個別業種ごとに一つずつ穴を開けてきていました。この延長では現下のどんどん広がっていくニーズには追いつけません。一定のくり、例えば、クールジャパン、インバウンド、あるいは消費者向けのサービスといったくりで包括的な制度を設けられないか、検討しております。

第2に、在留資格については基準が不明確、裁量的であるといった指摘があります。区域会議のもとに相談センターを設けて、専門家や自治体も加わって、ルールの特化をできればと考えています。

以上です。

○山本議員 ありがとうございます。

続きまして、有識者議員から御意見をいただきたいと思っております。

坂村議員、どうぞ。

○坂村議員 先ほどまで愛知県と広島県と今治市の区域会議に参加していましたが、今回ちょっと感じましたことは、国内初のマークの付いた案件が少なくなっているのではないかということです。そのことを悪いと言っているのではなくて、むしろ既にやり方の

【公表案】

ポイントなども見えて安定感のある特区メニューをみんなが使えるようになってきたのだということだと私は思います。ある意味、特区も安定期に入ってきたわけです。

しかし、やはり安定してきて、こういうことをやりたいという情熱とか、できなかったことができるようになったというワクワク感というものは少し少なくなっているのではないかと思います。日本人は安定志向と言いますか、安心志向で、ともすると他の人がうまく行ったことだけをやりたがる傾向があるのではないかと思います。特区が実績あるメニューばかり使うようになると、ドリルの先端として新しいことにチャレンジして、新しいことが起こせる。そのために特区というツールが使えるということをも日本の他の地域にアピールする先兵がいなくなってしまうのではないかと思います。

民間ペーパーにある、普遍性のあるメニューはどんどん全国展開するという、特区のドリルで開けた穴を広げる仕組みというものは非常に大事だと思います。ただ、同時に何か新しい、他にない提案を持ってくると評価上有利になるとか、何かチャレンジのインセンティブを与える仕組みも考えてもいいということをお先ほどの会議に出ていて感じました。

以上です。

○山本議員 ありがとうございます。

坂根議員、お願いします。

○坂根議員 私は獣医学部と、先ほどの規制改革での議論での規制当局の主張の部分の2点についてちょっとコメントしたいと思います。

まず獣医学部に関してですが、我々、この日本が過去に大きく後れを取ってきたのが、創薬・新薬の分野における高分子化学、これは日本が低分子化学中心だったからですが、それと、もう一つとても重要なのが、最近の動物研究による新薬の分野です。これが非常に大きく後れを取って、日本の企業はM&Aでそれをカバーしようとしています。これは医学と獣医学のちょうど中間分野ですので、52年ぶりの貴重な機会でもありますことから、是非、この今治の獣医学部はそういう新しい特色を出すものにしていただきたいなと思います。そのためにはおそらく、外部からの研究者をどうやって集めるかということがキーになるだろうと思います。

それから、規制改革事項に関する議論の中の規制当局の主張の一覧表が別紙にまとめられておりますが、前回もお願いしましたが、私からしますと、とても大臣や次官レベルが実態を把握した上でこのような回答をしているとは思えません。是非大臣・次官クラスが現場レベルでどんな議論が行われているのか、よく把握していただいて、責任ある回答をいただきたい。それでなければ、時間ばかり費やすだけで、本当に無駄だと思います。

○山本議員 ありがとうございます。

秋池議員、お願いします。

○秋池議員 私は国家戦略特区が開始されて3年の評価について申し上げたいと思います。

民間議員ペーパーにもお示ししましたが、遅れているものに対してはやはり厳格に、こ

【公表案】

の国家戦略特区諮問会議から意見を具申する必要があると思っています。その遅れの原因、あるいは改革が進んでいない原因が、地域はやる気があるのに人手不足であるとか、規制緩和という特別なことをやるに当たって、中央とのつながりが十分ないということによるものであれば、それは積極的に事務局に申し入れていただいて、様々な支援の体制があるわけですから、それを受けてほしいと思います。逆に言えば、そういうことは理由にならないということだと考えています。

国家戦略特区に選定された地域は、手を挙げた多数の自治体から選ばれたという責任感を持って取り組んでいただきたいですし、それから、それに取り組むことで日本経済が活性化するのだということを国内の別の地域に示すことも責任の一部なのだという、そこまですべてを考えて取り組んでいただきたいと考えております。

○山本議員 ありがとうございます。

いただいた御意見も含めて、今通常国会に提出する「改正特区法案」にできるだけ多くの改革事項を盛り込むため、引き続き議論を進めてまいりたいと思います。

以上で、本日予定された議事は全て終了いたしました。最後に、安倍議長から御発言をいただきます。

ここでプレスが入ります。

(報道関係者入室)

○山本議員 それでは、安倍議長、よろしく申し上げます。

○安倍議長 1年前に国家戦略特区に指定した今治市で、画期的な事業が実現します。

しまなみ海道にある三つの道の駅が、民間によって総合的に運営され、サイクリスト向けの休憩所など、新たなサービスを提供します。

獣医学部が、来年にも52年ぶりに新設され、新たな感染症対策や先端ライフサイエンス研究を行う獣医師を育成します。新しいカリキュラムなどを通じて、各大学や教育制度全般に良い影響を与えることを期待します。皆様の御尽力に改めて敬意を表します。

堺屋参与と原委員からは、ファッション、飲食や流通、旅館などの消費者向けサービス分野での外国人受入れについて、お話を伺いました。

私は先週、フィリピンなどの東南アジア諸国を訪れ、クールな日本が大好きで、日本語を熱心に勉強している若者たちに出会いました。彼らは、まさに日本とそれぞれの国のかけ橋となる人材であろうと思います。彼らが日本で職につき、母国から来た観光客に日本の魅力を直接伝えることは、両国にとって経済を超えた大きな価値を生み出す。このように確信をしております。彼らは日本の文化が大好きで、日本語を学んで、これからも人生において日本と関わってほしいという彼らの期待に私たちは応えていかなければならないと、そう強く感じたところでもあります。

こうした志の高いアジアの若者を積極的に受け入れられるようにしていきたいと思えます。

今国会に提出する改正特区法案に、多くの改革事項を盛り込んでいきます。

【公表案】

○山本議員 安倍議長、ありがとうございました。

それでは、プレスは退室を願います。

(報道関係者退室)

○山本議員 それでは時間になりましたので、会議を終了いたします。次回の日程については、事務局より後日連絡いたします。

本日は、ありがとうございました。

第28回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年2月21日（火）17:10～17:40
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	山本 幸三	内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	石原 伸晃	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂根 正弘	株式会社小松製作所相談役
同	坂村 健	東京大学大学院情報学環教授
同	竹中 平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授
臨時議員	松本 純	国家公安委員会委員長
同	金田 勝年	法務大臣
同	塩崎 恭久	厚生労働大臣
同	山本 有二	農林水産大臣
同	世耕 弘成	経済産業大臣
同	石井 啓一	国土交通大臣
	カルロス・ゴーン	日産自動車株式会社取締役会長、最高経営責任者
	南場 智子	株式会社ディー・エヌ・エー取締役会長
	野波 健蔵	株式会社自律制御システム研究所代表取締役CEO
	牧浦 土雅	仙北市近未来創造アドバイザー

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事

【公表案】

- (1) 区域計画の認定について
- (2) 規制改革事項の追加などについて
- (3) その他

3 閉会

(説明資料)

- 資料1 区域計画の認定について
- 資料2 国家戦略特区における近未来技術実証
- 資料3 国家戦略特区における追加の規制改革事項等について
- 資料4 国家戦略特区 追加の規制改革事項について（有識者議員提出資料）

(配布資料)

- 次世代モビリティビジョン
（ゴーン日産自動車株式会社取締役会長、最高経営責任者提出資料）
- 国家戦略特区における近未来技術実証について
（野波株式会社自律制御システム研究所代表取締役CEO提出資料）
- “日本初”ではなく、“日本発”。
もう一度、日本が技術大国になり、世界をリードするためには。
（牧浦仙北市近未来創造アドバイザー提出資料）

(参考資料)

- 参考資料1 「東京都 自動走行サンドボックス分科会」の設置について
- 参考資料2 国家戦略特区における重点分野について
- 参考資料3 国家戦略特別区域 区域計画（案）

(議事録)

○山本議員 ただ今より、第28回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。

本日は、各規制を所管する大臣、また、日産自動車株式会社のゴーン取締役会長兼最高経営責任者、株式会社ディー・エヌ・エーの南場取締役会長、株式会社自律制御システム研究所の野波代表取締役CEO、牧浦仙北市近未来創造アドバイザーにも御出席をいただいております。

竹中議員は、テレビ会議での御参加となります。

それでは、議事に入ります。

始めに、「区域計画の認定」について審議いたします。資料1と参考資料1を御覧ください。

【公表案】

今月10日に、「合同区域会議」を開催し、10の事業の認定申請と、羽田空港周辺で実証実験等を行う「東京都自動走行サンドボックス分科会」の設置について審議しました。

認定申請については、関係大臣の同意を得ております。

これらにつき、御意見等はございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本議員 ありがとうございます。それでは、速やかに認定の手続を行います。

続きまして、議題2の「規制改革事項の追加など」について審議いたします。

資料2に、これまでの「近未来技術の実証」と最近の「サンドボックス特区の動き」についてまとめております。

自動走行につきましては、先月、事業提携を発表されたゴーン会長と南場会長より御意見をいただきます。

また、ドローンにつきましては、野波CEOと、米国の団体から「世界の12人の若者」に選出された牧浦さんより、御意見をいただきます。

それでは、南場会長より、お願いいたします。

○南場取締役会長 これまでも何回か御説明の機会を頂いておりますが、当社は2020年の東京オリンピック・パラリンピックにおける無人走行サービスの実現を目指し、国家戦略特区において自動運転の実証実験を重ねるとともに、そこで出てきた様々な制度上の課題について、例えば、いわゆるサンドボックス制度や遠隔型などの制度を政府の皆様に御提案差し上げてきました。

無人走行サービス実現においては、これらの制度整備とともに技術が絶対に不可欠ですが、今回、この技術についても日産自動車という力強いパートナーと業務提携することとなりました。

本日は、我々が実現したいことについて、日産自動車の代表であるゴーン会長の口から直接お話しされたいとのことなので、お願いしたいと思います。

ゴーン会長、よろしく願いいたします。

○山本議員 それでは、ゴーン会長、よろしく願いします。

○ゴーン取締役会長、最高経営責任者 本日は、このような機会を賜り、心から感謝を申し上げます。これから、日産自動車の将来のモビリティに関するビジョンと、官民連携のもとどのようにその可能性を最大限に引き出していけるかについて、お話ししたいと思います。

自動車業界は、今後10年間、過去50年間で経験した変化よりはるかに多くの変化に直面するでしょう。将来のモビリティは、電気自動車、自動運転、そして、つながる車、コネクテッドカーです。しかしながら、今後の変化の全体像はまだ見え始めたばかりです。今後の変化の規模は、おそらく、当初、馬の要らない馬車と呼ばれていた自動車が自動車と呼ばれるようになるまでの規模に匹敵するでしょう。そして、日本の自動車メーカーは、当時の変化の先頭に立っており、今もまたその変化を再びリードしようとしています。

【公表案】

先頭に立ち続けるためには、必要なのは次の3点です。革新に集中的に取り組む民間部門、新技術を受け入れる社会、それら革新の成功を支える政府からのサポートです。日本にはこの三つがそろっています。そして、日産自動車は、日本の革新の中でも最高のものを世界に御提案できることを誇りに思います。

しかしながら、技術の進化はより良い社会を目的とするものであるべきです。それこそがニッサンインテリジェントモビリティの目標であり、ニッサンインテリジェントモビリティは、ゼロエミッションと死亡事故実質ゼロ達成に向けた青写真です。モビリティの発展は、日本社会のあらゆる層、すなわち、高齢者、身体障害者、そして、過疎地に住む交通弱者など、あらゆる層に役立てる大きな可能性があります。特に自動運転は、総理が進めておられる高齢者による死亡事故の低減活動の一助となるでしょう。

社会にとってのメリットに加え、自動運転技術は全ての自動車メーカーにとって将来の競争力を左右する重要な要素です。アナリストの予測によると、2030年までに販売される新車の15%が自動運転車になります。しかしながら、これは一朝一夕では実現しません。

当社の戦略は、自動運転装備を4段階に分けて展開していきます。第1段階では、高速道路の単一車線による自動走行を実現します。既にこの技術を搭載した車を販売しております。それは国内で最も売れているミニバンのセレナです。現在、セレナを御購入いただいているお客様の実に6割以上が、自動運転技術であるプロパイロット1.0を選ばれています。日産リーフにも同様の技術を近々搭載する計画です。第2段階は、高速道路の複数車線で車線変更のできる自動走行で、こちらは2018年に計画しています。第3段階は、市街地での自動走行で、これは政府の計画に沿って2020年までに実現予定です。最終段階にあたる第4段階では完全自動走行、すなわち、無人運転です。私どもは、日本政府が進める2020年までに完全自動運転を実現する取組に敬意を表します。

今年、日産とディー・エヌ・エーは、無人運転のモビリティ・サービスでの技術活用を目指す実証実験を首都圏で開始する予定です。両者は共に国内の自動運転のリーダーを目指し、クリーンかつ手ごろでシームレスなサービスを御提供することを目標としています。

このためには、実証実験を、天候、地形、交通パターンなど、あらゆる条件の中で行うことが肝心であり、柔軟な法規制の対応が必要です。国家戦略特区を始めとする様々な取組を加速化することで、当社を含め、日系メーカーの競争優位性を確固たるものにするると同時に、日本社会のニーズに対応し、また、イノベーションを日本の主力輸出品として継続させることができるでしょう。

この目標に向かって、今後も引き続き御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○山本議員 ありがとうございます。

野波CEO、お願いいたします。

○野波代表取締役CEO 配付資料を御覧ください。

2 ページ目ですが、千葉市国家戦略特区では、昨年4月にイオンモール屋上から物資搬送と10階建て高層マンションの屋上への葉の搬送、11月には稲毛海浜公園におきまして、

【公表案】

携帯電話の通信回線であるLTE回線を活用して40キロ離れた場所からのドローンの遠隔制御と荷物搬送を実施しました。また、今年1月12日には、福島ロボットテストフィールドにおいて、世界初の12.5キロメートルの海上長距離日本配送飛行に成功いたしました。昨年5月には、千葉県御宿町のゴルフ場で1か月間ドローンによるデリバリーサービスを実施しました。また、昨年10月には愛媛県今治市、また、今年2月から長崎県五島市でも実証実験を行っております。

この1年間の実験で明らかになったことは、第三者上空飛行が原則許可されていないことが実証実験の障害になっているということです。現状は飛行ルートに関係する団体等の飛行の許可承認を毎回取っております。これが大変な作業になっております。また、長距離飛行時の安全管理を徹底するために、飛行状態をリアルタイムでモニターしたいわけですが、日本の場合は通信環境等を含めた管理システムがまだ十分でないために、漁船で追尾せざるを得ないという状況がございます。

平成27年11月5日の未来投資に向けた官民対話で、安倍首相が、早ければ3年以内、つまり、2018年末頃に、ドローンを使った荷物配送を可能とすることを目指すとおっしゃっています。

これを実現するためには、東京湾上空や河川上空、あるいは道路横断、第三者上空飛行、さらには有人地帯の通常の市街環境等の上空でも、長距離飛行試験を実施していく必要がございます。このような前例のない実証実験を進めるに当たりまして、国家戦略特区を活用した「規制を緩和する仕組みの創設」をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○山本議員 ありがとうございます。

牧浦さん、お願いします。

○牧浦仙北市近未来創造アドバイザー 国家戦略特区秋田県仙北市近未来創造アドバイザーの牧浦と申します。

まずは、昨年7月に仙北市で開催させていただいたドローンレースの動画を御覧ください。

(動画上映)

○牧浦仙北市近未来創造アドバイザー ありがとうございます。

私の資料は赤色の表紙の資料です。

1ページ目を御覧ください。ドローンを空中で飛ばしあうだけなんて、ただの遊びではないかとよく指摘されます。F1という速い車を競い合うエンターテインメントスポーツは、今、我々が日々乗る自動車の関連開発技術の場所として機能しました。ゴーン会長の隣で車の話をするのも恐縮です。失礼しました。同じように、継続的にレースを行えば、正確で速いドローン開発のためのバッテリーや飛行の安定性が向上、エンターテインメントからイノベーションにつながるのではないのでしょうか。

次は、制度についてです、2ページ目を御覧ください。先日、特区で実施されたドロー

【公表案】

ンレースも、実証に至るまで1年以上かかりました。そこで導入したいのが、イギリスが率先して活用しているサンドボックス特区です。私はイギリスのボーディングスクールに6年間通っていましたが、同国の教育の真髄は自由と規律。サンドボックス特区も、同じように、箱の中だけなら自由にトライ・アンド・エラーを繰り返せる。そして、市場に出せるようになり、そこから規制をかけていく。この考え方を根付かせるべきです。現に、イギリスでは、先駆けでサンドボックス制度を導入することで、サービスが世に出るまでの時間が3分の1程度短縮され、2年間で200社にこれが実施されています。是非既存の全特区に本サンドボックスを適用してほしいと考えております。

最後に、今後、実行させていただきたい取組を二つ御紹介させていただきます。3ページ目を御覧ください。

一つ目は、前述したとおり、遊びで終わらせないために、さらに大規模なドローンレースの開催。二つ目は、アワード型国際ロボットオリンピックの開催です。着眼点として重要視しているのは、原発事故など災害現場などの状況を想定し、どうロボットが人命救助や機械整備に生かせるのかという社会問題へのチャレンジです。アワード型というのは、賞金制という意味。そうすることで海外の頭脳を引き寄せ、世界に日本のやる気をもう一度見せる必要があります。

「No Challenge, No Change!」というフレーズで締めさせてさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

○山本議員 ありがとうございました。

ただ今議論いたしました「サンドボックス制度」も含め、資料3に、今国会に提出する特区法改正案に盛り込む項目などを取りまとめております。

これらにつきまして、規制担当大臣を中心に御発言をいただきます。

まずは、金田法務大臣、お願いします。

○金田臨時議員 クールジャパン・インバウンド分野への外国人材の受入れにつきまして、専門的、技術的分野の外国人材を積極的に受け入れる観点から、関係府省と連携して検討に参画してまいります。

以上であります。

○山本議員 塩崎厚生労働大臣、お願いします。

○塩崎臨時議員 多様な主体による地域限定保育士試験の実施につきましては、保育の受皿整備に伴って必要となる保育士の確保に貢献するものでありまして、厚生労働省としても、こうした地方自治体の創意工夫ある取組を支援してまいります。また、テレワークにつきましては、子育て・介護と仕事の両立の手段としても有効でありますから、地方自治体とよく連携して、企業に対する情報提供、相談、助言等をワンストップで実施してまいります。

クールジャパンやインバウンド分野における外国人材の受入れにつきましては、専門的・

【公表案】

技術的分野における外国人の方々の就業を積極的に推進する厚生労働省の立場にも合致するものであります。外国人材が習得した専門的な知識及び技術が十分に活用されるために、適切な管理のもとで受入れが図られるよう、現場の声にもよく耳を傾けながら、積極的に取り組んでまいります。

○山本議員 石井国土交通大臣、お願いします。

○石井臨時議員 自動走行や小型無人機につきまして、国土交通省としましては、地方自治体や民間企業の取組に対して技術的助言などの必要な支援を行うとともに、自らも新技術の実証実験を推進してまいります。

こうした観点から、日本版レギュラトリー・サンドボックス制度の検討については、本日の議論も踏まえつつ、安全の確保を前提に関係各府省とよく連携してまいりたいと考えております。

以上です。

○山本議員 世耕経済産業大臣、お願いします。

○世耕臨時議員 2点、申し上げます。

まず1点目、女性活躍、社会起業を後押しするため、社会的課題の解決に取り組む一般社団法人等についても、特区において信用保証制度の対象とすることで、その資金繰りを支援してまいりたいと思います。今後、制度の詳細を仙台市等と検討していきます。

2点目、外国人材についてであります。ファッションや流通業などの分野で、日本で経験を積みスキルアップを目指す外国人材が、国内外で活躍できるよう、経済産業省としても、産業界のニーズを踏まえながら、今後の制度設計に当たり、十分な貢献をしていきたいと思っております。

以上です。

○山本議員 山本農林水産大臣、お願いします。

○山本臨時議員 農業の担い手となる外国人材の就労解禁の特例措置によりまして、農業の成長産業化における必要な人材が確保され、経営規模の拡大、生産性の向上等が一層促進されることによりまして、農業の競争力の強化が図られることを期待しております。

以上です。

○山本議員 松本国家公安委員会委員長、お願いします。

○松本臨時議員 自動運転技術を搭載した自動車の公道実証実験については、運転者が周囲の状況等を監視し、緊急時等に必要な操作を行うものであれば、何ら警察への事前の調整や許可を要することなく現行の道路交通法において可能であり、警察も円滑な実験実施のために積極的に取り組んできています。

近未来技術の実証を促進する国家戦略特別区域において、安全性を確保しつつ、遠隔監視・操作による車両内が無人の実証実験が円滑に実施できるよう、的確に対応してまいります。

○山本議員 石原経済再生担当大臣、お願いします。

【公表案】

○石原議員 昨年の8月に、厚木と追浜の工場を訪ねさせていただきまして、ゴーン会長がお話しになったセレナに乗せていただきました。先週には、南場会長にプレゼンテーターをしていただきまして、2020年までに世界最先端の自動走行を実現する実行計画を取りまとめました。これまで各省ばらばらの対応でございましたけれども、これからはこの実行計画のもとに、政府を統一して取り組んでまいりたいと考えております。

○山本議員 ありがとうございます。

続きまして、資料4に基づきまして、八田議員より御発言をお願いします。

○八田議員 ありがとうございます。

諮問会議では、昨年秋以来、多くの自治体、事業者から大胆な御提案をいただきました。これらを今回提出する法案に反映させるため、最終調整の段階でございます。

中でも、以下の二つの項目は、法案提出までもう一段議論を前進させる必要があると考えております。

第1は、「レギュラトリー・サンドボックス」制度です。今や自動走行やドローンの実証は全国で実施されております。しかし、今後は世界最先端を含め、レベルを上げた実証ニーズが増大していきます。そのためには、現行規制の大幅な緩和とともに、新たな規制の設計も必要となると思います。一方、個々の自治体が省庁に対して実証のための手続緩和などの規制改革をしてもらうのは非常に難しいのが現状です。今回、法案に盛り込むサンドボックス制度では、特区の区域会議で関係省庁と直接協議しながら、最先端の実証を行い、制度の設計をしようとするものです。

第2は、外国専門人材の受入れです。これまでは、例えば、調理師や通訳など「消費者向けサービス」に係る専門性を有する外国人材については、職種ごとに受入れ要件を国が定めてまいりました。しかし、要件の設定には膨大な検討期間を要し、クールジャパンやインバウンドの人材のように必要性が急激に高まる人材に対しては、迅速に対応できませんでした。したがって、これらの人材に関しては、特区の区域会議で関係省庁の協力のもとに迅速に解決できる仕組みを考えております。今回の仕組みは、これまでの特区での家事支援、創業等に関する外国人材受入れ制度と同様に、法的措置として位置付けるべきだと考えております。

どうもありがとうございました。

○山本議員 ありがとうございます。

続きまして、他の有識者議員からも御意見をいただきたいと思っております。

まず、坂村議員。

○坂村議員 サンドボックス特区ですが、実際、英国の「レギュラトリー・サンドボックス」が現行法制度を即時適用せず実験的な試みを可能とする環境ということであっても、やはりFCA、金融行為規制機構との事前協議と許可が必要です。警察庁も国土交通省も、話を聞くと、自動運転については、一般が思っているよりはずっと前向きで頑張っていると思います。しかし、技術の側から見ると、米国や英国と比べるとやはり日本は大きく遅れ

【公表案】

ているように感じてしまいます。結局、何が違うかという、マインドということだと私は思います。

ここで、日本がどうしたらいいかを考えるポイントは三つだと思います。まず一つは、窓口です。英国はFCAで一本化しています。日本では、今、一本化していません。これからは一本化しないと、マインド的にどうしても規制的に感じるようになってしまいます。次に、地元の意志です。これも非常に難しく、例えば、仙北市の実験では、どこで実験するか、どういう警備体制にするかで自治体とコミュニティで多くの協議が必要で、それと警察との協議が掛け算になるので、実際にはそれほどではないということも聞いていますが、事業者への大きな負担と感じてしまうのです。最後は広報です。例えば、日産とか、国とパイプがあるところはいいとして、多くの人、ベンチャーは、いまだに国土交通省や警察庁は自動運転に消極的だと思っています。これは間違っているのですけれども、実証実験としては、既に色々できる状況で、それが伝わっていません。

サンドボックス特区ですが、こういうことを解決することになると思います。大事なものは、事業者にとって、窓口の一本化と、地元の意志の明確化と、さらにここならできるというマインドで寄与することが実質としてはメインの期待だと思います。

広報については、具体的な提案ですが、国として自動運転車のナンバープレートとか、若葉マークならぬ自動運転マークとかを作ったらどうでしょうか。国の自動運転に積極的だという姿勢の具体的なアピールになります。また、「今日、町で自動運転マークを見たよ」とか、ツイッターで広まるような効果も期待できます。人々が自動運転は夢の話ではなくてつい近くの話と実感すること、一番の障害はマインドという意味では、これは意外と大事なのではないかと思います。

以上です。

○山本議員 坂根議員、お願いします。

○坂根議員 私はいつも個別の議題と無関係なマクロな問題ばかりで申し訳ないのですが、私は今、個人的に、地方創生はこの特区、そして先月から山本大臣から御指名で地方大学振興、若者雇用創出を仰せつかっております。会社としては、地元で農林業を支援しております。

この活動に数年関わってきて、以前もお話ししましたが、結局は特区担当各地方の行政のトップの本気度と推進力にかかっている。トップが代わった途端に良くなるケースとトップが代わった途端に悪くなるケース。私は、ある農林業の地元組織でトップが代わって悪くなって、もう手伝わないと宣言して手を引いたりしておりますが、本当にこのトップの本気度と推進力がキーだと思いますし、そうなれば、必ず産学の知恵と具体的な取組を引っ張ってこられると思います。

これまで認定されました特区はいっぱいありまして、内閣府の事務局や民間議員、我々だけではなくてワーキンググループの委員の方々は多分相当詳しく分かっておられるのですけれども、おそらくどの特区がこのままでは成果が出せそうにないかということは、大

【公表案】

体皆さん意見が一致しているはずなので、他の地域にその規制緩和のチャンスを与えるべきではないかと思います。それが結果的に競争心を生み出しますので、是非他の特区、本気度のあるトップを見つけてやらせていただきたいと思います。

○山本議員 秋池議員、お願いします。

○秋池議員 新たな社会現象ですとか新しい産業の創出をしようと思ったときに、過去に様々な発生のある現在の規制が組み合わさった中で、非常にそれが使いにくくて動けなくなっているということがあると考えております。

今回、国家戦略特区の規制改革につきましては、同じ時期にこれに取り組んでいるということがございます。例えば、先ほどペーパーにもございましたが、新たな社会の要請に応えるための人材の制度につきましては、同じ時期に作るようになりますから、府省を超えて同期をとった形で制度を改革していくなど、今回、せつかく取り組むこの規制改革は、将来使いやすいものであることが重要と考えております。

○山本議員 次に、竹中議員、お願いします。

○竹中議員 発言の機会をありがとうございます。

先般の未来投資会議で第4次産業革命を突破するための四つの提言をさせていただいたのですが、そのうちの一つがサンドボックスでありました。その意味で、今回、様々なサンドボックスの議論が前向きに各大臣からもしていただいて、大変時宜を得た前向きなよいことだと思っております。

1点だけ是非申し上げたいと思います。国家戦略特区は、海外でアベノミクスのお話をさせていただくときに必ずこの特区の話が一つの中心になります。海外から注目されていることには、一つの大きな理由があると思います。それは、この法律が2013年に出来て以来、臨時国会、通常国会、ほぼ全ての国会で毎回法律改正が行われて、規制緩和の追加項目が出来てきた。そして、その規制緩和の項目が法律でピンどめされているというところに非常に大きな注目点があるのだと思います。

これは先ほどの坂村議員の話にもありましたけれども、霞が関の皆さんと話すと、どうしても今の制度の中でできるのではないかということになりがちなのでありますけれども、実際は本当に困ってできない。その意味では、今回も法律でしっかりピンどめをして、新たな追加緩和項目を決めていただきたいと思います。そのように思っております。

以上です。

○山本議員 それでは、本案につきまして、本諮問会議の取りまとめとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本議員 ありがとうございます。異議なしということで確認させていただきました。

それでは、本取りまとめに基づき、法案の提出等を行いたいと思いますので、関係各大臣におかれましても、引き続き御協力をお願い申し上げます。

以上で本日予定された議事は全て終了しました。

【公表案】

最後に、安倍議長から御発言をいただきますが、ここでプレスが入ります。

(報道関係者入室)

○山本議員 それでは、安倍議長、よろしくお願いします。

○安倍議長 本日は、ゴーン日産自動車会長始め皆様から、自動走行、あるいはドローンといった近未来技術への取組についてお話を伺いました。その中で、特区での実証実験に対する皆様の大きな期待を感じたところであります。

他方、特区ですら多くの煩雑な規制や手続が存在していることも事実であります。技術革新が規制制度に阻害されないよう、安全性を確保しつつ、事前規制や手続を抜本的に見直す「サンドボックス制度」を創設し、自動走行やドローンなどの分野で先行して導入していきます。

今国会に提出する改正特区法案に、「サンドボックス」を盛り込みます。世界一を目指す挑戦者である皆様には、世界一自由度の高い環境を目指す場で、イノベーションを爆発させていただきたいと思えます。加えて、今回の法案には、多様な専門性を有する外国人材の受入れなど、インバウンド対応や競争力強化のための項目、子育ての環境を改善するための項目を盛り込んでおります。

関係大臣には、本日の取りまとめに沿って、法案の最終調整を進めていただくようお願いいたします。

○山本議員 安倍議長、ありがとうございました。

プレスは退室願います。

(報道関係者退室)

○山本議員 それでは、時間になりましたので、会議を終了いたします。

次回の日程については、事務局より後日連絡いたします。

本日はありがとうございました。

第29回国家戦略特別区域諮問会議（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成29年3月6日（月）18:05～18:23
- 2 場所 総理大臣官邸4階 大会議室
- 3 出席議員

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	財務大臣 兼 副総理
同	山本 幸三	内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）
同	菅 義偉	内閣官房長官
有識者議員	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
同	坂村 健	東京大学大学院情報学環教授
同	竹中 平蔵	東洋大学教授 慶應義塾大学名誉教授
同	八田 達夫	アジア成長研究所所長 大阪大学社会経済研究所招聘教授
	松本 洋平	内閣府副大臣
	武村 展英	内閣府大臣政務官
	秋山 咲恵	国家戦略特区ワーキンググループ委員
	磯山 友幸	経済ジャーナリスト

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
 - （1） 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について
 - （2） 指定区域の評価について
 - （3） その他
- 3 閉会

（説明資料）

- 資料1－1 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の概要
資料1－2 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

【公表案】

- 資料 2 - 1 区域ごとの年度別 規制改革メニュー数・事業数
- 資料 2 - 2 平成28年度 指定10区域の状況
- 資料 3 国家戦略特区 今後の進め方について（有識者議員提出資料）

（配布資料）

- 国家戦略特区のこれまでの成果
（秋山国家戦略特区ワーキンググループ委員提出資料）
- 国家戦略特区の評価と課題
（磯山経済ジャーナリスト提出資料）

（参考資料）

- 参考資料 1 国家戦略特区における追加の規制改革事項等について
 - 参考資料 2 国家戦略特区の評価に係る関連規定
 - 参考資料 3 区域会議の開催、区域計画の認定状況
-

（議事録）

- 山本議員 ただ今より、第29回「国家戦略特別区域諮問会議」を開催いたします。
本日は、特区ワーキンググループの秋山委員と経済ジャーナリストの磯山様にも御出席
いただいております。
始めに、「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」につ
いて報告いたします。資料 1 - 1、1 - 2 を御覧ください。
前回の会議で決定した規制改革について、法制化が必要な 9 項目を全て本法案に盛り込
んでおります。
先週までに与党内での審査を終了しており、速やかに閣議決定をした上で、国会への法
案提出を行ってまいります。
続きまして、議題（2）の「指定区域の評価」について審議いたします。資料 2 - 1、
2 - 2 を御覧ください。
国家戦略特区では、法第12条及び基本方針に基づき、区域会議が事業の進捗状況を定期
的に評価し、総理に報告することになっております。
昨年度の 1 次指定 6 区域に加え、今年度は、10区域全てを対象といたします。
現時点での各区域の概況について、松本副大臣より説明いたします。
- 松本副大臣 それでは、私から御説明をさせていただきます。
まず、資料 2 - 1 を御覧ください。
年度別に特区ごとの「活用メニュー数」と「認定事業数」を示しております。今回の新

【公表案】

たな「評価の範囲」は赤枠で囲った部分になります。ただし、「1次指定」の区域につきましては、前年度までの認定分も継続事業として評価いたします。

特区ごとの「認定事業数」を見てみますと、最多は東京圏の34事業、全体の3分の1強を占めております。最少は新潟市、沖縄県の1事業です。このような格差が相当見られ、これは毎年広がっているところであります。

続きまして、「各区域の状況」を御説明します。資料2-2を御覧ください。各特区の評価すべき点と課題を御説明いたします。

始めに、東京圏ですけれども、評価すべき点は、大田区の「特区民泊」や神奈川県と東京都の「家事支援外国人材」の活用です。一方、大田区以外で「特区民泊」がいまだに活用されていないなどの課題もございます。千葉市は、「ドローンの実証実験」に積極的ですが、「特区民泊」などが未活用のままになっております。

次に、関西圏ですけれども、評価すべき点は、大阪府が「特区民泊」の日数を2泊3日に短縮して実施していることであります。京都府、兵庫県の活用メニューがそれぞれ1件にとどまっているとの課題もあります。

一つ飛ばしまして、養父市ですけれども、評価すべき点は、「企業による農地取得」の活用です。昨年9月の改正法施行後、既に4件を認定しております。また、「自家用自動車の活用拡大」なども養父市の提案です。全国初の活用に向け、精力的に取り組む姿勢は高く評価できるものと思います。

続きまして、福岡市・北九州市ですけれども、福岡市の評価すべき点は、「雇用センター」の来所相談件数が多いことであります。また、北九州市におきましては、2泊3日の「特区民泊」が評価できます。

新潟市と沖縄県ですけれども、先ほど述べたよう、新たな取組が進んでおらず、メニューの活用が急務となっております。

続きまして、2次指定、3次指定の区域でありますけれども、仙北市につきましては「国際ドローン競技会」の開催や「公道での無人バス走行実験」の実施などが、仙台市につきましては「NPO法人の設立迅速化」などが、愛知県につきましては「公社管理道路の民間運営」や「公設民営学校」などが、広島県・今治市につきましては今治市の「民間による道の駅の設置」や「獣医学部の新設」などが評価できます。ただし、全体に共通いたしまして、一部の事業は進捗が遅れております。今後、これらのスピードアップが求められております。

各区域の状況の説明は、以上であります。

○山本議員 それでは、次に、ワーキンググループの秋山委員と地域の取材をされている磯山様より御意見をいただきます。

それでは、秋山委員より、お願いいたします。

○秋山国家戦略特区ワーキンググループ委員 ありがとうございます。

【公表案】

秋山でございます。私は、2013年の制度設計から関わらせていただいております立場から、評価について何点か述べさせていただきます。

お手元の配布資料の最初のページを御覧いただきたいのですが、こちらは国家戦略特区で実現した主な規制改革事項の成果を時系列で示しております。御覧のとおり、規制改革事項に係る事業の開始には、政府決定から年単位での時間がかかっております。ただ、必要な措置がとられた時点からはおよそ1年を目途に自治体による活用が行われております。

この3年間で数多くの規制改革を実現できたという成果の要になっている点が三つございます。一つ目は、国会ごとに特区法案の提出を着実に実施していること、それから、リーダーシップのある自治体の首長による提案と活用が着実に実行されている点、三つ目が、本諮問会議での議論や総理の御指示の積極的姿勢が規制省庁との折衝にスピードアップ効果を与えている。この三つの点があると考えております。

この一つ目の法案提出につながる規制改革提案を質と量の両面で充実させる必要があることから、次のページを御覧いただきたいのですが、こちらにお示ししておりますように、提案者にとってもメリットがある形で提案募集を行うこととしております。提案があった内容については、必ず文書での回答を公開で行うこと、それから、特区指定を受けなくても実現可能な項目についてはその旨を明らかにするとしております。

このように、特区は一定の成果を継続的に生み出す仕組みが機能するようになってきておりますけれども、次なる課題は特区による経済活性化が効果を最大化していく点にございます。そのためには、二つ重要なポイントがあると思っております。

もう一度資料の前のページにお戻りいただきたいのですが、地方に関連する規制改革事項の二つ目でございますが、岩盤規制の一つであった企業による農地取得の特例は、2014年度の政府決定から措置まで2年がかかっております。しかし、この2016年度の措置後は、先ほど松本副大臣から御紹介がありましたように、養父市においては既に4件目の実績を上げるまでになっております。同様に、岩盤規制と言われる医学部新設や公設民営学校も政府決定から措置まで2年かかっております。今後は、この規制、特に岩盤規制の突破の期間の短縮化が望まれることが1点です。

2点目ですけれども、一旦措置をされた後の特区の活用については、これは自治体の首長のリーダーシップによる地域差が非常に明らかになってきております。ですので、今後、特区の評価のプロセス及び新たな特区の指定のプロセスの両方において、首長のリーダーシップという点は、今まで以上に重要視する必要があると考えております。

以上でございます。

○山本議員 ありがとうございます。

それでは、磯山さん、お願いします。

○磯山経済ジャーナリスト 国家戦略特区を恒常的に取材している立場から、一言二言申

【公表案】

上げたいと思います。

1枚目、「特区の成否は首長のリーダーシップ次第」と書いてありますが、こんなのは当たり前なことだと思われると思うのですが、兵庫県養父市の広瀬市長とか仙北市の門脇市長のリーダーシップでかなり前へ進んでいる。それから、東京都は知事が交代したことで一気に前へ進み始めているという、リーダーシップ次第で特区が動いているということがはっきりしているのだと思うのですが、一方で、最近、地方を取材していて感じますのは、改革疲れと言いますか、特区慣れと言いますか、特区として最初のうちは注目を浴びることで住民もくっ付いてきたのですが、最近では既得権とのぶつかりが表面化することで、逆に言うと、首長が選挙で苦戦をする。首長が孤軍奮闘しているというのが現実になりつつあります。例えば、兵庫県の養父市でも、去年秋に選挙がありましたが、広瀬市長は当選しましたけれども、かなり苦戦、ぎりぎりだったという感じであります。

次の紙ですが、首長をどうやって孤軍奮闘させないか、首長を支える体制をどうするかというのが大きなポイントだと思います。市町村では、大体首長のほうを向いているのですが、面従腹背とは言いませんけれども、一部の側近を除いて、なかなか全体で支えるだけの体制が出来ていないということで、特区の鍵は、改革派の首長を支える、孤軍奮闘させない体制作りがポイントだということで、最近、東京都でも作られていますが、共同事務局は非常にいい方法だとは思っているのですが、なかなか地方自治体には人材がない。市町村の職員に人材がないということで、例えば、内閣府に短期間、数箇月間インターンで出向させるとか何かをして、特区を支える人材を全国につくる工夫をされることが重要なのではないかと思います。

3枚目の紙ですが、特区は新技術・新産業の実験場として非常に大きな意味を持ち始めているということなのですが、技術のところは色々実証実験がされて見えるのですが、次の日本の産業、文化を支えていく上では、外国人材を果敢に受け入れていくことに、特区として枠組みを使えると思います。特に最近ではクールジャパン人材で、例えば、日本の温泉文化を支えているような人材が足りないという声を色々なところで聞きますので、そういう意味では、人材を育てていくあるいはアジアから日本の産業、文化を支える人々を受け入れていくという一つの仕組みとして特区が幅広く使われるということが重要だと思います。

首長次第と言いましたが、まだまだ改革派の首長は全国にいますので、どんどんこの特区の枠組みを広げていくことで規制改革の突破口を開いていただきたいと思います。

以上です。

(安倍議長入室)

○山本議員 ありがとうございます。

続きまして、資料3に基づき、八田議員よりお願いいたします。

○八田議員 ありがとうございます。

【公表案】

最初は、評価についてです。先ほど松本副大臣が御説明くださいましたように、特区の活用度については、区域ごとに大きな差がございます。28年度事業数が一つしかない1次指定の特区もあります。このような特区活用度の低い区域に対しては、厳格な対応が求められていくと思います。

次に、項目2です。国家戦略特区の4次指定を検討する必要があります。昨年の3次指定から既に1年以上が経過しておりますので、全国の自治体や事業所からの更なる提案募集を速やかに行うべきだと考えております。

次に、民間ペーパーから離れまして、私の考えを少し述べさせていただきます。

前回申し上げましたように、トマトなどの野菜工場はコンクリートを張るので、農地では作れず、転用しなければなりません。しかし、転用には手間もお金もかかるので、農地のまま野菜工場にすべきだというのが私どもワーキンググループの主張でございます。一方、農地のまま野菜工場を造ると農地の税優遇を受けられるので、これは税逃れだとする主張がございます。

しかし、今のように野菜工場にのみ高い税をかけると、農家が生産性の高い最新技術を導入することを妨げます。これは自給率をも引き下げてしまいます。農家が最新技術を導入するためには、農産物を土の上で作ろうと、コンクリートの上で作ろうと、差別なく同じ税の取り扱いをすべきだと考えております。

どうもありがとうございました。

○山本議員 ありがとうございます。

他の有識者議員からもお願いしたいと思います。

竹中議員、お願いします。

○竹中議員 時間が無いと思いますので、昨日まで香港とシンガポールの投資家と話してまいりましたけれども、特区に対する関心は非常に高い。シンガポールでは実はサンドボックス政策の責任者にヒアリングをする機会がありまして、そのことはまた後で御報告させていただきたいと思いますが、今回の法案でサンドボックスが明示的に入る。これは非常に大きな進歩であると高く評価されると思います。

もう1点だけ、今回の法律案の中に、実は自動車の自動運転の有効性云々という言葉が出てきますが、専門家の御指摘によれば、自動運転という言葉が日本の法律に入るのはこれが初めてだと。事程左様に、これこそまさに特区の価値だと思います。この特区の法案をしっかりと成立させていただいて、これを全国展開する。さらには、先ほどからもありましたように、やはり4回目からの追加指定を考える時期に来ていると思いますので、さらに加速をするようリーダーシップをお願い申し上げたいと思います。

○山本議員 坂村議員、お願いします。

○坂村議員 特区が与えた影響なのだと思いますけれども、今度、全国を対象とする民泊新法というものが出てきていると聞きました。ただ、一応調べてみますと、民泊について

【公表案】

は各国でも制度対応もいろいろで、確かに弊害も出ているようです。一般人によるシェアリングエコノミーと業者というのは分けて議論したほうがいいのではないかと私は思います。

ただ、そこで誰かがそれを認定するといったプロセスを入れてしまうと、事前規制というものの足かせになります。業者にはうまみはないけれども、個人ならいいという税制を考えるなど、賢い制度設計が望まれるのではないかと思います。前回触れましたけれども、本来の英国のサンドボックスというのはフィンテック関係で純粹の技術というより制度設計の実証実験という側面が強いものです。シェアリングエコノミー関連でも、サンドボックス特区の枠組みによる多様な制度改革の実験はできないのかということをおもいます。

そのときは、受益事業者の識別が重要になります。もちろん明示的な規約を提示して、完全に理解してもらっての自己責任は大前提としても、識別といえばマイナンバー。マイナンバーが使えないのでしょうか。マイナンバーに関する利用制限が特区限定で緩和できないか考えてほしい時期に来ているのではないかと思います。

以上です。

○山本議員 秋池議員、お願いします。

○秋池議員 国家戦略特区が始まりまして、この効果や成果が自治体間に広まってまいりました。当初、動きが鈍かったところの中にも高い課題意識を持って改めて規制改革に取り組みたいと考えている自治体も生まれてきており、追加の指定に期待したいと思います。

一方、既に特区に指定されている自治体については、国を背負って規制改革に取り組んでいるということの自覚を持って取り組むべきところ、遅れが生じているのであれば、アクションプランを示してそれを達成するようなことを考えていただき、それでなお取り組めない場合というのは、相応の対応を考えざるを得ないのではないかと思います。

また、今後に向けてなのですが、経済成長や地域の活性化につながる追加の規制改革のメニューについては、特区、その他の地区からも引き続き積極的に声を上げていただきたいとおもいます。

○山本議員 ありがとうございます。

いただいた御意見を踏まえ、速やかに区域会議で最終評価に向けた作業を進め、次回の本会議でその結果を御報告いたします。

以上で、本日の議事は全て終了しました。

最後に、安倍議長から御発言をいただきます。

ここでプレスが入ります。

(報道関係者入室)

○山本議員 それでは、安倍議長、お願いします。

○安倍議長 約3年前に成立した国家戦略特区法は、その後2度にわたる改正を経て、規制改革メニューを増やしてきました。今やメニューの数は55に上り、本日有識者の皆様か

【公表案】

からお話いただいたように、これらを活用した233の事業が全国の特区内で実現しています。

この国会にも大胆なメニューを追加した改正特区法案を提出します。我が国発のイノベーションの実現に向け、自動走行など先端的な実証実験の自由度を高めます。海外観光客への対応や競争力の向上につながる、消費者向けサービスや農業分野での外国人専門家の受入れを進めます。小規模な保育所でも3歳以上の子どもを受け入れられるようにするとともに、多様な主体による保育士試験を実施します。

メニューの追加に併せて、特区での改革の成果をできるものから速やかに全国展開してまいります。

特区による規制改革の手を緩めることはありません。この春には、熱意のある全国の自治体や事業者から大胆な規制改革事項を募り、今年中を目途に、国家戦略特区の第4次指定を行いたいと思います。

○山本議員 安倍議長、ありがとうございました。

それでは、プレスは退室をお願いします。

(報道関係者退室)

○山本議員 それでは、時間になりましたので、会議を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。